

浜田市地域福祉計画

令和 5 年度（2023 年度）～令和 9 年度（2027 年度）

令和 5 年（2023 年）3 月

島根県 浜田市

目次

第1章 地域福祉計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の策定体制	5
第2章 本市の現状と課題	7
1 人口の状況	7
2 世帯の状況	11
3 各地域の状況	14
4 市民の声から	15
5 地域福祉の取組状況と今後の課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1 基本理念	25
2 本計画とSDGsとの関連	25
3 基本目標	26
4 計画の体系	27
第4章 地域福祉推進のための施策	28
1 地域の活動に市民が積極的に参加する.....	28
2 利用者主体のサービスを実現する.....	40
3 総合的なサービス提供・連携体制を確立する	52
4 すべての市民が安心して暮らせる まちをつくる.....	64
第5章 地域ごとの現状と課題及び今後の展望	77
1 浜田地域	77
2 金城地域	79
3 旭地域	80
4 弥栄地域	81
5 三隅地域	82
6 今後の展望	83
第6章 計画の推進体制	85
1 計画の進捗管理	85
2 市民・関係団体・関係機関・行政の役割	85
資料編.....	87
1 相談窓口一覧	87
2 策定経過	92
3 浜田市保健医療福祉協議会則	93
4 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿.....	94
5 地域福祉専門部会委員名簿	95

第 1 章 地域福祉計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は今後も一貫して減少する見込みとなっており、人口に占める高齢者の割合（高齢化率）が今後高くなるとともに、核家族化の進展が相まって世帯数が減少することが予想されます。高齢者世帯、共働き世帯が増加することにより、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家族及び地域の支援力が低下すること、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱える事例が今後も増えていくことが考えられます。

また、コロナ禍が長期化し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が定着しつつあることも、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることがますます困難な状況を加速させています。

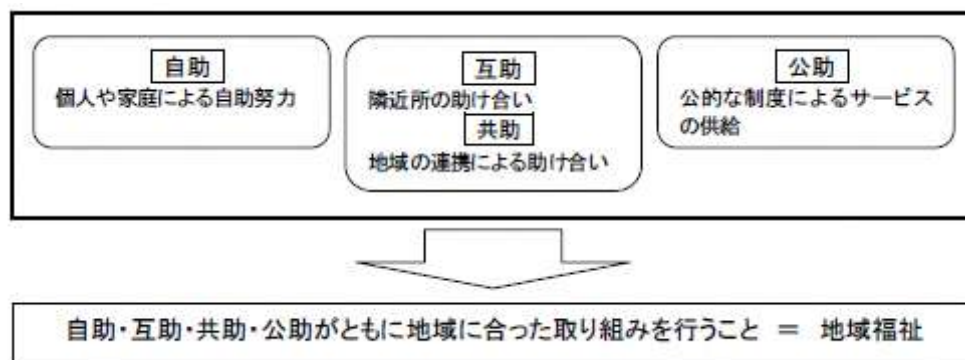
このような変化の激しい社会情勢の中で、国の方針として、「地域共生社会」の実現が掲げられています。「地域共生社会」とは、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域に関わるすべての人が『我が事』として、世代や分野を超えて『丸ごと』繋がることで、市民一人ひとりが住み慣れた地域を育み、支えあいながら自分らしく暮らし続けることができる社会のことです。

本市では、平成 20 年（2008 年）3 月に「市民を主役に互いを認め合い支え合うまち」を基本理念とした浜田市地域福祉計画を策定し、地域の福祉力を高めることを目的に、地域の人との「つながり」を強めながら福祉施策や地域活動を進めてきたところです。

このたび、平成 30 年（2018 年）に策定した現行の計画が令和 4 年度（2022 年度）で終了することから、これまでの取組を検証し、市民や関係団体の意見を取り入れながら、市民・福祉団体・行政等が共に考え、共に取組を推進するために、令和 5 年度（2023 年度）以降の「浜田市地域福祉計画」（以下、「本計画」）を策定しました。

(2) 地域福祉とは何か

地域社会を基盤として、誰もが安心して充実した生活が送れるように、自助・互助・共助・公助がともに地域に合った取組を行うことを「地域福祉」と表現することができます。



(3) 性格・役割

- ① 浜田市総合振興計画を踏まえ、浜田市の福祉のあり方や方向性を示すとともに、「地域共生社会」の実現をめざして策定するものです。
- ② 市が市民等の参加を得て、支援を要する人の生活課題の解決を図るための具体的な仕組みや取組を定めるものです。
- ③ 個別の福祉計画に掲げられた施策を盛り込むことはもちろん、個別の福祉計画に含まれない施策や現行の施策では対応が十分でない要支援者に対応する方策、地域福祉を推進するための方策についても盛り込みます。

(4) 計画の期間

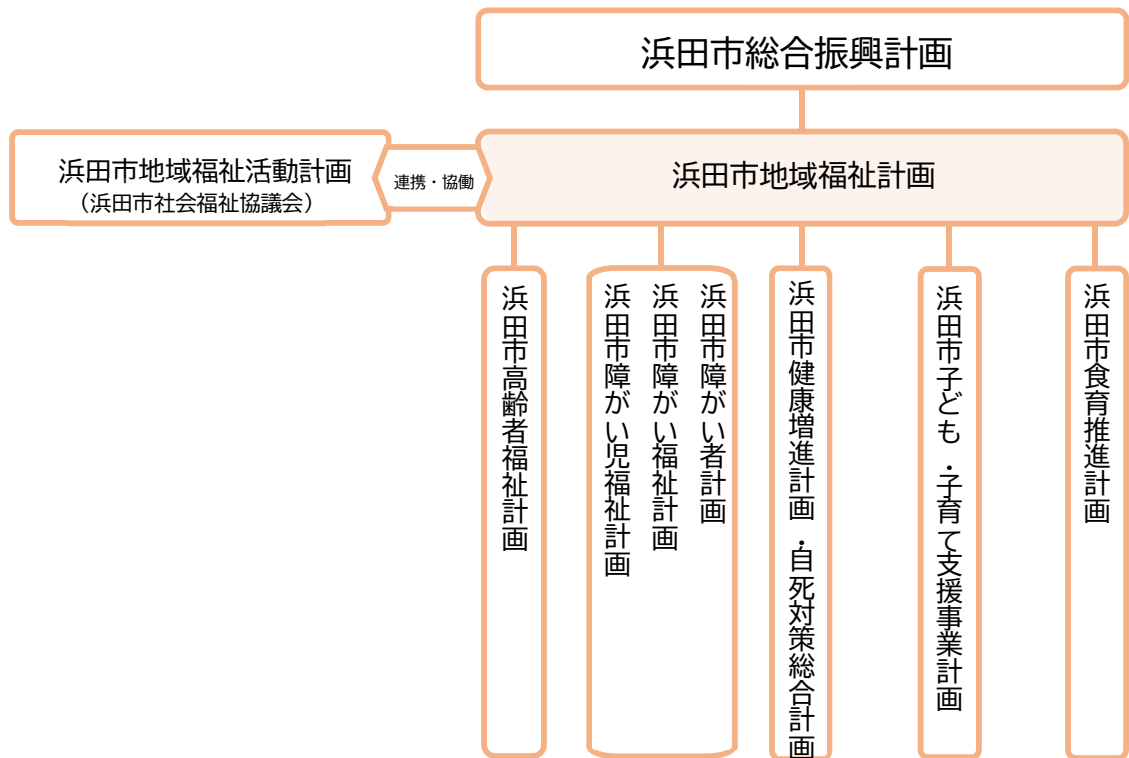
本計画は令和5年度（2023年度）を初年度とし、令和9年度（2028年度）までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間内において、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
地域福祉計画					
高齢者福祉計画					
障がい者計画					
子ども・子育て 支援事業計画					
健康増進計画 (自死対策総合計画)					
食育推進計画					

(5) 計画の位置づけ

①他計画との関係

本計画は社会福祉法第 107 条の「市町村地域福祉計画」に規定される行政計画です。高齢者・障がい者・子ども・子育て・健康増進・食育といった、福祉分野個別計画の上位計画にあたり、各分野の枠を超えて、横断的に福祉施策を展開していく計画です。



②地域福祉活動計画との関係

社会福祉協議会（以下、「社協」）は社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、民間社会福祉活動を計画化するものとして、「地域福祉活動計画」を策定することとなっています。市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画は、理念・方向性は同じであることから、相互に連携を図る関係にあります。地域住民の声を反映させ、福祉活動の担い手として参加を得ていくためには、両計画が車の両輪のように同調して実践されることが重要となります。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の比較

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
作成主体	行政	社会福祉協議会
性格	行政計画	民間計画
理念・方向性	公民協働で地域の課題の把握、解決への取組を行い、地域福祉を推進する	
内容	・ 公的福祉サービスの基盤整備及び提供 ・ 民間福祉サービスの支援	・ 民間福祉サービスの提供
	行政・民間福祉サービスの連携、協働、コーディネート	

（６）成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

本計画の「第４章 地域福祉推進のための施策 基本目標２ 利用者主体のサービスを実施する （３）権利擁護の推進」を「成年後見制度の利用促進に関する法律」に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけます。

【参考】 成年後見制度の利用促進に関する法律(抄)

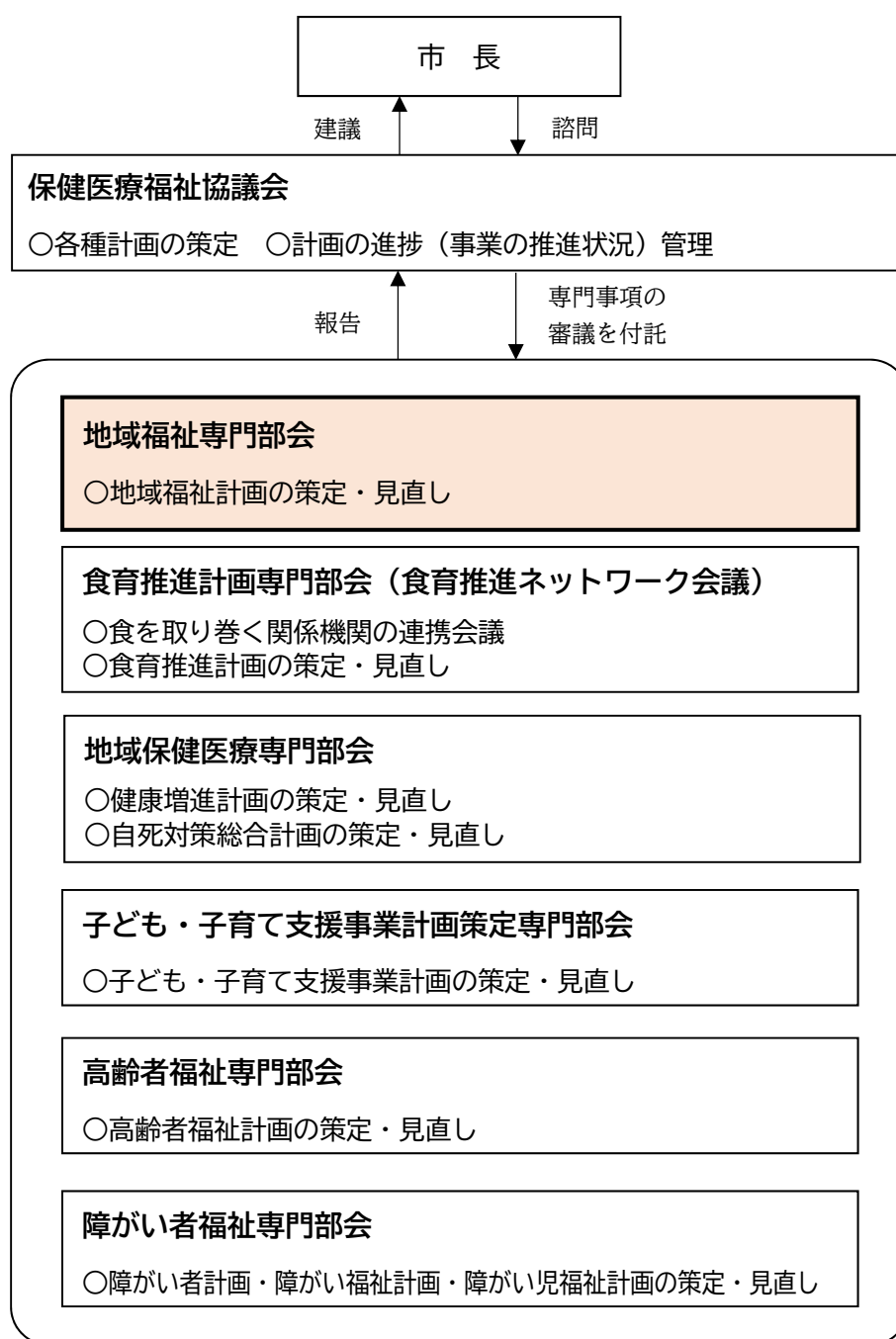
（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市保健医療福祉に関する計画を策定することとしており、本計画は地域福祉専門部会において審議を行いました。また、関係部局とも連携・調整を図りながら計画を策定しました。



(2) アンケート調査

市民に身近な地域のことやボランティア活動等に関する現状を広く把握し、計画に反映することを目的としてアンケート調査を実施しました。

■一般対象アンケート

調査対象者	令和3年（2021年）11月現在、市内在住の18歳以上の方
調査数	2,500名（層化抽出）
調査方法	郵送による配布回収
調査時期	令和3年（2021年）11月26日～12月23日
調査票回収数	1,149名（回収率46.0%）

■中学生対象アンケート

調査対象者	市内9中学校の中学2年生
調査数	417名
調査方法	各中学校を通じた配布回収
調査時期	令和3年（2021年）12月
調査票回収数	387名（回収率92.8%）

(3) 福祉関係団体調査（地域福祉ヒアリング）

現行計画の評価を踏まえ、市内の保健・福祉活動団体を対象に、施策の進捗状況や団体の活動状況、地域ごとの課題等を把握し、計画に反映することを目的として関係団体調査を実施しました。

調査対象者	浜田市社会福祉協議会、浜田市民生児童委員協議会をはじめ、日ごろより福祉活動に取り組んでいる関係機関等
調査方法	対象団体への調査票の郵送、emailによる配布回収
調査時期	令和4年（2022年）3月

第2章 本市の現状と課題

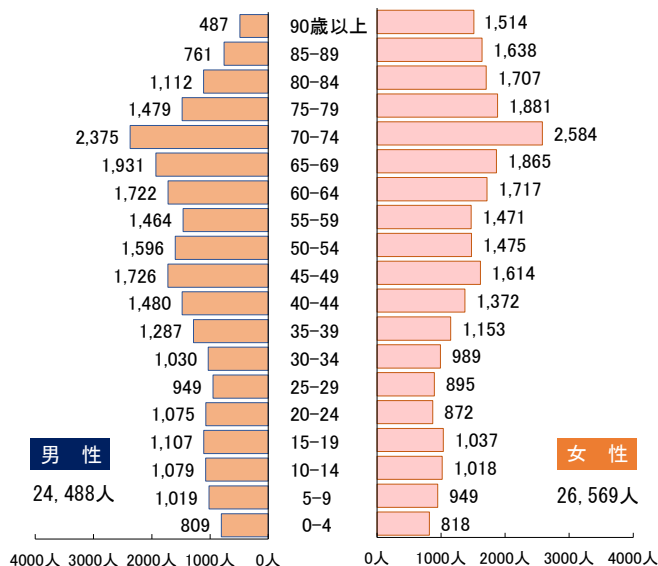
1

人口の状況

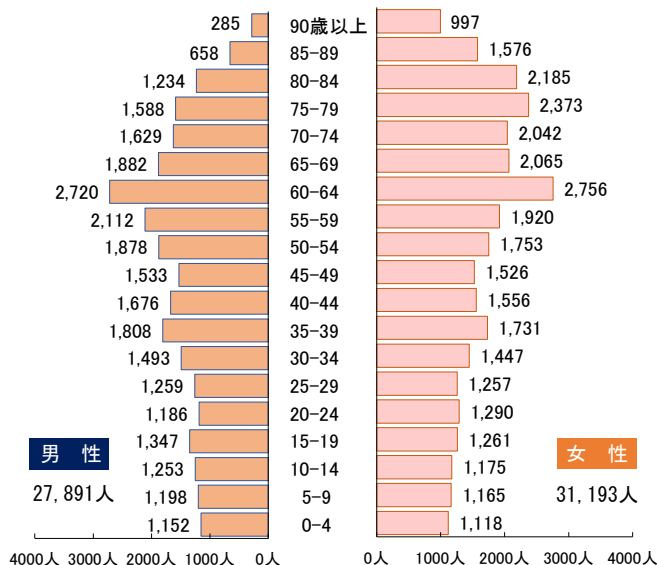
(1) 人口ピラミッド

令和4年（2022年）4月1日現在の人口構造は、男女共に70～74歳のいわゆる団塊の世代が最も多く、次いで男性は60～64歳、女性は75～79歳が多くなっています。また、平成24年（2012年）時点の人口構造と比較すると、若年層の人口が減少している一方、85歳以上の人口は増加しています。

■人口ピラミッド(令和4年(2022年)4月1日現在)



■人口ピラミッド(平成24年(2012年)4月1日現在)

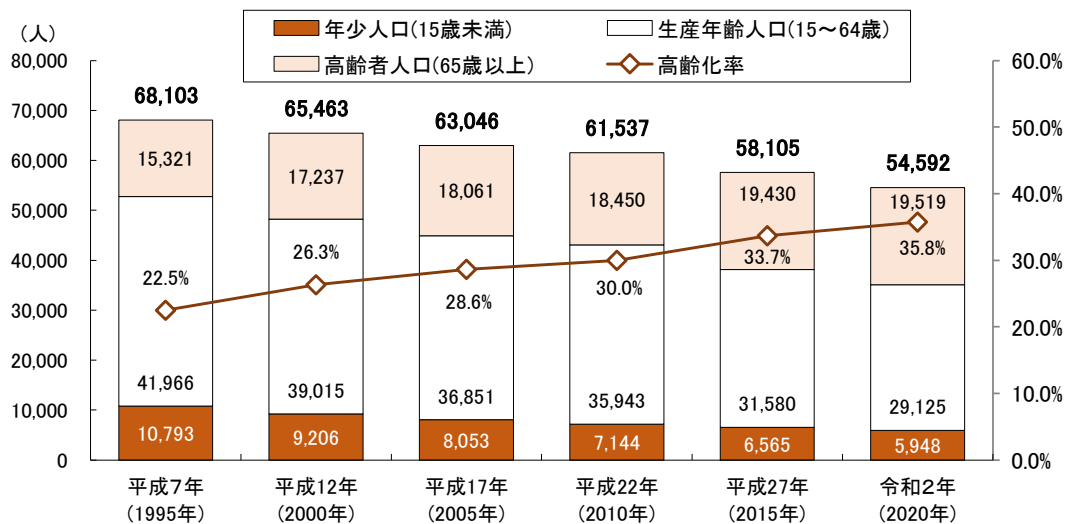


資料：各年住民基本台帳

(2) 人口・高齢化率の推移

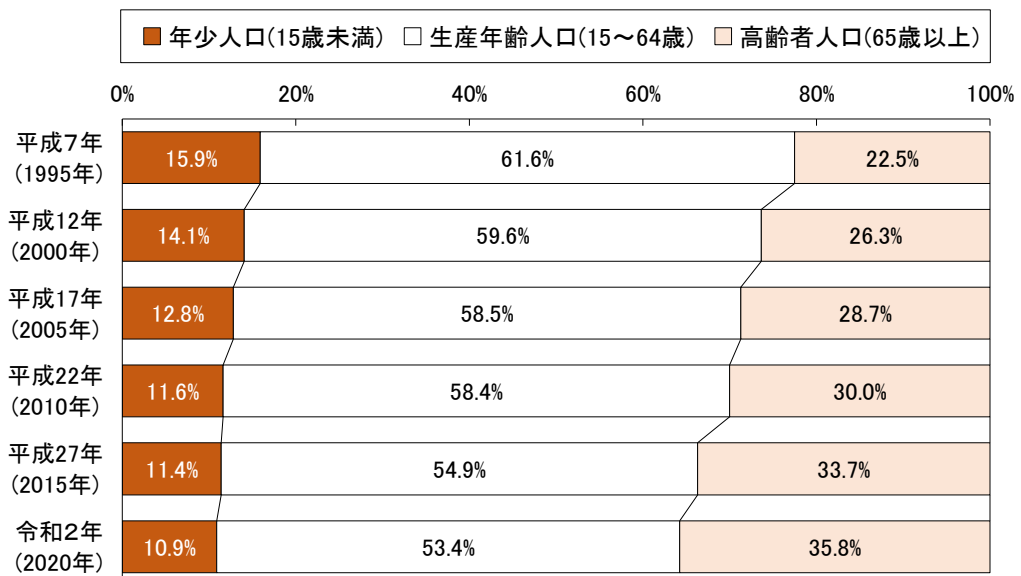
総人口は平成7年（1995年）以降、年々減少しています。人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が年々減少している一方で、高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

■総人口と高齢化率の推移



資料：国勢調査

■年齢3区分別比率の推移

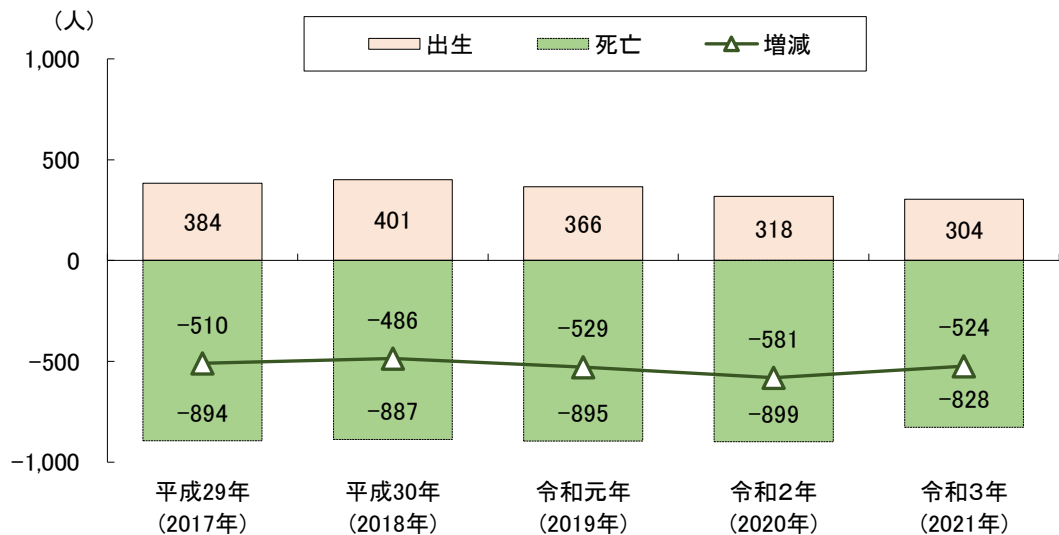


資料：国勢調査

(3) 出生数・死亡数の推移

平成 29 年（2017 年）から令和 3 年（2021 年）にかけての出生数と死亡数の状況を見ると、出生数よりも死亡数の方が多く、毎年自然減の状況が続いています。

■出生数・死亡数の推移(自然動態)

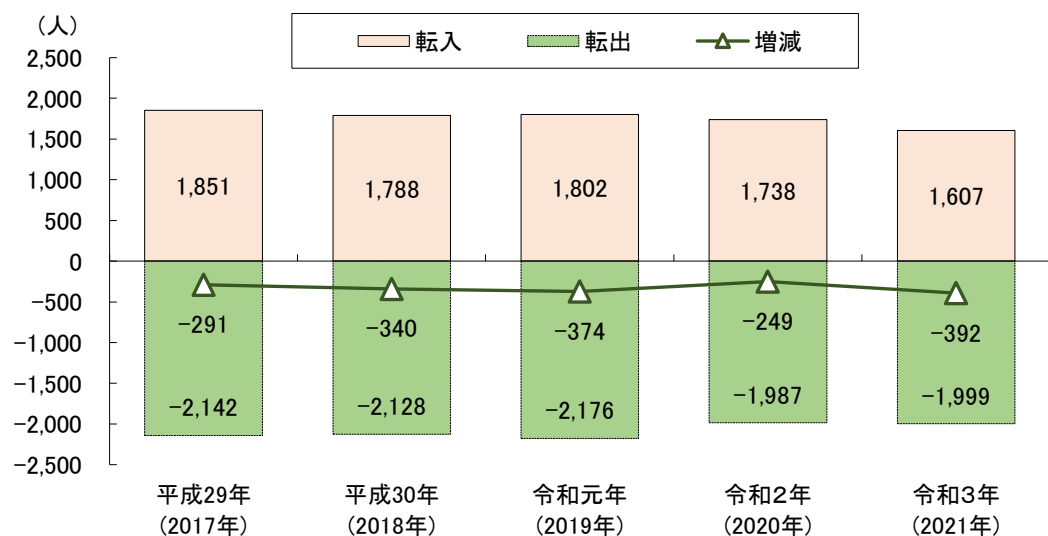


資料:島根県推計人口年報

(4) 転入・転出の推移

平成 29 年（2017 年）から令和 3 年（2021 年）にかけての転入と転出の状況を見ると、各年増減はあるものの、毎年社会減状態が続いています。

■転入・転出の推移(社会動態)

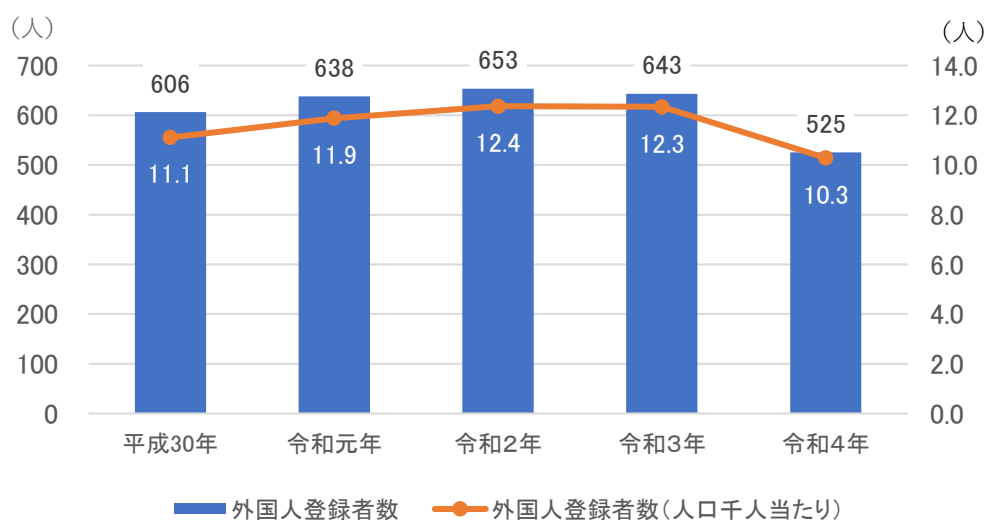


資料:島根県推計人口年報

(5) 外国人住民数の推移

外国人住民数は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた令和2年（2020 年）をピークに減少に転じています。令和4年（2022 年）の人口千人当たりの外国人住民数は 10.3 人となっています。

■外国人住民数(人口千人当たり)

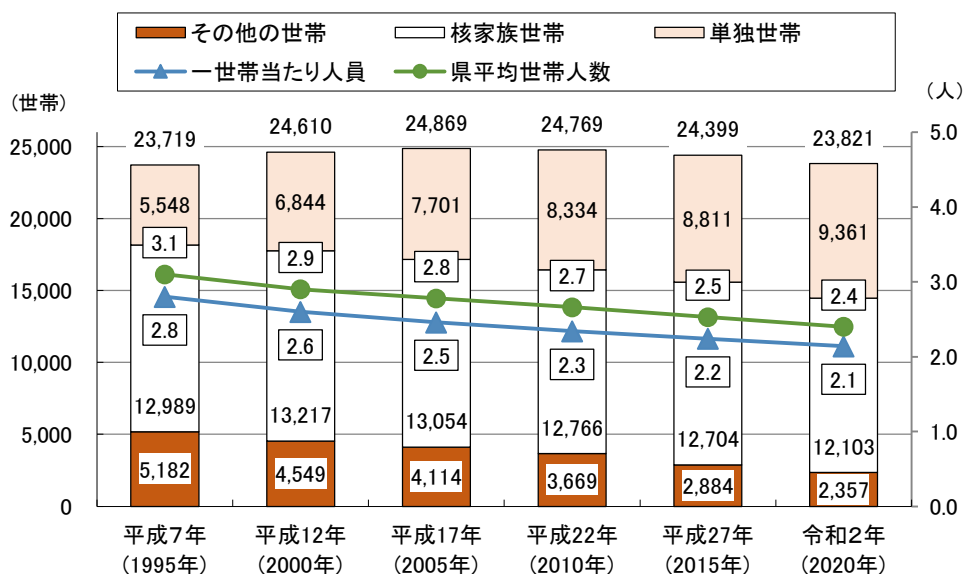


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(1) 世帯数の推移

一般世帯数は、平成 17 年（2005 年）をピークに減少に転じています。また、世帯類型別にみると、核家族世帯数、その他の世帯数（三世帯世帯など）は減少傾向にある一方で、単独世帯数は年々増加しています。平均世帯人数は県を下回って推移しており、世帯の小規模化が進行しています。

■世帯数と平均世帯人員の推移

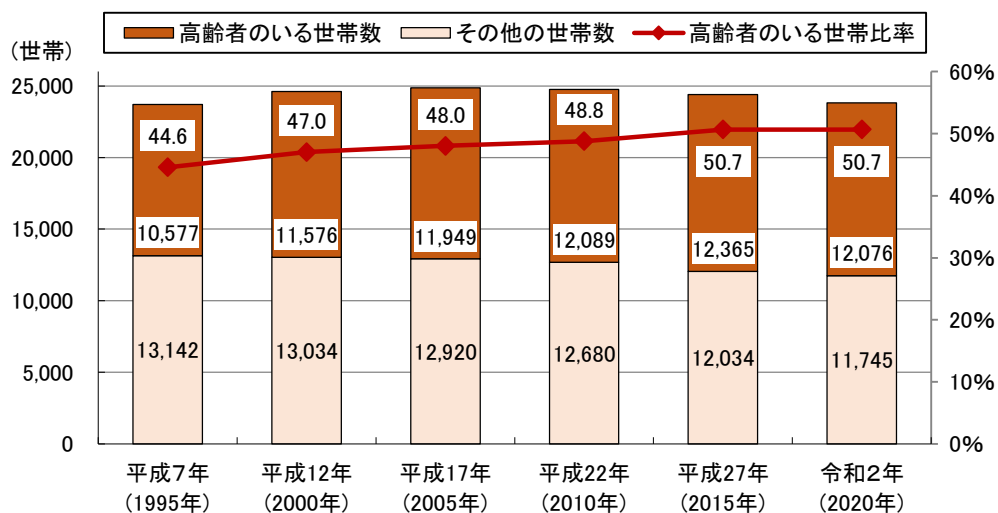


資料：国勢調査

(2) 高齢者のいる世帯数の推移

一般世帯数のうち、高齢者のいる世帯は平成 27 年（2015 年）まで増加傾向にありましたが、令和 2 年（2020 年）には減少に転じました。

■高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

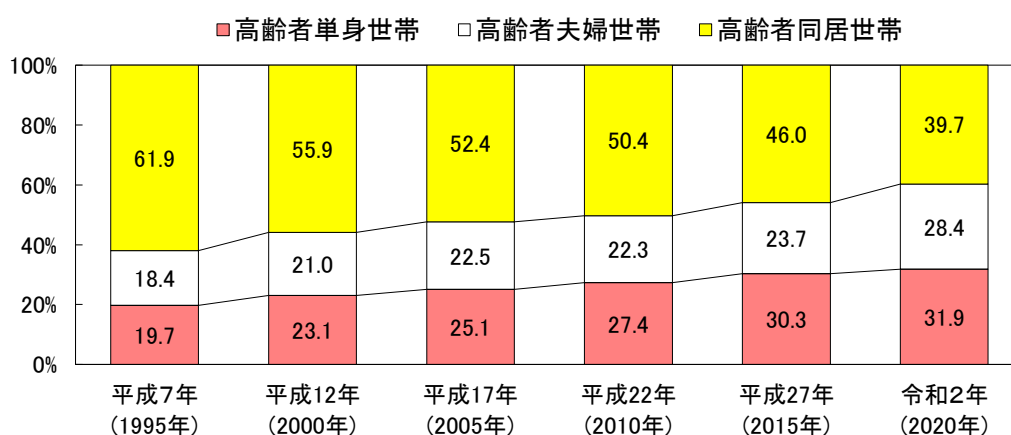
高齢者のいる世帯の状況をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯が年々増加しており、県よりも高い割合で推移しています。令和2年（2020年）では高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯ともに約3割となっています。

■高齢者のいる世帯の状況(浜田市)

(単位:世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯	23,719	24,610	24,869	24,769	24,399	23,821
高齢者のいる世帯	10,577	11,576	11,949	12,089	12,365	12,076
高齢者単身世帯	2,086	2,672	2,999	3,308	3,748	3,849
高齢者夫婦世帯	1,941	2,432	2,694	2,694	2,934	3,428
高齢者同居世帯	6,550	6,472	6,256	6,087	5,683	4,799

資料:国勢調査



上記の構成比は、端数を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

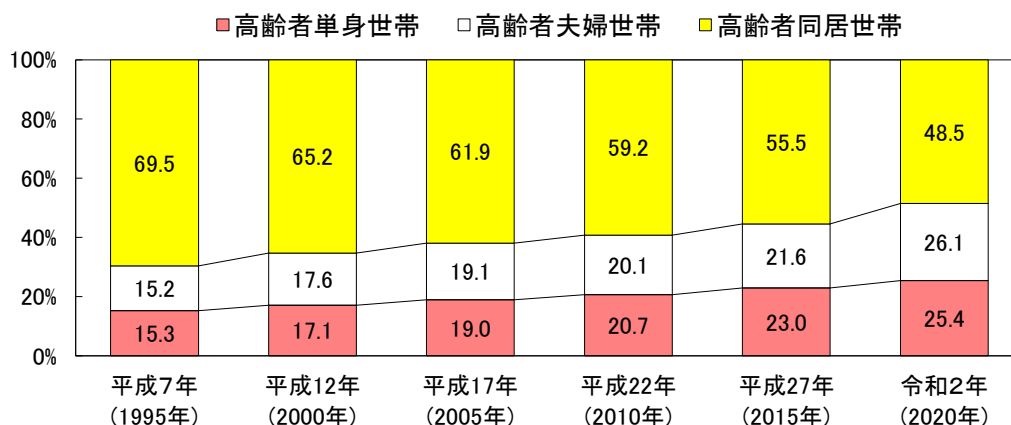
資料:国勢調査

■高齢者のいる世帯の状況(島根県)

(単位:世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯	244,996	256,508	259,289	260,921	264,080	268,462
高齢者のいる世帯	112,331	123,265	128,687	131,636	137,643	139,123
高齢者単身世帯	17,160	21,124	24,452	27,279	31,636	35,331
高齢者夫婦世帯	17,057	21,754	24,562	26,439	29,665	36,340
高齢者同居世帯	78,114	80,387	79,673	77,918	76,342	67,452

資料:国勢調査



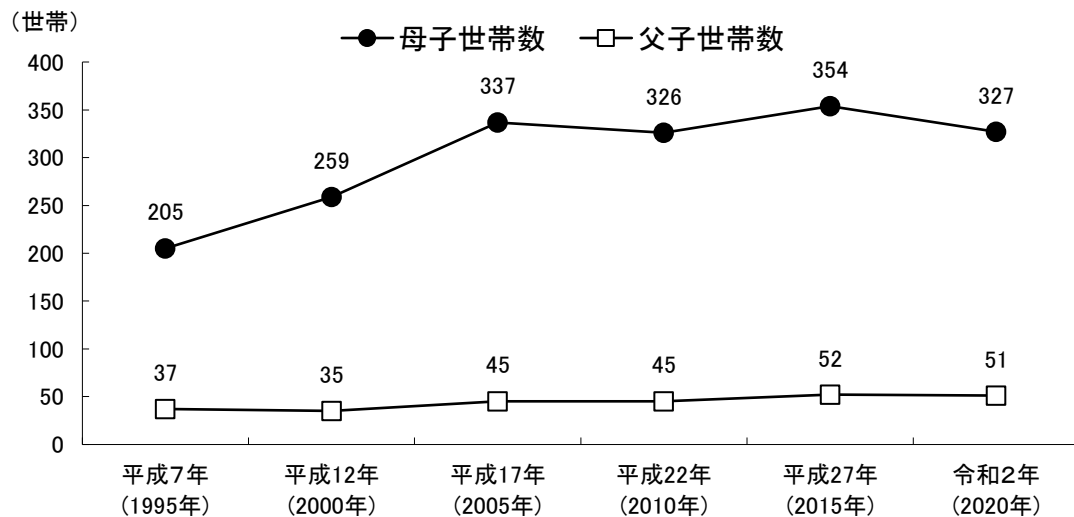
上記の構成比は、端数を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

資料:国勢調査

(3) 母子・父子世帯数の推移

母子・父子世帯数の推移をみると、令和2年（2020年）の母子世帯数は父子世帯数の約 6.4 倍となっています。また、母子世帯数は増加傾向にありましたが、平成27年（2015年）をピークに減少に転じています。

■母子・父子世帯数の推移

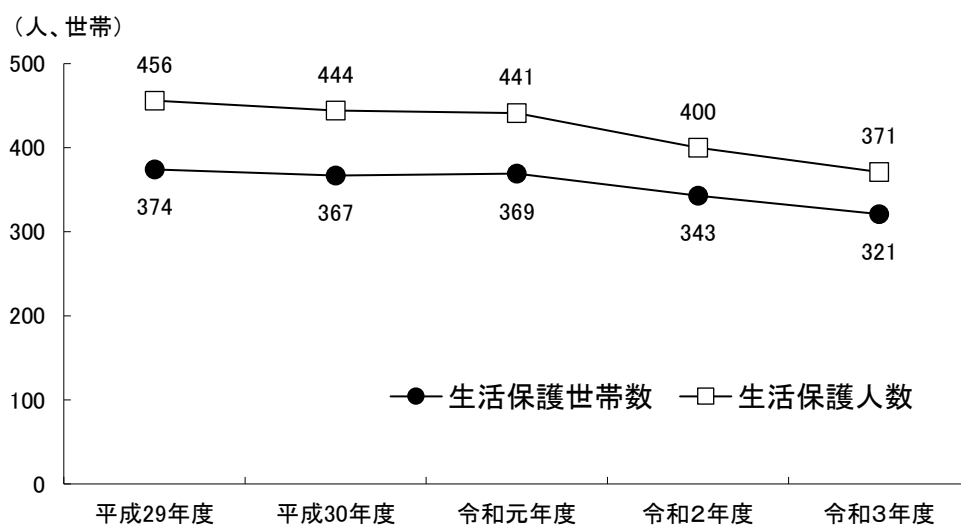


資料:地域福祉課

(4) 生活保護世帯数の推移

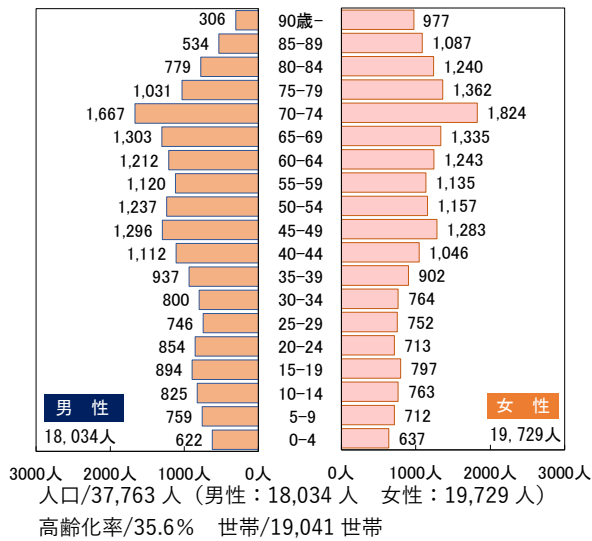
生活保護世帯数は年々減少傾向にあり、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）にかけて 85 世帯（18.6%）減少しています。また、生活保護人数も生活保護世帯数と同様に減少傾向にあります。

■生活保護世帯数と生活保護人数の推移

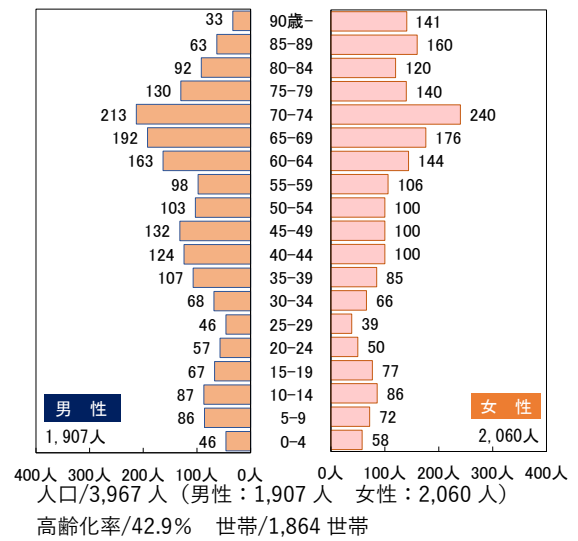


資料:地域福祉課

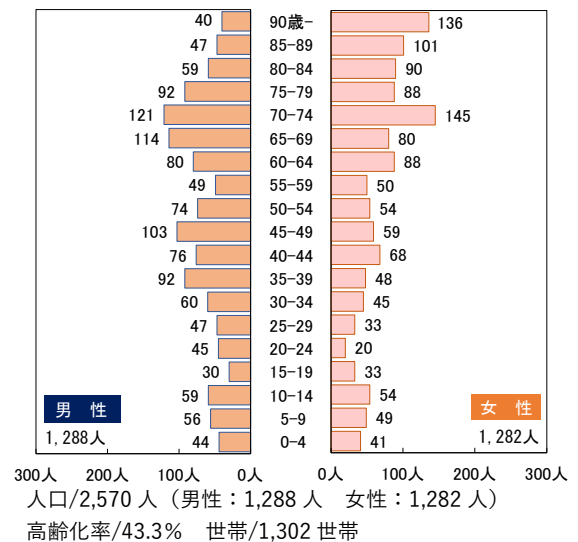
【浜田地域】



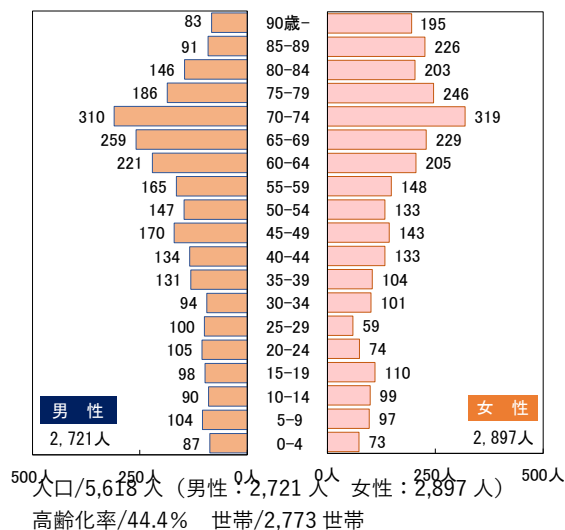
【金城地域】



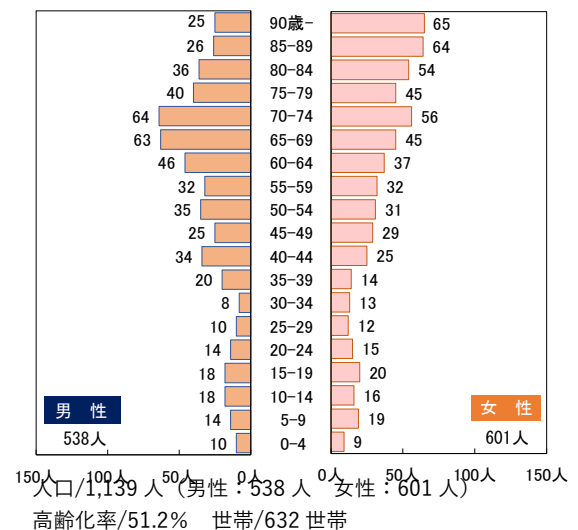
【旭地域】



【三隅地域】



【弥栄地域】



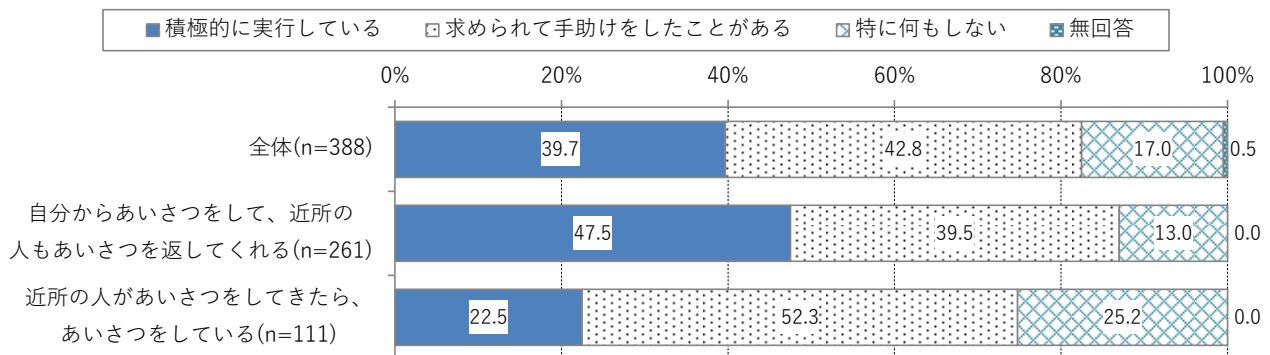
資料:住民基本台帳(令和4年(2022年)4月1日現在)

(1) 中学生対象アンケート調査結果

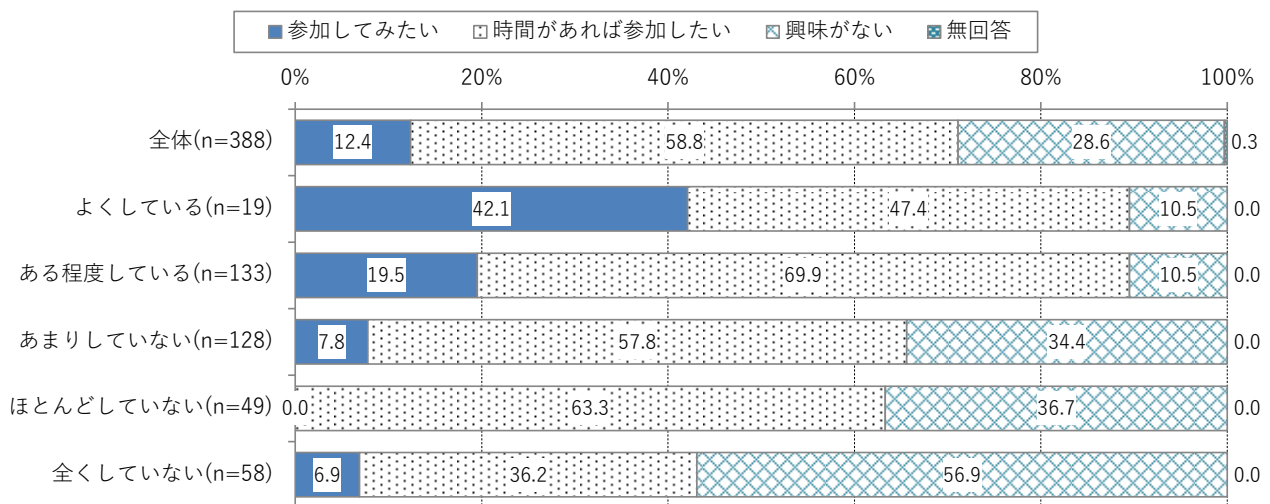
①近所・地域との関わり

- ・ 自発的に近所の人とあいさつをしている生徒の方が、困っている人を見かけたとき、手助けを「積極的に実行している」が高い傾向にある。
- ・ 地域の行事や活動に参加している生徒ほど、ボランティア活動に参加してみたいと考える割合が高い傾向にある。

■困っている人への手助けの実施状況(近所の人とのあいさつの状況別)



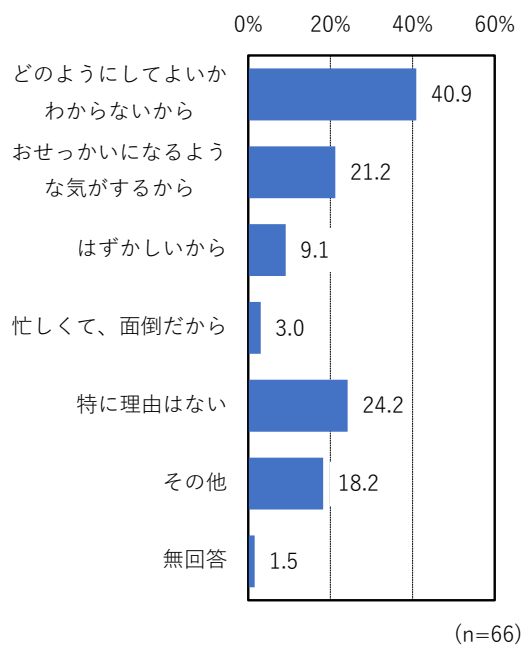
■ボランティアへの参加意向(地域活動等への参加状況別)



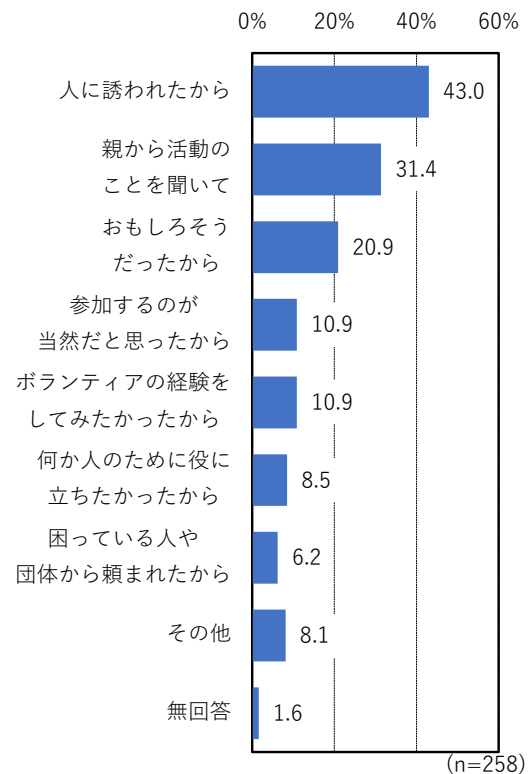
② 支え合い活動

- ・ 困っている人を見かけたとき、手助けを「積極的に実行している」または「求められて手助けをしたことがある」生徒の割合は 82.5%と高くなっている（15 ページ参照）。また、「特に何もしない」と回答した生徒の理由として、「どのようにしてよいかわからないから」の割合が最も高く、手助けすることに否定的ではないことがわかる。
- ・ ボランティアに「参加してみたい」または「時間があれば参加したい」生徒の割合は 71.2%と高い傾向にある（15 ページ参照）。
- ・ 過去にボランティア活動に参加したことのある生徒の参加したきっかけは「人に誘われたから」が 43.0%と最も高くなっている。
- ・ 過去にボランティア活動に参加したことのある生徒のうち、ボランティアに参加して「特に良かったと思うことはない」は 10.1%に留まっており、約 9 割の生徒が、ボランティアに参加し、何らか良かったと思うことがあったと回答している。

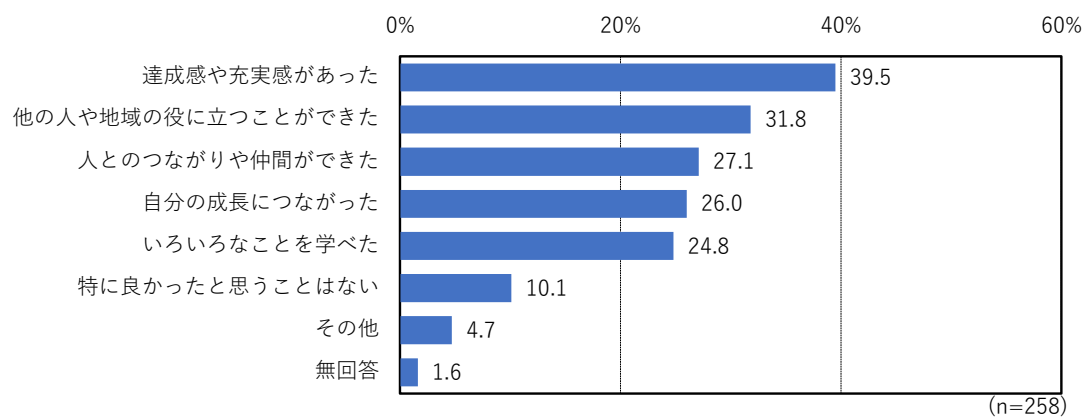
■ 困っている人に何もしなかった理由



■ ボランティア活動に参加したきっかけ



■ ボランティア活動に参加した感想

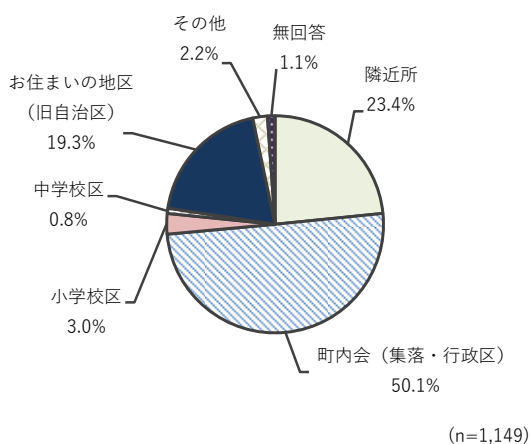


(2) 一般対象アンケート調査結果

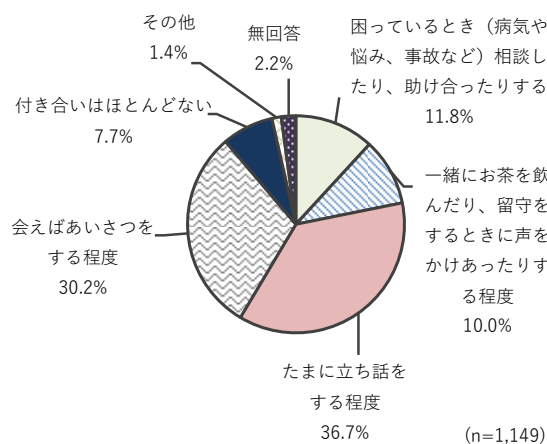
①地域との関わり

- ・ 市民が助け合う「地域」の範囲は、「町内会（集落・行政区）」が 50.1%、「隣近所」が 23.4%の順に割合が高い。
- ・ 近所との付き合いの程度は、「たまに立ち話をする程度」が 36.7%、「会えばあいさつをする程度」が 30.2%の順に高くなっている。逆に、「付き合いはほとんどない」は 7.7%となっており、約 9 割の人が近所とあいさつ以上の付き合いをしている。
- ・ 地域の行事や活動へ参加している人は 42.7%となっている。
- ・ 地域に愛着を感じている人は 51.8%となっているが、愛着を感じていない人を上回っています。

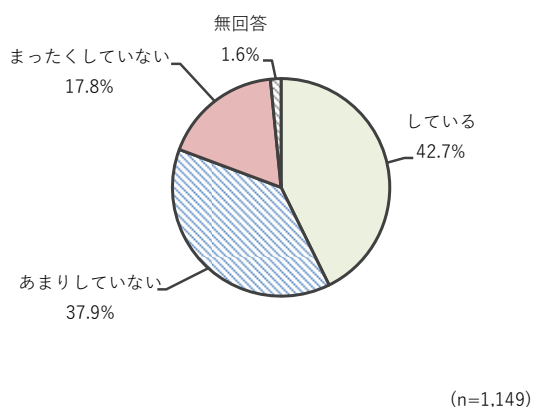
■住民が助け合うべき「地域」とはどの範囲



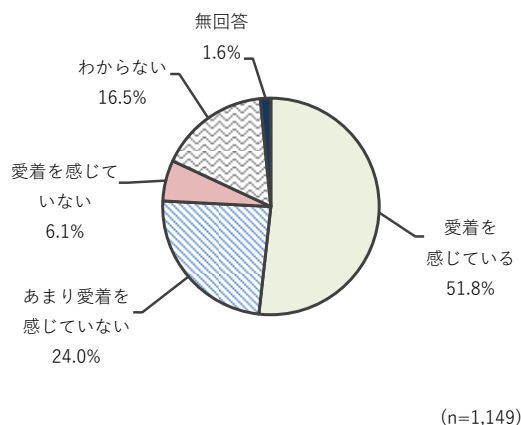
■近所の方との付き合い程度



■地域の行事や活動などの参加状況



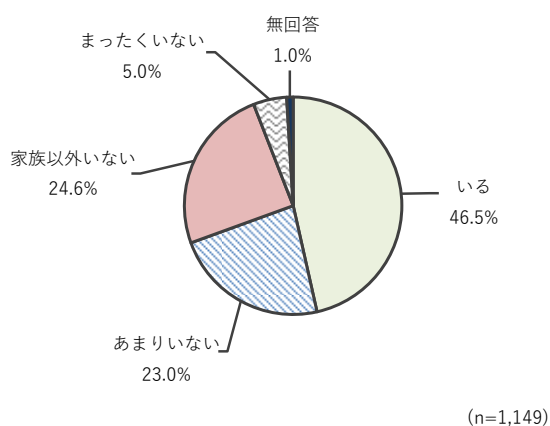
■住んでいる地域への愛着度



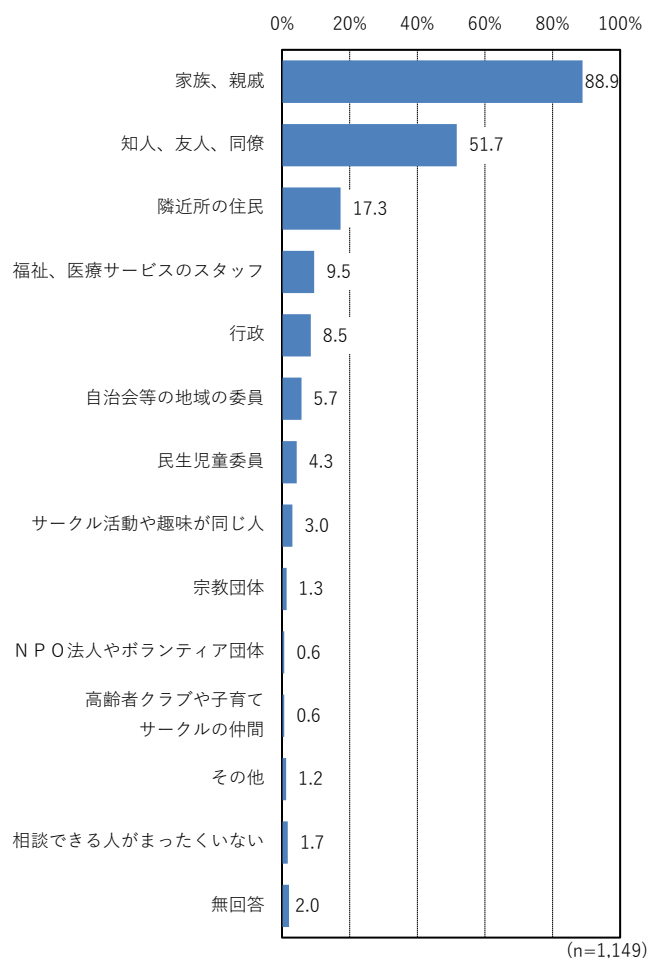
②相談

- ・ 困ったことが生じたときに、すぐに相談できる人が地域に「いる」が 46.5%、「あまりいない」が 23.0%、「家族以外いない」が 24.6%、「まったくいない」が 5.0%となっており、家族以外に相談相手がいる人の割合は約半数となっている。
- ・ 困った時の相談相手は「家族、親戚」、「知人、友人、同僚」、「隣近所の住民」の順に高くなっている。年齢階層が高くなるにつれて「隣近所の住民」の割合が高くなり、「知人・友人・同僚」の割合が低くなる傾向がみられる。
- ・ 民生児童委員の活動や役割の認知度は 49.1%で、約半数となっている。

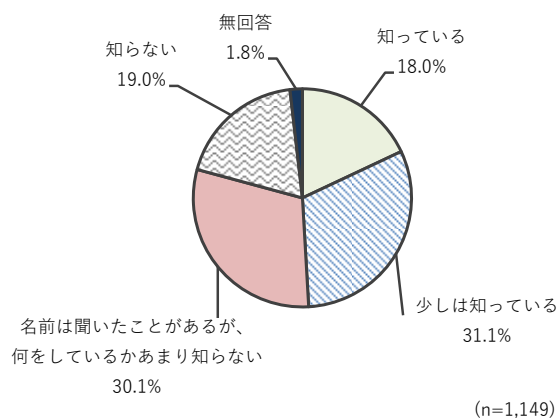
■お住まいの地域に相談できる人の有無



■困ったことや心配ごとが生じたときの相談先



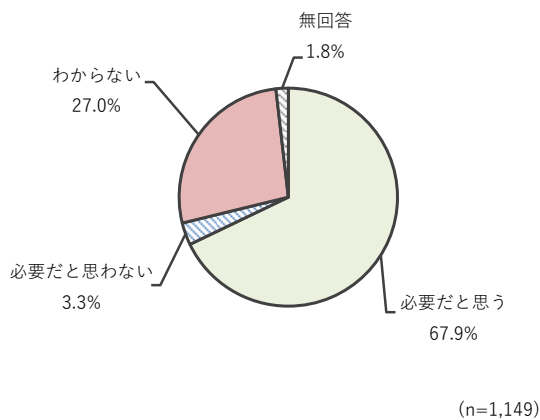
■民生児童委員の活動や役割の認知度



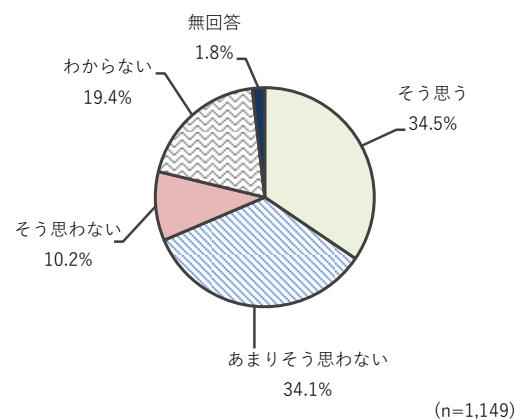
③「助け合い」、「支え合い」に対する考え方

- ・ 地域課題について、住民相互の自主的な支え合い、助け合いが「必要だと思う」が67.9%となっている一方で、「必要だと思わない」は3.3%に留まっている。
- ・ 住んでいる地域がお互いに助け合っていると「あまりそう思わない」または「そう思わない」の割合が合算すると44.3%となっており、半数に近くなっている。
- ・ 困っている人を見かけた時に手助けをするかどうかは、「積極的に実行している」が41.3%、「求められて手助けをしたことがある」が31.8%となっており、約7割が手助けをしている。
- ・ 困っている世帯に対して支援したいと考えている人は全体で45.9%となっている。
- ・ 地域の人たちが特に取り組んでいくことが必要な地域課題は「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援」が81.4%、「災害時の助け合い」が70.1%、「障がいのある人への支援」が42.6%となっている。
- ・ 介護保険や障がい福祉サービスなどの公的な支援のあり方について、「行政と地域住民が協力し合いながら行われるべきであると思う」、「国・県や市町村の責任で行うべきであると思う」の順に高くなっている。
- ・ 地域における支え合い、助け合い推進のために必要なことは、「地域住民一人ひとりが相互に助け合っていく意識を高めていくように啓発すること」が最も高くなっている。

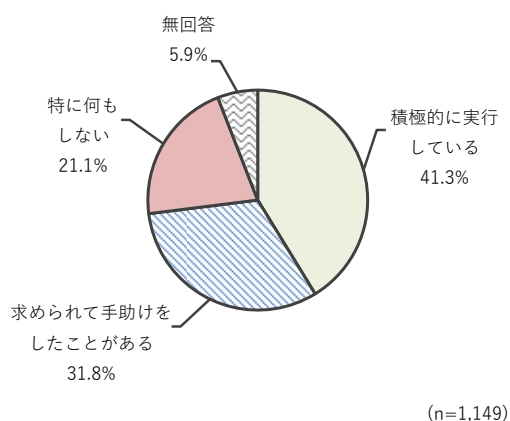
■住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性



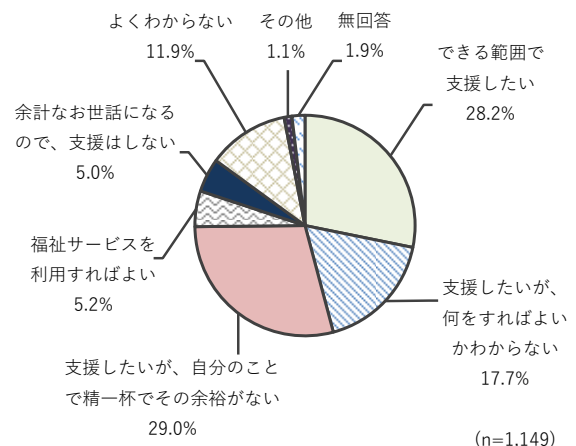
■地域で助け合えているかの認識



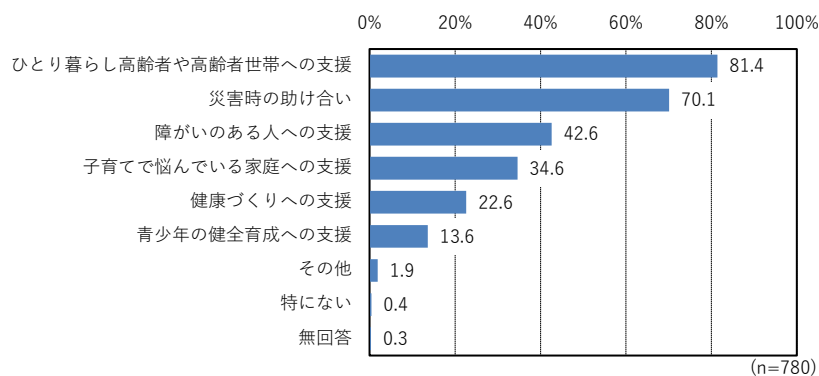
■困っている人への手助けの実行状況



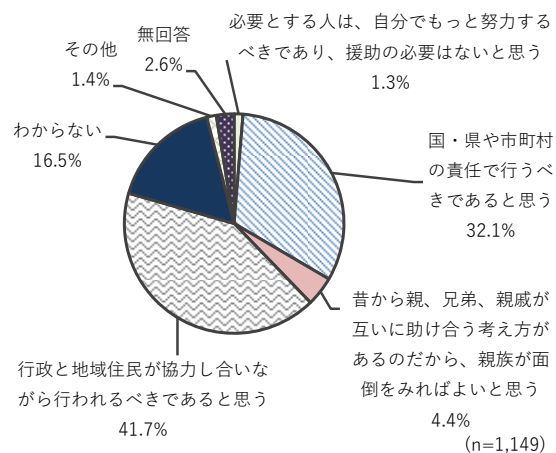
■困っている世帯に対する支援の考え方



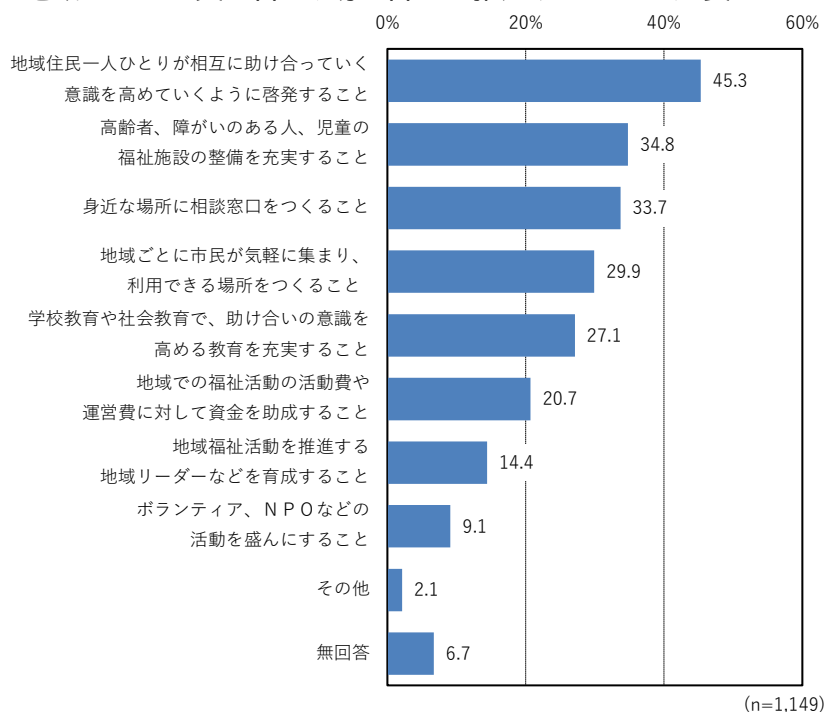
■地域の人たちが特に取り組んでいくことが必要な課題



■公的な支援に対する考え方



■地域における支え合い、助け合いを推進するために必要なこと



④地域別の傾向

1) 浜田地域

- ・ 家庭や職場、地域のなかで活躍する場所が少ないと思っている人の割合が高い。
- ・ 住民が助け合うべき範囲を「隣近所」と考えている人の割合が高い。
- ・ 地域でお互いに助け合っていると思う人の割合が低い。
- ・ 地域に対して、愛着を感じている人の割合が低い。
- ・ 高齢者や障がいのある人、子育てなどで困っている世帯に対して、支援したいと思う人の割合が低い。
- ・ 災害時の避難場所を知っている人の割合が低い。

2) 金城地域

- ・ 現在の生活に満足している人の割合が低い。
- ・ 地域づくりを進める活動に参加してもよいと思っている人の割合が高い。
- ・ ボランティア活動の在り方について、有償の方がよいと考える人の割合が高い。
- ・ 自家用車やバイクに乗れなくなった時の移動手段として、他の地域では「バス」と回答した人の割合が高くなっているが、金城地域では「家族・親戚の車」の割合が最も高い。

3) 旭地域

- ・ 安全・安心な生活を営むことができていると思っている人の割合が低い。
- ・ 地域でお互いに助け合っていると思う人の割合が低い。
- ・ 民生児童委員の認知度が高い。
- ・ 困っている人を見かけたとき、手助けをしている人の割合が低い。
- ・ 高齢者や障がいのある人、子育てなどで困っている世帯に対して、支援したいと思う人の割合が低い。
- ・ ボランティア活動のあり方について、有償の方がよいと考える人の割合が高い。

4) 弥栄地域

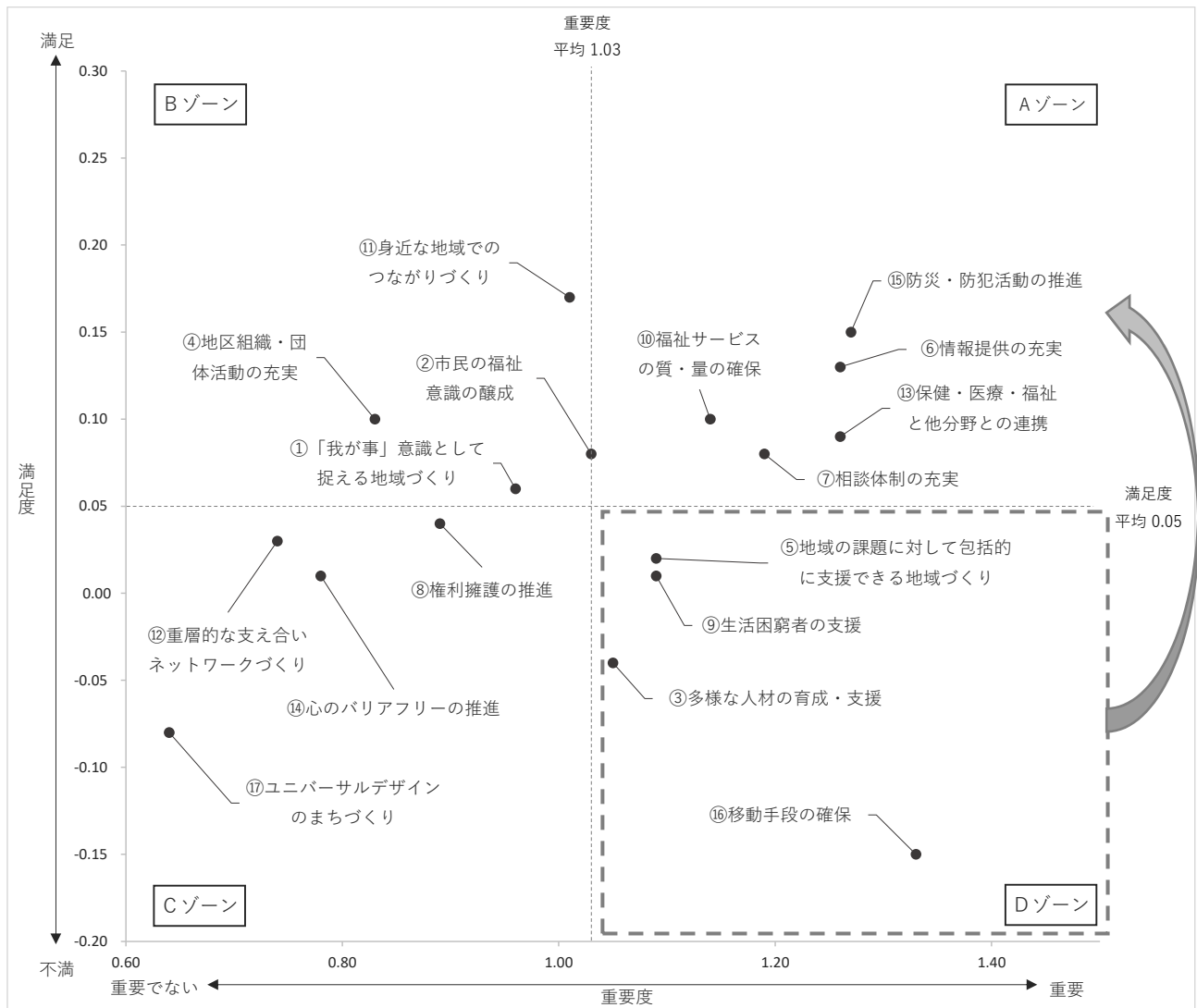
- ・ 困ったことや心配ごとが生じたときに、地域にすぐに相談できる相手がいる人の割合が高い。
- ・ 現在の生活に満足している人の割合が高い。
- ・ 近所の方との付き合いの程度が深い人の割合が高い。
- ・ 地域でお互いに助け合っていると思う人の割合が高い。
- ・ 地域の行事や活動などの参加に積極的な人の割合が高い。
- ・ 保健・福祉に関する情報を入手できていると感じる人の割合が高い。
- ・ 地域づくりを進める活動に参加してもよいと思っている人の割合が高い。
- ・ 住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係が必要だと思う人の割合が高い。

5) 三隅地域

- ・ 現在の生活に満足している人の割合が高い。
- ・ 住民が助け合うべき範囲を「隣近所」と考えている人の割合が高い。
- ・ 地域でお互いに助け合っていると思う人の割合が高い。
- ・ 福祉に対して関心がない人の割合が低い。

⑤地域福祉を推進するうえで、市民が必要と考えている施策

■浜田市が行っている施策の重要度・満足度



【散布図を4分割した各ゾーンの評価の目安】

Bゾーン 重要度は低いが、満足度が高い項目	Aゾーン 満足度・重要度がともに高い項目
Cゾーン 満足度・重要度がともに低い項目	Dゾーン 重要度は高いが、満足度が低い項目

- ・ 浜田市が取り組んでいる施策の中で、「防災・防犯活動の推進」「情報提供の充実」「保健・医療・福祉と他分野との連携」「福祉サービスの質・量の確保」「相談体制の充実」については、市民にとって重要度が高く、満足度も高くなっています。
- ・ 一方、「移動手段の確保」「多様な人材の育成・支援」「生活困窮者の支援」「地域の課題に対して包括的に支援できる地域づくり」については、市民にとって重要度が高いものの、満足度は低くなっていることから、DゾーンからAゾーンに押し上げるため、取組を強化する必要があります。

本市では、前計画の 4 つの基本目標に基づき、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉意識の醸成やサービス提供体制の充実、重層的な支え合いのネットワークづくり、防犯・防災といった地域の安全・安心の体制づくり等に関係機関や地域住民との協働のもと、取り組んできました。

しかし、前計画の策定から4年が経過し、社会情勢の変化とともに地域福祉の課題も多様化しています。このため、市民アンケートを実施し、現状と課題を把握するとともに、前計画に基づき市が実施している施策について、市民がどのように考え、どのように評価しているのかを調査しました。

市民アンケートの調査結果からは、「移動手段の確保」・「多様な人材の育成・支援」・「生活困窮者の支援」・「地域の課題に対して包括的に支援できる地域づくり」といった施策について、他の施策に比べて市民の重要度が高いにもかかわらず、満足度は低いということがうかがえます。

また、8050 問題¹やダブルケア²、ヤングケアラ³ーといった従来の福祉制度だけでは解決することのできない新たな課題も顕在化しています。

これらの課題に対応するためには、市民や地域の様々な主体が参画し、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が重要であり、そのための施策を推進する必要があります。

¹ 8050 問題：80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えているという問題。主な要因は子どものひきこもりの長期高齢化とされる。

² ダブルケア：子どもの育児と親の介護が同時期に発生する状態のこと。

³ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

第3章 計画の基本的な考え方

1

基本理念

本市ではこれまで、自らが地域福祉の担い手となってお互いを認め合いながら、主体的に活動していくことができるよう、「市民を主役に互いを認め合い支え合うまち」を基本理念に掲げ取組を進めてきました。

市民一人ひとりが地域の活動に参加し、地域の困りごとに対して協力し合って解決に導く「意識」を持つだけでなく、「支え手側」、「受け手側」という関係を超えて、だれもが地域の課題を「我が事」として捉え、助け合い、支え合うことが重要です。併せて、地域の課題を「丸ごと」受けとめる場づくりと新たな資源の創出により、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現していくことが必要です。また、こうした社会を実現することは、SDGsの目指す「誰一人取り残されない社会の実現」にもつながります。

そのため、本計画においても次の基本理念を継続します。

市民を主役に 互いを認め合い 支え合うまち

「市民を主役に」という言葉には、市民一人ひとりが自分たちの地域について考え、参加する意識を持つということと、地域福祉に関する活動をする側も市民を中心に活動していく、という思いを込めています。

福祉に対する意識を高めることにより、互いを認め、共に生きられる社会をつくるため、「市民を主役に」という意識を市民一人ひとりが持つことで「互いを認め合い 支え合うまち」をめざします。

2

本計画とSDGsとの関連

SDGsは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された2030年（令和12年）を期限とする17のゴール（目標）と169のターゲット（目標のために実現させること、取組）、232の指標から構成されるものです。

本計画においても、各基本目標に関連するSDGsのアイコンを明示することで、計画の内容がSDGsのどの分野に該当するのかが分かりやすくなるよう配慮しました。



基本目標 1 地域の活動に市民が積極的に参加する

地域を構成するのはそこに住む人々であり、地域をより良くしていくためには市民の力が不可欠です。よりよい地域福祉活動を推進していくためには、市民一人ひとりが地域のことを「我が事」として捉え、積極的に参加していくことが必要となります。

学校教育や生涯学習等を通じて、市民一人ひとりが互いを認め合い、地域に参加する意識を高めていきます。また、ボランティア活動等により多くの市民の参加を促進するとともに、より活発に市民活動が行われるように支援を推進します。

基本目標 2 利用者主体のサービスを実現する

現在の福祉サービスは、利用者が事業者と対等な立場に基づきサービスを選択する「利用制度」となっており、縦割り型の仕組みとなっています。

利用する市民の視点に立ち、必要としている人が必要なサービスを利用し、自立した生活を送ることができるように、情報提供を充実するとともに、権利擁護、サービスの質・量の確保を推進します。また、縦割り型となっている公的なサービスを包括化することにより、地域の課題に対して「丸ごと」支援する体制を構築します。

基本目標 3 総合的なサービス提供・連携体制を確立する

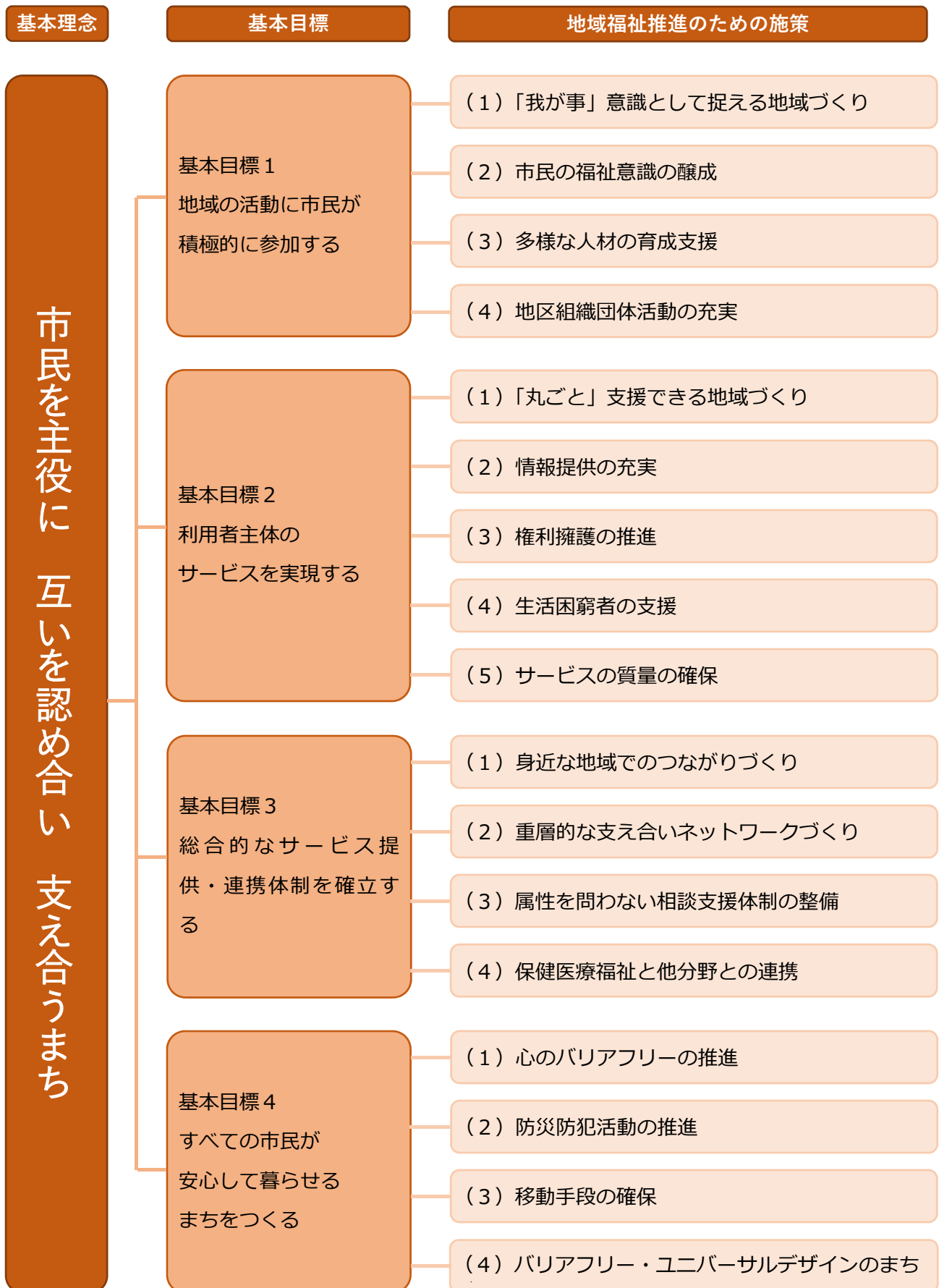
地域づくりの基本となる隣近所でのつながりづくりをはじめとして、地区・地域・全市において重層的な支え合いのネットワークづくりを推進するとともに、社会とのつながりを作るための支援や属性や世代を問わない包括的な相談を受け止める体制の整備を進めます。

また、市民のライフステージを通じて切れ目なく、適切な支援を行うため、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関の連携体制を確立します。

基本目標 4 すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる

すべての人が共に生きる社会こそノーマル（普通）の社会である、という「ノーマライゼーション」の考え方は地域福祉において重要な理念です。

すべての市民が安心して、共に住み慣れた地域で暮らせるように、互いに理解を深め、共に生きる意識の啓発を行うとともに、防犯・防災といった地域の安全・安心の体制づくり、移動手段の確保、施設や交通環境の整備を推進します。



第4章 地域福祉推進のための施策

1

地域の活動に市民が積極的に参加する



(1) 「我が事」意識として捉える地域づくり

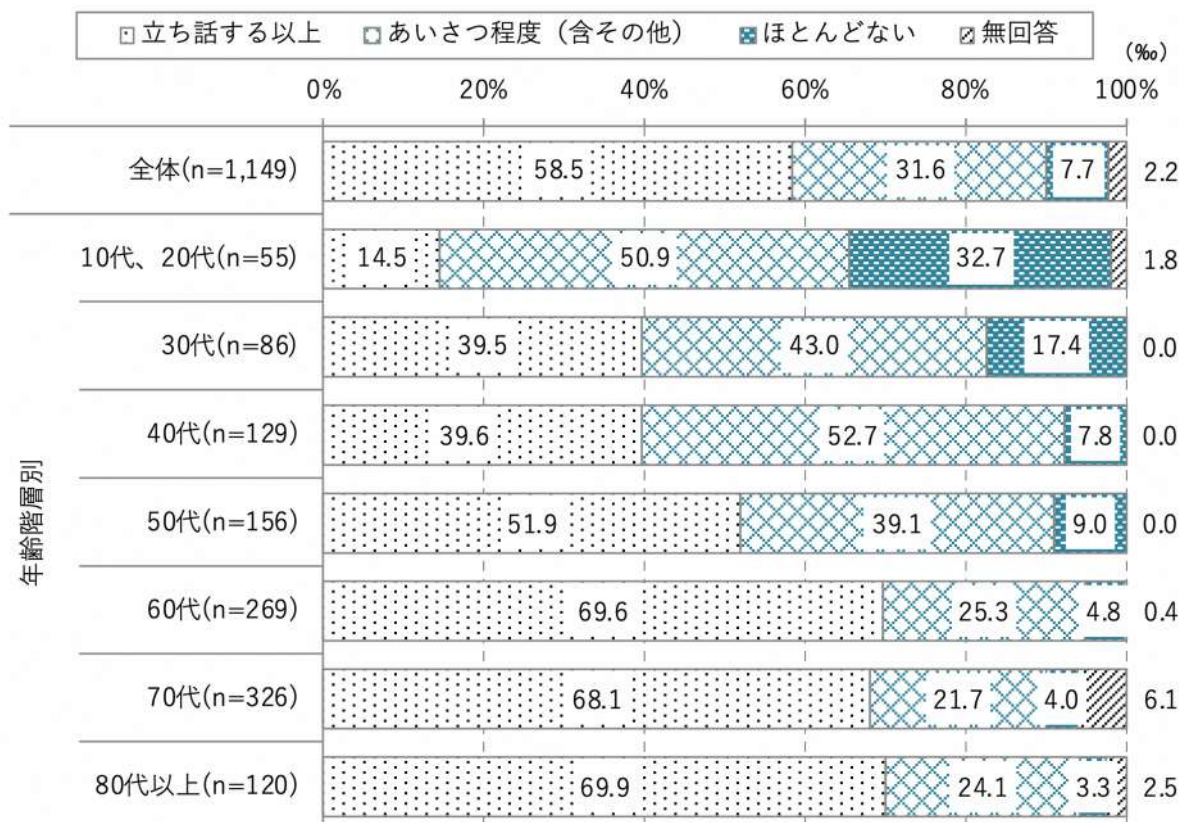
一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。地域づくりにおいても、地域にある諸課題について、市民が「他人事」ではなく、「我が事」と捉え、主体的に関わっていただけるよう、意識の向上を図ることが必要です。



現状と課題

- 本市では、高度成長期やバブル期に見られた都心部への若者の流出に加え、近年では少子高齢化も人口減少の大きな要因になっています。さらに、核家族化や生活様式の変化、価値観の多様化なども相まって、地域のつながりは以前に比べて希薄になってきています。
- アンケート調査からは、普段、近所との付き合いがほとんどないと回答した人が7.7%存在していますが、特に40歳未満の比較的若い世代にその傾向が高くなっています。
- 地域の地域福祉ヒアリングからは、「高齢化が進み地域において担い手が不足している」、「平均寿命が延伸したことで地域の後期高齢者が増加し、そのことに伴って認知症の高齢者も増加傾向にある」などの意見が出されており、市民の意識の変化だけではなく、人口構造の変化による新たな地域課題が生じていることがうかがえます。
- これらの状況を踏まえると、地域に住むすべての住民が地域に関わりを持てるよう、そのきっかけを作りながら、地域で交流できる機会を持ち、支え、支えられる関係づくりを少しずつでも築いていくことが大切です。また、親世代のみならず、子どもたちに向けて、楽しく、さまざまな体験ができる地域行事を開催することで、次世代の地域づくりにつなげていくことも重要です。

■ふだん近所の人とどの程度の付き合いをしているか



地域福祉計画に関するアンケート調査 結果報告書(令和3年度)



施策の方向

市民がそれぞれの役割を持ち、地域における当事者として積極的に地域づくりに参画できるよう、講演会や講座等を通じて福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域課題の解決に向けた体制づくりを進めます。

① 福祉を「他人事」から「我が事」にするための啓発活動の推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○地域づくりについて「我が事」として情報を得る意識を持ちます。 ○地域づくりに関する講演会や講座等に積極的に参加します。
地域が連携して取り組むこと	○出前講座等を通じて継続的に理念の共有を図ります。
行政と社協が連携して取り組むこと	○地域づくりに関する講演会や講座等の支援に努めます。

② 市民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○市民が主体となって地域における課題解決に向けた話し合いを行います
地域が連携して取り組むこと	○地域の活動団体等と連携し、課題解決に向けた取組を行います。 ○地域でリーダーを育成し、リーダーに協力しながら地域課題の解決に向けた活動を行います。
行政と社協が連携して取り組むこと	○地域における集いの場や話し合いの場を支援します。 ○地域住民同士の支え合い活動の推進に向けて、その支え手となる支援者の養成に取り組みます。 ○高齢者や障がいのある人などの当事者組織の支援に努めます。 ○生活支援コーディネーターを配置し、地域の生活や困りごとの実態を把握し、支援者と困っている人のマッチングを行います。 ○関係課と連携を図り、市民主体による地域課題の解決に向けた体制づくりの支援に努めます。

(2) 市民の福祉意識の醸成

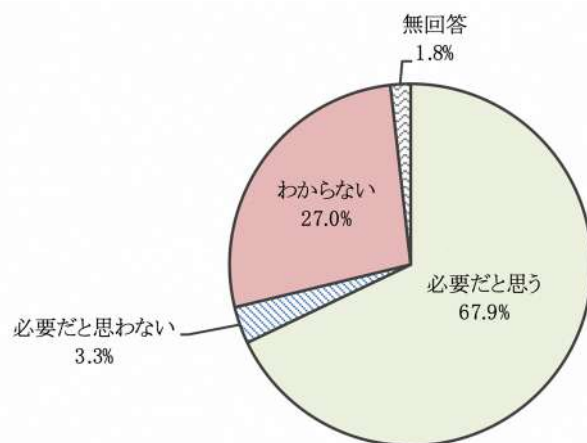
地域福祉を推進する上で、市民一人ひとりが地域に参加する意識、地域に共に暮らす人々を思いやる気持ちを持つことが大切です。



現状と課題

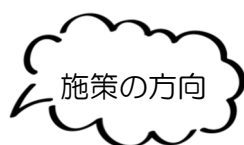
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は地域のつながりにも様々な影響を与えており、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることが困難な状況となっています。
- アンケート調査では、地域で起きるさまざまな生活の困りごとについて、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係が必要だと思うと回答した市民は 67.9%となっており、「必要だと思わない」(3.3%)を大きく引き離しています。また、困っている人を見かけたときに何らかの手助けをしていると回答した市民は 73.1%となっており、実際に行動している市民の割合が高い状況となっています。
- 近隣との関係が希薄になりつつあっても、住民同士のつながりを重要だと感じている住民は依然として多いことが分かります。
- 本市では、まちづくりセンターで各種講座の場が提供されており、生涯学習や生きがいづくり等の取組に市民が積極的に参加しています。また、各種講座や講演会、障がいや人権問題に関する理解促進、福祉関連のイベントを通じて、市民の福祉意識の啓発向上が図られています。
- いわゆる「団塊ジュニア世代(1971 年(昭和 46 年)~1974 年(昭和 49 年)生まれ)」が 65 歳以上の高齢者となる 2040 年(令和 22 年)を踏まえつつ、制度分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、また地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、市民の福祉意識を醸成し、住民一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことを目指していく必要があります。
- 人材育成を目的とした養成講座等については、講座からいかに今後の活動につなげていくかを考慮して取組を進めることが必要です。

■地域課題の解決に際し、住民の支え合い等の関係が必要と思うか



n=1,149

地域福祉計画に関するアンケート調査 結果報告書(令和3年度)



施策の方向

学校や地域の関係機関と連携し、多くの福祉体験を通じて子どもの頃から福祉に対する意識を養うとともに、誰もが参加しやすい学習機会の提供や交流の機会を通じて、市民の福祉意識の向上を図ります。

① 幼児期からの福祉意識の醸成

主体	取組の内容
一人ひとりができること	☐ 交流の機会に積極的に参加します。 ☐ 地域の活動に家族で参加します。
地域が連携して取り組むこと	☐ 地域資源を活用した福祉教育を推進します。 ☐ 福祉施設の地域への開放に努めます。
行政と社協が連携して取り組むこと	☐ 保育所（園）において障がい児保育や高齢者との交流を実施しており、引き続き推進します。

② 小・中・高校生に対する福祉教育の推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	☐ 福祉教育の場に積極的に参加します。 ☐ 学習したことを地域活動等に活かします。 ☐ （保護者として）いのちの大切さを伝えます。
地域が連携して取り組むこと	☐ 地域資源を活用した福祉教育を推進します。 ☐ 福祉施設の地域への開放に努めます。
行政と社協が連携して取り組むこと	☐ 総合的な学習の時間などの機会を利用した福祉体験学習や「ふるさと郷育」を推進します。 ☐ 保育所（園）・幼稚園・子育て世代包括支援センターにおいて、小中高生を対象とした子育て体験学習を実施します。

③ 生涯学習による福祉教育の推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○まちづくりセンターの活動や出前講座に積極的に参加します。 ○学習したことを地域活動等に活かします。
地域が連携して取り組むこと	○福祉に関する講座や行事等の企画・実施（講師の派遣など）に協力します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○生涯学習や生きがいづくりの活動への主体的な参画を促進するため、まちづくりセンター事業を推進します。

④ 各種講座等の情報提供

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○広報等で情報を収集する意識を持ちます。
地域が連携して取り組むこと	○福祉に関する講座や活動を積極的に広報します。 ○視覚・聴覚障がい者等に配慮した「情報発信」形態の作成に協力します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○認知症サポーター養成講座やあいサポーター養成講座などをはじめとする講座について周知や参加の促進を図ります。 ○広報・ホームページ・SNS等を活用し、福祉制度や各種講座、行事開催など、福祉に関する情報提供を行います。 ○多くの人が情報を入手できるように、関係団体と連携して音訳テープ等様々な形での情報提供に努めます。

⑤ 各種行事の開催

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○健康や福祉に関する行事や講演会、地域の行事へ積極的に参加します。
地域が連携して取り組むこと	○健康や福祉に関する行事や講演会の開催、あるいは開催に協力します。 ○市民の交流と福祉への意識を高められる行事を実施します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○健康や福祉に関する行事や講演会を開催します。 ○「障害者週間（毎年12月3日から12月9日）」、「人権週間（毎年12月4日から12月10日）」等の機会に、市民が交流し理解を深める行事の開催を支援します。

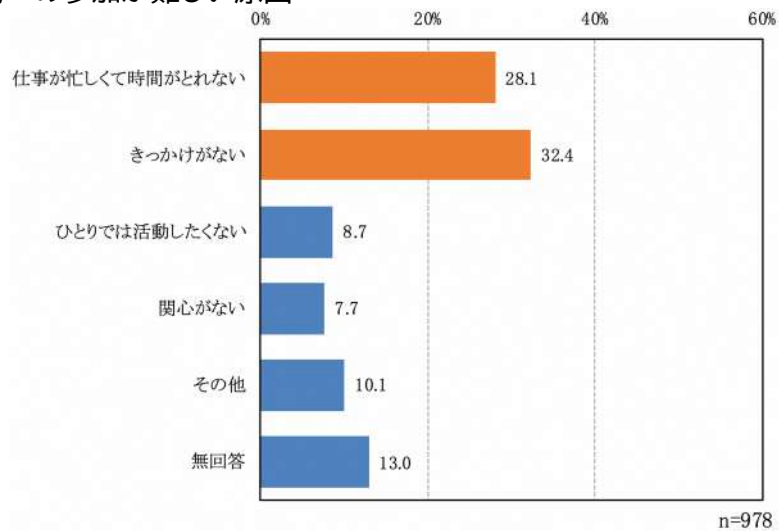
(3) 多様な人材の育成支援

地域福祉活動は、活動を行う「人」に支えられています。特にボランティアは地域福祉を支える重要な担い手であり、多様化する地域課題の解決のため、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されています。そのため、更なる活動の充実や人材の育成が求められており、今後もボランティアに対する理解と関心を促し、次代の地域福祉を担う人材の育成をしていく必要があります。



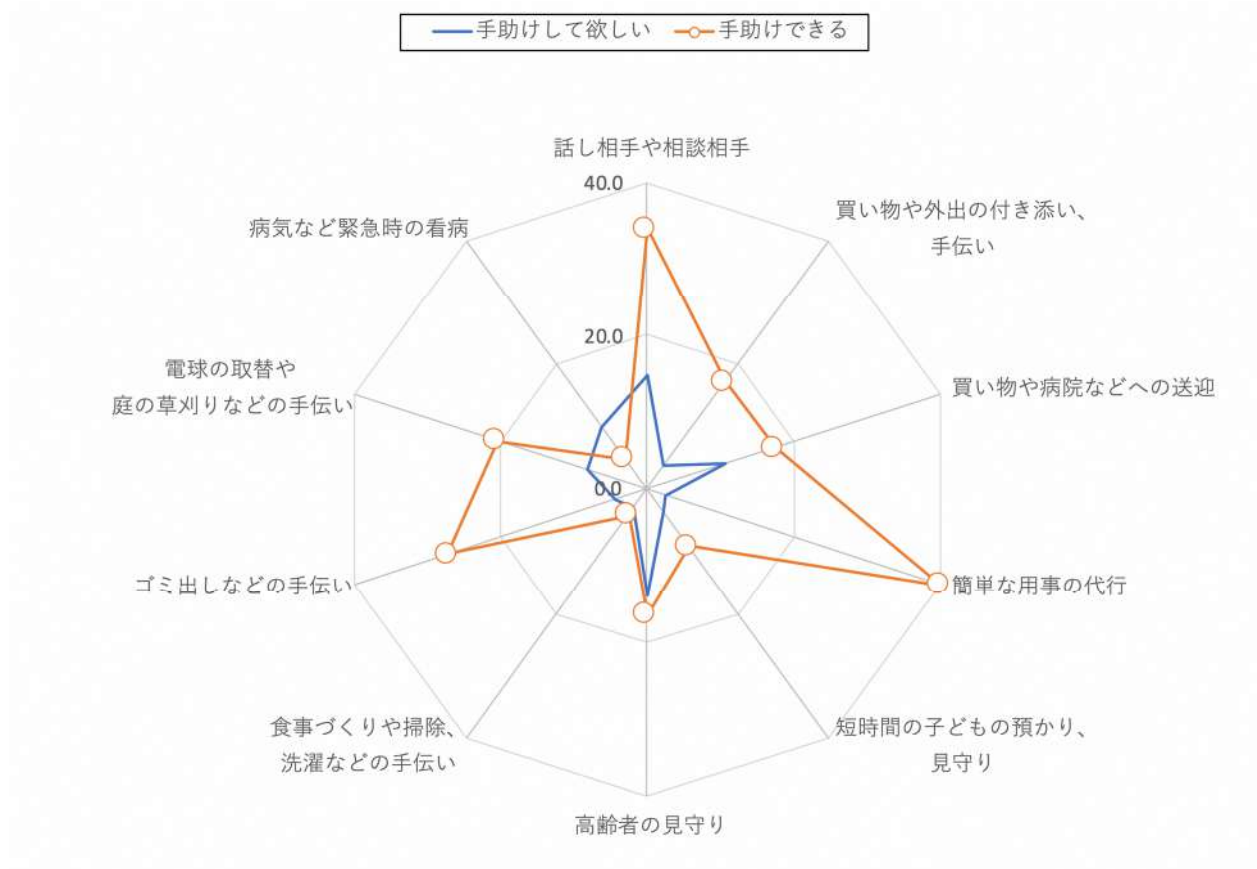
- 現在、地域福祉の重要な担い手である、「団塊の世代」が2025年（令和7年）頃に順次75歳以上の後期高齢者になります。65歳から74歳までの前期高齢者は当面減少する見込みであることから、今後、リーダーシップのとれる地域福祉の担い手不足が深刻化することが見込まれています。
- アンケート調査では、ボランティア活動へ参加している市民の割合は13.0%となっています。ボランティア活動への参加が難しい原因として「きっかけがない」との回答が32.4%と最も多く挙げられていることから、何らかのきっかけがあれば、地域に存在している多様な人材が地域における活動へ参加する可能性が高いと考えられます。
- 島根県立大学では、大学憲章の目標の1つとして「地域の課題を多角的に研究し、市民や学生の地域活動を積極的に支援して、地域に貢献する」ことを掲げており、学生が地域ボランティア活動に参加することを、積極的に支援しています。本市では大学と連携し、地域でボランティア活動を行いたい学生を募集するなど積極的な働きかけをしています。今後は、学生の柔軟な考え方や発想により、新しい地域福祉の形が創造されることも期待されます。
- 前期計画期間中（平成30年度（2018年）以降）に、新たに8つのNPO法人が設立されています。活動に関して、情報発信情報共有の場を充実し、情報発信をさらに強化していくことが必要です。
- アンケート調査では、地域にある「手助けして欲しい」ことに比べて、市民の意識にある「手助けできる」ことが圧倒的に多いことが分かります。（「病気など緊急時の看病」を除く）。これは、地域にある課題の多くが住民相互の支え合いの力で解決可能であるということでもあります。本市に住まう人々の福祉に関する意識の高さが、困っている人々への支援につながる仕組みづくりも今後求められます。

■ボランティア活動への参加が難しい原因

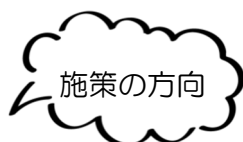


地域福祉計画に関するアンケート調査 結果報告書(令和 3 年度)

■手助けをしてほしい(できる)こと



地域福祉計画に関するアンケート調査 結果報告書(令和 3 年度)



施策の方向

幅広い層にボランティア NPO 活動等の市民活動への参加を働きかけるとともに、既存の市民活動の情報や様子等について、より一層情報発信を行い、活動への支援、参加促進をします。

① ボランティアの養成

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○ボランティア養成講座に積極的に参加します。 ○学習したことを地域活動等に活かします。 ○地域のボランティア活動に家族で参加します。
地域が連携して取り組むこと	○ボランティア養成講座の企画・実施に協力します。 ○ボランティアに関する情報提供や相談などを地域の身近な場所で行います。 ○認知症カフェやサロンなど地域で実施されている事業へのボランティア活動の参加を推進していきます。
行政と社協が連携して取り組むこと	○子育て支援・高齢者福祉・障がい者福祉に関するボランティア養成講座を開催します。 ○認知症サポーター養成講座、あいサポーター養成講座を開催し、参加促進を図ります。

② ボランティア、NPOの活動支援と参加促進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○支援者・協力者としてボランティア登録に努めます。 ○ボランティアセンター、ファミリーサポートセンター、シルバー人材センターを積極的に活用します。
地域が連携して取り組むこと	○ボランティアセンターを積極的に活用します。 ○シルバー人材センターに仕事を発注します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○ボランティアに関するコーディネート等を行い、ボランティアセンターの機能を強化します。 ○ボランティアやNPO活動等の市民活動について、情報発信や活動支援を行います。 ○ファミリーサポートセンターを運営し、援助活動の仲介役を果たします。 ○シルバー人材センターの運営を支援します。

③ 大学生等による地域福祉活動の促進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○（大学生等は）地域福祉活動に積極的に参加・実施します。 ○若い世代と積極的に交流します。
地域が連携して取り組むこと	○大学生等の若い世代に地域福祉活動への参加を積極的に働きかけます。
行政と社協が連携して取り組むこと	○大学生等の若い世代がボランティア等の地域福祉活動を実施、あるいは活動に参加できるよう、機会の提供を行います。

④ 高齢者・退職者への地域福祉活動の参加促進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○（高齢者や退職者は）ボランティア養成講座や地域福祉活動に積極的に参加します。
地域が連携して取り組むこと	○高齢者や退職者が豊富な知識や経験を活かせる場を提供するとともに、積極的に活動への参加を働きかけます。
行政と社協が連携して取り組むこと	○高齢者や退職者に対して、ボランティア養成講座やボランティア等の地域福祉活動について積極的に情報提供し、参加を働きかけます。 ○高齢者の知識や経験を活かし、担い手として活躍できる場の確保に努めます。

⑤ 地域のリーダー育成

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○自分の持つ技術や知識を地域福祉活動に活かします。
地域が連携して取り組むこと	○研修等の企画・実施に協力します。 ○リーダーの活躍の場を提供するとともに、リーダーに協力しながら地域福祉活動を推進します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○福祉現場などの経験者（退職者）・高齢者等を地域福祉推進のリーダーとして育成するための研修等の実施に努めます。 ○地域の中で活動する健康福祉関係委員（民生児童委員、福祉委員、すこやか員など）への研修等を実施します。

⑥ 企業によるボランティア活動の促進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○まちづくり活動に参加します。
地域が連携して取り組むこと	○事業主をはじめ、従業員一人ひとりが社会貢献に対する意識を高めます。
行政と社協が連携して取り組むこと	○企業に対して社会貢献への理解を働きかけ、まちづくり活動への協力を働きかけます。 ○高齢者への見守りなど地域で活動する企業が参加できるボランティア活動の仕組みづくりを推進します。

(4) 地区組織団体活動の充実

地域には様々な地区組織、団体があります。地域福祉活動に対する支援は市社会福祉協議会がその推進役として中心的な役割を果たしています。今後更なる地域福祉の推進を図るために、市と市社会福祉協議会が連携し、市民主体の地域福祉活動を側面から支援することが重要です。



- 地域福祉ヒアリングでは、活動地域の課題を把握し、その課題の解決に向けた取組が多く寄せられました。私たちの地域は、これらの地区組織や団体活動によって住みよいまちとなっています。
- 本市で実施している「まちづくり総合交付金」制度は、地域の課題解決や特色を活かしたまちづくりを推進していくための活動財源として、町内会単位の支援に留まらず、より広域的な住民自治組織である「地区まちづくり推進委員会」に対する地域課題解決のための活動支援など、地域の状況に応じた支援体制を続けています。
- アンケート調査では、本市において、「地区組織団体活動の充実」が 17 項目中 5 番目に満足度が高くなっています。
- 高齢化の進展等により、多くの組織、団体で人材不足や福祉活動の担い手不足が徐々に深刻化しています。近年、定年の延長や再雇用などによって、従来の 60 歳で定年を迎えることが少なくなっており、60 歳代前半で地区組織や団体活動に参加する人が減少しつつあります。
- このような社会状況を踏まえつつ、地域共生社会の実現に向けた様々な取組を地区組織や団体活動と足並みを揃え推進していくことが重要です。

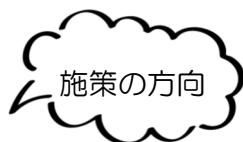
■満足度重要度の高い項目上位 5 項目

重要度		
順位	項目名	得点
1	⑩移動手段の確保	1.33
2	⑮防災・防犯活動の推進	1.27
3	⑥情報提供の充実	1.26
4	⑬保健・医療・福祉と他分野との連携	1.26
5	⑦相談体制の充実	1.19

満足度		
順位	項目名	得点
1	⑪身近な地域でのつながりづくり	0.17
2	⑮防災・防犯活動の推進	0.15
2	⑥情報提供の充実	0.13
4	⑩福祉サービスの質・量の確保	0.10
5	④地区組織・団体活動の充実	0.10

※17項目中、満足度・重要度の高い項目上位 5 項目を掲載

地域福祉計画に関するアンケート調査 結果報告書(令和 3 年度)



施策の方向

積極的に地域に入り込み、地域活動への支援を行うとともに、より多くの市民が活動に参加できるよう、活動内容の情報提供を行うなど、活動の活性化を図ります。

① 地区社協活動の推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○地区社協活動へ積極的に参加・協力します。
地域が連携して取り組むこと	○地区社協を中心とした地域福祉に関する組織や団体の連携強化を図るとともに、情報の共有化を図ります。
行政と社協が連携して取り組むこと	○地区社協活動を支援します。

② 自治会等の地域コミュニティ組織活動の推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○町内会・自治会等の行事に積極的に参加・協力します。
地域が連携して取り組むこと	○地域課題を共有するとともに、課題解決に向けて協議します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○地区まちづくり推進委員会等のまちづくり活動団体が抱える地域福祉の各種課題に対し、関係課で連携して支援を行うことで地域力の向上を図ります。

③ 各種団体活動の推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○団体活動に参加します。 ○より多くの人が活動に参加できるように声かけ等、仲間づくりを進めます。
地域が連携して取り組むこと	○団体同士の交流・情報交換を推進します。 ○福祉活動や地域課題の解決のための連携を図ります。
行政と社協が連携して取り組むこと	○高齢者クラブなどの当事者団体の活動を支援します。 ○当事者団体の活動内容の情報提供を行い、市民参加の促進を図ります。



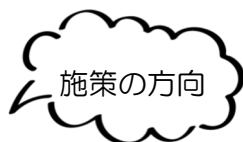
(1) 「丸ごと」支援できる地域づくり

対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや総合相談支援の体制整備、専門人材の養成課程の改革等について、行政組織の縦割りを排して関係各課横断的に幅広く検討を行う必要があります。



現状と課題

- 平成 28 年（2016 年）7 月に厚労省の「我が事丸ごと地域共生社会実現本部」において、社会保障政策の枠を超えた生活保障政策の全体的な再構築を図るため、すべての世代すべての生活課題を対象とし、多様な社会福祉施策を一体化した統合的な地域ケアを構築する政策として「地域共生社会」の実現という方針が打ち出されました。
- また、平成 30 年（2018 年）4 月施行の改正社会福祉法においては、高齢期のケアを念頭に置いた地域包括ケアシステムを引き続き推進しつつ、地域包括ケアシステムの考え方を、障がい者、子どもなどへの支援や複合的な課題にも広げ、2040 年（令和 22 年）を展望した「地域共生社会」へのシフトが明示されました。
- 本市においても、制度分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、また地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことを目指していく必要があります。このためにも日頃から支え、支えられる「お互いさま」の関係づくりに向け、一人ひとりの支え合いの意識の向上を図る必要があります。



施策の方向

生活上生じる課題（介護、障がい、子育て、病気、住まい、家計、孤立等）について「丸ごと」支える体制整備に取り組み、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

① 「丸ごと」支援するための基盤整備

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○地域で困りごとに気づいたときには、その人の立場に立って支援ができるよう心がけます。 ○地域の民生委員や福祉委員を把握し、困ったことがあれば相談します。
地域が連携して取り組むこと	○様々な生活課題に対応できるよう、地域での連携体制を構築します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○市民、関係機関・団体等とともに、それぞれの有する地域資源や抱えている課題に関する情報を共有するための基盤づくりを推進します。 ○複合的な課題に対応するため、課題に応じて関係者が集まって協議する場や協働の仕組みづくりを進めます。 ○職員、専門職のスキルアップを図り、支援体制の強化に努めます。

② 包括的な相談支援体制の構築

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○様々な相談窓口を把握します。 ○困ったことがあれば相談窓口を利用します。
地域が連携して取り組むこと	○地域で困ったことがないか、見守り等を通じて把握し、適切な対応を図ります。
行政と社協が連携して取り組むこと	○相談支援機関（高齢者相談センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、浜田児童相談所、浜田市消費生活相談室など）において、相互に協力・連携を図り、分野を超えて市民が抱える生活課題の解決に取り組みます。 ○（高齢者について）高齢者相談支援センターで、高齢者に関する様々な相談を幅広く受け付け、横断的な支援を実施します。

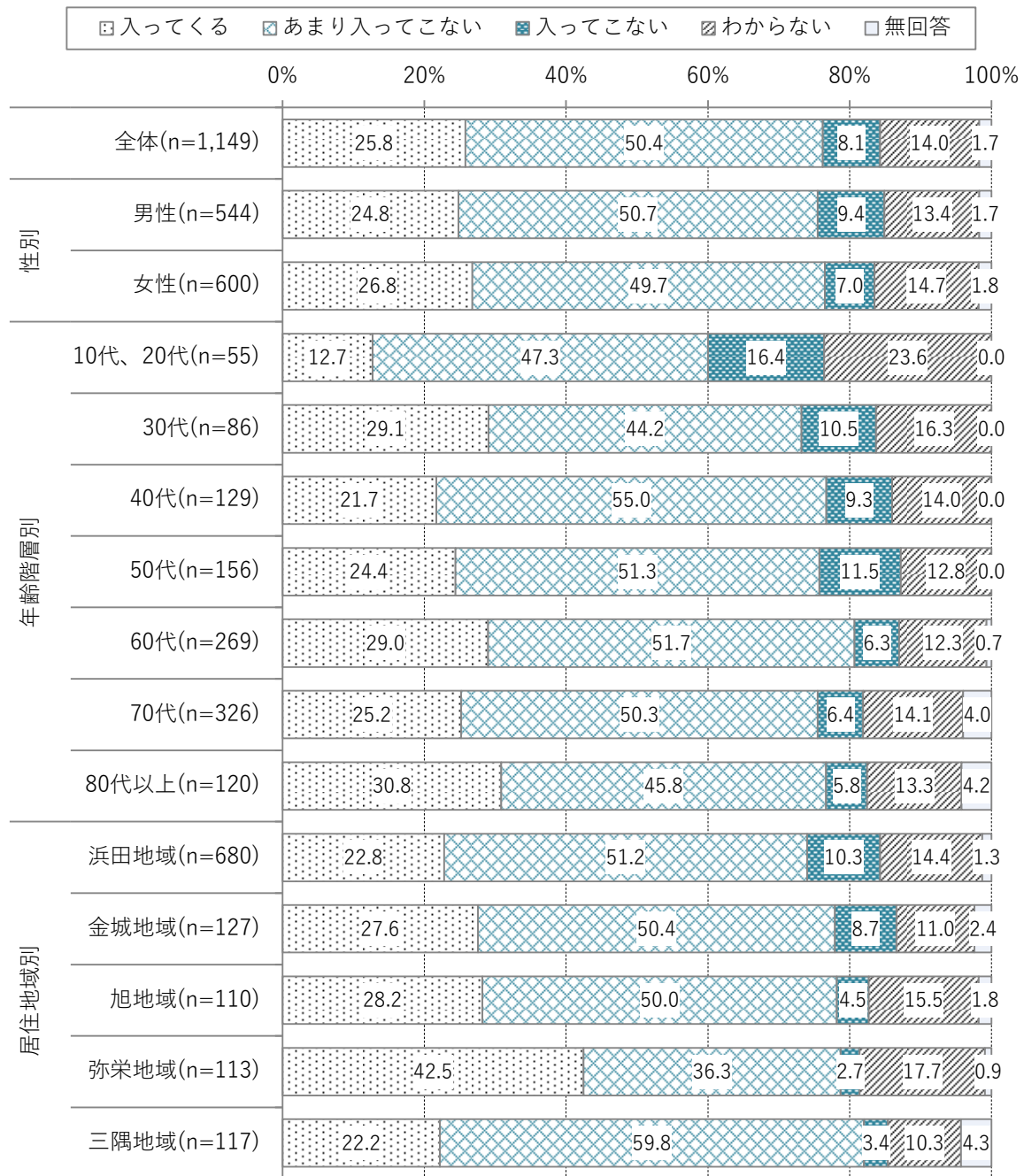
(2) 情報提供の充実

地域で安心して暮らしていくためには、必要な制度や福祉サービス、緊急連絡体制等の情報が、支援を必要とする人に行き渡ることが重要です。情報提供に関する格差が生じないように、市民一人ひとりが、それぞれに合った方法で情報を得られるよう、あらゆる手段を活用した情報提供が必要です。

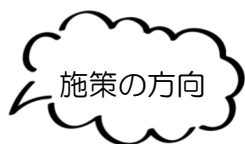


- 本市には行政が提供する公的なサービスや、市社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人が実施しているサービス、NPO法人やその他の主体によるサービスなどがあり、さまざまなサービスによって地域は支えられています。
- 数多くのサービスがあることは、多様化する生活課題に対する解決の受け皿があるという良い面もありますが、一方では、どこに相談すればよいのか分からなかったり、サービスの内容が分かりにくかったり、サービスの存在すら認知されなかったりする面もあります。
- アンケート調査からは、保健福祉に関する情報が「あまり入ってこない」「入ってこない」と回答した人が約6割（58.5%）となっており、複雑化する制度やサービスに関する情報が市民へ十分に伝わっていない様子がみえます。
- すべての人が適切なサービスを受けられるまちとするためには、ICTを活用するなど情報提供の充実を図り、公的なサービスの制度の隙間にある人も含め、すべての市民に対し、関わる人や地域、関係機関が一丸となって手を差し伸べ課題を解決していく必要があります。

■ 保健福祉に関する情報をどの程度入手できているか



地域福祉計画に関するアンケート調査 結果報告書(令和3年度)



施策の方向

誰もが等しく必要な情報を入手できるように、情報提供の充実を図ります。個人情報を取扱う際には、適切な利用と漏洩の防止を図ります。

① 情報提供の推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○広報や回覧板等には必ず目を通します。 ○市や社協のホームページを確認し、必要な情報を入手します。
地域が連携して取り組むこと	○地域の行事や事業者が行うサービス等の情報を定期的に更新し、紙媒体やインターネット等により情報を発信します。 ○子育て世代包括支援センターや高齢者相談支援センター等に地域の情報を発信します。 ○サロン活動の場を活用して情報提供を行います。
行政と社協が連携して取り組むこと	○広報による情報発信を一層充実します。 ○メール・インターネット・SNS 等、電子媒体による情報提供を拡充します。 ○ケーブルテレビを利用した情報発信を推進します。 ○市民が情報を入手しやすいように、各種相談窓口やまちづくりセンター、サロン活動の場等、市民の利用が多い場所に情報を集約します。 ○まちづくりセンター等でデジタル活用基礎講座等を実施し、市民の ICT の利活用を推進します。

② 情報提供のユニバーサルデザインの推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○手話通訳や点字等、ボランティア養成講座の参加や専門的知識の習得に取り組みます。
地域が連携して取り組むこと	○情報提供にあたっては、誰もが情報を得られるようユニバーサルデザインへの配慮に努めます。
行政と社協が連携して取り組むこと	○広報やホームページ等で情報提供する際には、音声の読み上げや文字の大きさ、配色等に配慮します。 ○聴覚障がい者のための手話通訳や要約筆記奉仕員の派遣を推進します。

③ 個人情報の保護

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○個人情報保護について正しく理解し、個人情報を適切に取扱います。
地域が連携して取り組むこと	
行政と社協が連携して取り組むこと	○個人情報保護法に基づき、個人情報の適切な取扱いと情報漏洩の防止を図ります。 ○避難行動要支援者名簿については、名簿掲載者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者への情報提供を行います。 ○市民の個人情報保護に対する理解を深めるため、啓発を進めます。

(3) 権利擁護の推進

■ 浜田市成年後見制度利用促進基本計画 ■

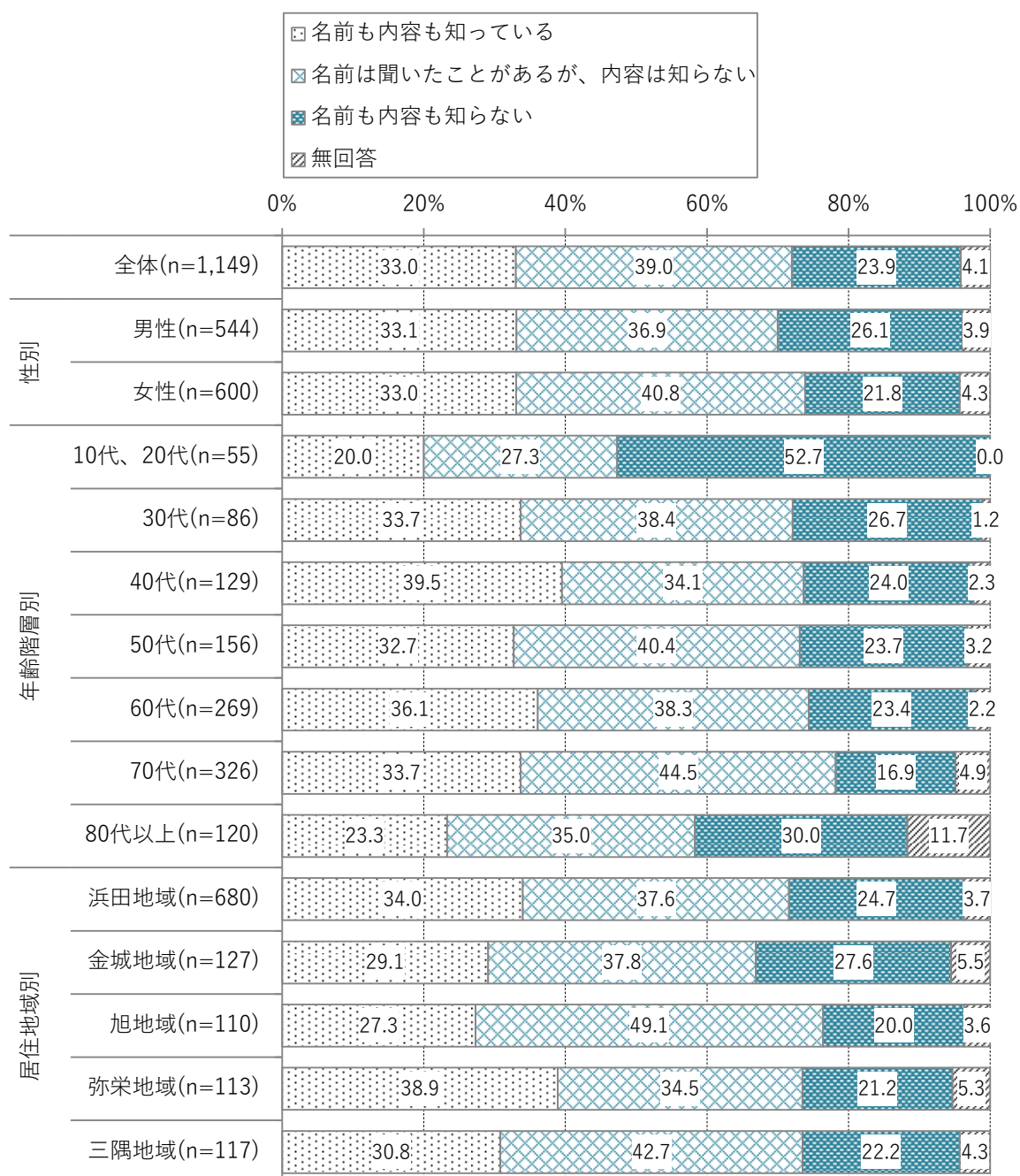
福祉サービスのあり方は、利用者が事業者と対等な立場に基づきサービスを選択する「利用制度」となっています。そのため、利用者の権利として、高齢あるいは障がいによりサービスを選択する判断能力が不十分な人も安心してサービスを利用できる仕組みや、サービスを利用した際に苦情等を申し出る仕組みが必要となります。また、児童や高齢者、障がい者への虐待やDVが社会問題として捉えられており、児童高齢者障がい者女性等への人権侵害を防ぐ取組も必要となっています。



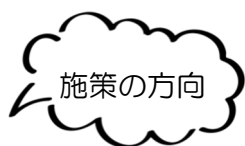
現状と課題

- 国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年（2016年）5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、これまでの取組に加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしています。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律において、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。
- 判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行っています。
- アンケート調査によると、成年後見制度について、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」または「名前も内容も知らない」と回答した人の割合は62.9%であり、「名前も内容も知っている」と回答した人は33.0%に留まっています。
- 認知症高齢者等の増加に伴い成年後見の市長申立件数は年々増加しており、また、複雑な事情の絡むケースが増加している一方で専門職後見人の受任者が不足している状況にあります。高齢化の進展に伴い、今後も、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。
- 成年後見制度は、こうした人々の権利と利益を守る上で重要なものです。市民後見人養成講座や、養成講座受講後のフォローアップ等、人材の育成と活動支援体制を整備するとともに、成年後見制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

■成年後見制度について知っているか



地域福祉計画に関するアンケート調査 結果報告書(令和3年度)



施策の方向

利用者が地域で安心して生活できるよう、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、①福祉・医療などのサービス調整チームに、法律・福祉の専門職や後見人等の意思決定に寄り添う人が加わり、適切に本人の権利擁護が図られる「権利擁護支援チーム」、②法律・福祉の専門職他関係機関が集まり、地域に共通する課題やネットワークの機能強化に取り組む「協議会」、③地域連携ネットワークを整備し適切に運営する役割を担う「中核機関」を設置し、「広報・普及啓発機能」「相談機能」「利用促進機能」「後見人支援機能」「担い手育成」等の取組を推進していきます。

① 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○高齢者や障がい者を地域で見守ります。
地域が連携して取り組むこと	○サービス等の申込み窓口での相談対応や情報提供の充実に取り組みます。 ○民生児童委員は高齢者や障がい者の見守りを行います。
行政と社協が連携して取り組むこと	○日常生活自立支援事業を実施します。 ○判断能力が不十分な人を対象に、サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理、悪質商法の被害の防止等を行うため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、利用を支援します。 ○市民後見人の担い手を養成するため、人材の育成と支援体制の整備に取り組みます。 ○権利擁護のための「中核機関」を設置し、福祉や法律の専門的な知識が必要とされる様々なケースに対応できる体制をつくります。

② 苦情相談窓口の利用促進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○サービス等に不満がある時は、適切な相談先へ相談します。
地域が連携して取り組むこと	○サービス等の申込み窓口での相談対応や情報提供の充実に取り組みます。
行政と社協が連携して取り組むこと	○本庁・各支所に相談窓口を設置し、より身近なところでの相談対応を行います。 ○サービス事業者や行政の相談窓口について情報提供を行います。

③ 虐待予防・DV対策の推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○児童・高齢者・障がい者への虐待や女性への人権侵害を防ぐ地域づくりを進めます。 ○虐待やDVの相談窓口を把握し、DVを受けたり、虐待やDVを発見したりした場合には勇気を持って関係機関に通告します。
地域が連携して取り組むこと	○関係機関と連携し、虐待やDVを未然に防ぐとともに、早期発見に努めます。 ○虐待を発見した場合は、相談窓口へ連絡するなど早期対応に努めます。
行政と社協が連携して取り組むこと	○児童・高齢者・障がい者への虐待やDVを未然に防ぐとともに、発生した場合には速やかに対応できるよう、関係機関が連携して取り組みます。

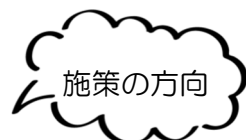
	○保護者や介護者等の身体的・精神的負担を軽減するサービス提供や相談支援を推進します。 ○虐待やDVに関する相談窓口の周知を図ります。
--	--

(4) 生活困窮者の支援

近年、雇用形態や社会構造の変化に伴い、非正規雇用やひとり親世帯等の生活困窮に至るリスクがの high とされる人々が増加していることから、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。



- 新型コロナウイルスによる感染症の影響により、住居の確保や就業の支援等の課題が一層顕在化し、生活困窮者を取り巻く環境は大きく変化を遂げています。
- 本市では、平成27年（2015年）から、生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援を強化する「生活困窮者自立促進支援事業」を実施し、福祉、保健、医療、生活、法律等に関わる各種の心配ごとや悩みごとの相談に応じています。
- 生活困窮者のなかには、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動に移せない場合も多くみられます。生活困窮者を早期に把握支援するために、地域に住む人の制度に対する理解や地域ネットワークの強化が必要です。
- 生活困窮者の抱える問題がより深刻化、複雑化する前に迅速な把握を図り、適切な対応につなげていく必要があります。



地域福祉の視点で地域のネットワークを活かし、支援の輪を広げながら、生活困窮者自立支援事業を推進します。

① 生活困窮者に対する自立支援の充実

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○生活困窮者自立支援事業について把握します。
地域が連携して取り組むこと	○関係機関・団体で連携を図り、訪問などによる積極的なアプローチをすることにより、生活困窮者の早期発見につなげます。 ○関係組織・団体との協働により支援に取り組みます。

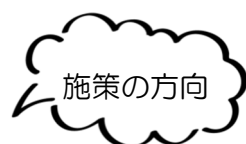
主体	取組の内容
行政と社協が連携して 取り組むこと	○相談者一人ひとりの思いに寄り添いながら伴走型の支援を行います。 ○生活保護に至る前の段階から、それぞれに状況が異なる生活困窮者を早期に支援できるよう、相談窓口について、広報やホームページなどを通じ普及・啓発します。 ○子どもの貧困対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係課で情報共有と連携を図り、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、各種事業の実施に努めます。 ○生活困窮に関する相談について社会福祉協議会と情報共有し、適切な支援を行います。

(5) サービスの質の確保

地域で、その人らしく、安心して自立した生活を送るには、支援を必要とする人が、必要なときに、利用者本位の適切なサービスを利用できる環境が必要であるとともに、関係団体と行政とが連携協働して地域福祉を支えていく基盤の整備も必要になります。



- 地域には、何らかの福祉サービスを必要としながらも、どこに相談してよいかわからなかったり、相談に一步踏み出せなかったりする人がいます。市民が相談支援やサービスを受けるにあたり、相談しやすく、必要なサービス情報を容易に得ることができることや、分野をまたがる相談にも幅広く対応できる相談体制の整備が必要となっています。
- 市民ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅サービスのみならず、施設居住系サービスの提供体制の確保を図る必要があります。
- 適切な情報提供や相談体制の充実に努め、関係団体と連携協働し、利用者が安心してサービスを利用できるよう、行政等による公的な福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者等による多様な形態の福祉サービスの提供を支援していくことで、市民が、自らの能力を活かし地域で自立した生活ができるよう、適切なサービス利用を促進します。



事業者と連携し、サービスの質の確保向上を図ります。

① 福祉専門職の資質向上

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○（専門職の人は）研修や講演会等に参加し、資質向上に努めます。 ○（利用者は）サービスに不満がある場合には相談をします。
地域が連携して取り組むこと	○事業者はサービスの質を高めるため、積極的に職員の資質向上に努めます。
行政と社協が連携して取り組むこと	○研修や講演会の開催、情報提供を行い、福祉専門職の資質向上を促進します。 ○事業者に対して、職員研修の実施への補助を行い、職員の資質向上を促進します。

② 福祉専門職の確保

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○（現在福祉に携わっている人をはじめ、今後興味のある人は）学習や資格取得をめざします。
地域が連携して取り組むこと	○専門的な人材の確保に努めます。
行政と社協が連携して取り組むこと	○既存の人材の専門性向上に向けて新たな資格取得を促進するとともに、専門的な人材の確保に努めます。 ○介護人材確保・定着対策事業を通じて、人材確保に要する経費と人材育成に要する経費を支援し、福祉専門職員の確保に努めます。

③ サービスの第三者評価制度の導入

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○サービスに不満がある場合には相談をします。
地域が連携して取り組むこと	○サービスを提供する事業者は第三者評価の利用に努めます。 ○運営内容や福祉サービス内容について自己評価し、提供体制の改善に努めます。
行政と社協が連携して取り組むこと	○サービス事業者に県の福祉サービス第三者評価の利用を働きかけます。 ○福祉サービスに対する苦情・相談・要望について事業所等と情報交換し、サービス改善につなげるよう努めます。

④ 民間事業者の参入促進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	
地域が連携して取り組むこと	○利用者のニーズの把握・分析を行い、新規参入・サービス提供に努めます。
行政と社協が連携して取り組むこと	○幅広い民間事業者の参入を促進するため、福祉サービスに関するニーズ等の情報提供を行います。 ○市の福祉事業の委託を推進します。



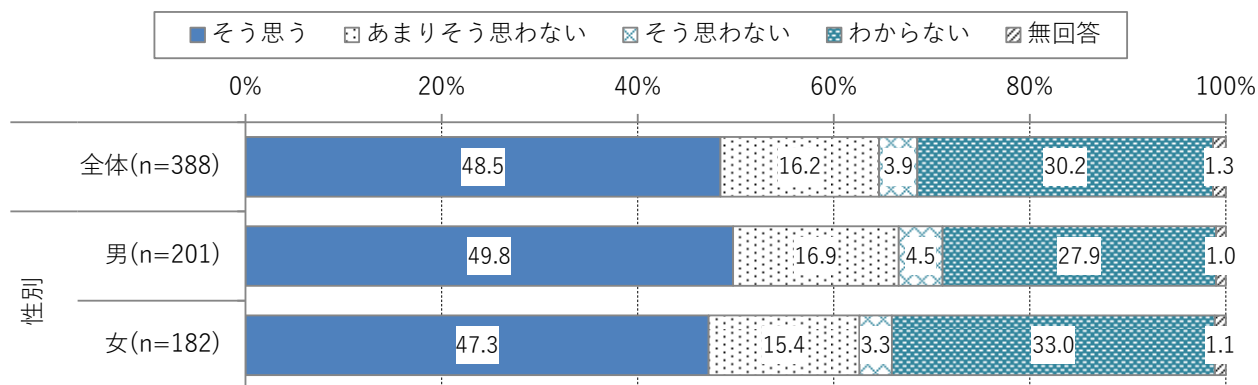
(1) 身近な地域でのつながりづくり

地域で生活する人々にある個々の生活課題や地域全体が抱える課題に対して、個人としてではなく、組織や地域に存在するネットワーク等も通じて対処していくことが必要です。

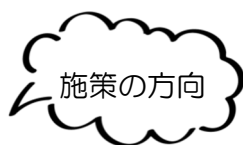


- 2005年（平成17年）10月に5市町村（浜田市、金城町、旭町、弥栄村及び三隅町）の合併により誕生した本市の総人口は、1955年（昭和30年）から減少傾向が続いています。
- 高度成長期やバブル期に見られた都心部への若者の流出に加え、近年では少子高齢化も人口減少の大きな要因になっています。さらに、核家族化や生活様式の変化、価値観の多様化なども相まって、地域のつながりは希薄になってきています。
- アンケート調査によると、地域でお互いに助け合っていると考える市民の割合は48.5%となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることが益々困難な状況となっているにも拘わらず、身近な地域でのつながりが保たれていることが分かります。
- 身近な地域でのつながりを持つきっかけを作りながら、総合的なサービス提供連携体制を確立していくことが大切です。

■居住している地域はお互いに助け合っていると思うか



地域福祉計画に関するアンケート調査 結果報告書(令和3年度)



近所同士や地域内で助け合い、支え合う関係を築くきっかけとして、あいさつ等の声かけ運動や多くの人が気軽に集まれる場づくり、地域での見守り活動を推進します。

① あいさつ等の声かけ運動の推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○隣近所、地域内で気軽にあいさつ、声かけを行います。
地域が連携して取り組むこと	○あいさつ等の声かけ運動を進めます。
行政と社協が連携して取り組むこと	○日常的なあいさつ等による声かけを町内会・自治会等の地域コミュニティ組織や学校等と連携して促進します。

② 各種行事の開催 【再掲】

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○健康や福祉に関する行事や講演会、地域の行事へ積極的に参加します。
地域が連携して取り組むこと	○健康や福祉に関する行事や講演会の開催、あるいは開催に協力します。 ○市民の交流と福祉への意識を高められる行事を実施します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○健康や福祉に関する行事や講演会を開催します。 ○「障害者週間（毎年12月3日から12月9日）」、「人権週間（毎年12月4日から12月10日）」等の機会に、市民が交流し理解を深める行事の開催を支援します。

③ サロン活動の推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○子育てサロン・地域サロンに積極的に参加します。
地域が連携して取り組むこと	○サロンの活動で、各種講座・講演会・講習会を開催します。 ○サロン活動の機会に福祉サービス等の情報を提供します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○地域の人々が気軽に集い、交流や仲間づくりを行う場として、子育てサロンや地域サロン活動を支援します。

④ 集いの場・居場所づくりの推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○集いの場・子どもや高齢者の居場所に積極的に参加します。 ○地域での閉じこもり予防、仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりに努めます。 ○地域の既存施設を利用します。

主体	取組の内容
地域が連携して取り組むこと	○集いの場・子どもの居場所において、活動内容の充実に努めます。 ○市民の集いの場として、集会所・まちづくりセンター・総合福祉センター等の既存施設を活用します。 ○空き地・空き家を有効活用します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○子育て中の保護者や乳幼児が交流・相談できる場、放課後の児童の居場所づくりを推進します。 ○集会所・まちづくりセンター・総合福祉センター等の既存施設の維持管理、有効活用を推進します。 ○空き地・空き家の有効活用を支援します。

⑤ 見守り活動の推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○日頃から地域の子ども・高齢者・障がい者を気かけるとともに、見守り活動に参加・協力します。 ○育児や介護などでわからないことがある時に、相談したり尋ねたりすることができる人を身近につくります。
地域が連携して取り組むこと	○子ども・高齢者・障がい者の見守り活動を組織的に展開します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○地域内の子ども、一人暮らし・夫婦のみなどの高齢者世帯、障がい者に対して、民生児童委員・保健師・関係機関職員等が連携した見守り活動を推進します。

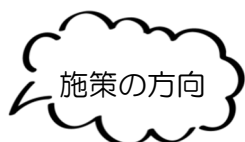
(2) 重層的な支え合いネットワークづくり

これまでの制度では十分な支援が行き届かない「制度の狭間」の問題や課題に対して関係機関が迅速かつ適切に対応するためには、分野を超えた専門機関どうしの連携が不可欠です。地域住民や地域における支援者、社会資源などとも連携し、さまざまな人が絡み合う重層的な地域福祉ネットワークを構築していくことが大切です。



現状と課題

- 令和2年（2020年）6月、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の制定により社会福祉法の一部が改正され、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を行う事業の実施を含む、重層的支援体制整備事業が創設されました。
- 本市では、高齢者、障がい者、子ども子育てを含むそれぞれの相談機関が専門性を生かしながら相談や支援を行っており、必要に応じて情報共有するとともに、複合化複雑化した課題を抱えている人と地域を結び付けるなど、重層的な支え合いネットワークづくりを進めています。
- また、各地域における地域協議会や勉強会、地区まちづくり推進委員会の開催により、連携体制の構築を図っています。これにより、市民が地域の課題や方向性を共有し、まちづくり計画策定等につなげるとともに、他の地域の取組を学び、気づきを得ることができています。さらには、まちづくりフォーラムや人材育成研修会を通じて、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担う「地域リーダー」の後継者づくりの支援を行っています。
- 近隣において日頃からコミュニケーションを図り、顔の見える関係づくりを進めることで、親近感が生じ、近隣の人や地域への関心が高まります。互いの絆を深めながら、自分たちの暮らす地域を住みよいまちにしていく福祉活動の実践が求められています。
- 住民の身近な地域が、人々のつながりにより、さらに広い範囲に広がっていくことによって、重層的な地域福祉ネットワークの構築を進めていきます。



施策の方向

地域の拠点であるまちづくりセンターと連携しながら、市民主体のまちづくりへの機運の醸成を図るとともに、各地域の取組や情報を共有できる環境を整えていきます。

① 重層的な連携体制の構築

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○地域の構成員としての意識を持ち、隣近所の見守りに努めます。 ○支援が必要な人がいた場合は適切な人・機関につながります。 ○地区まちづくり推進委員会等の各種会議に積極的に参加します。
地域が連携して取り組むこと	○「全市」・「地域」・「地区」の3つの単位での連携体制を構築します。 ○連携にあたって、各単位を構成する団体・組織の名簿作成に努めます。 ○地域で支援が必要な要援護者を把握し、要援護者や社会資源等を入力した福祉支援データマップを作成し、情報の集約と管理、更新を行うとともに、効果的・継続的な支援体制を構築します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○地区まちづくり推進委員会等の取組を支援し、地域活動の活性化に努めます。 ○各地域の取組や情報を共有できる環境の整備に努めます。

② 地区の活動拠点とコーディネーター機能の設置

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○地区での連携を深めるため、まちづくりセンターなどの地区の活動拠点を利用します。
地域が連携して取り組むこと	○地区の活動拠点に情報を提供するとともに、まちづくりセンターなどの地区の拠点での活動に協力します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○地域住民が集まりやすい場所に地区の活動拠点を設置するよう努めます。 ○まちづくりセンター等を拠点に、地域の取組や情報を収集し、連携して支援にあたる体制づくりに努めます。

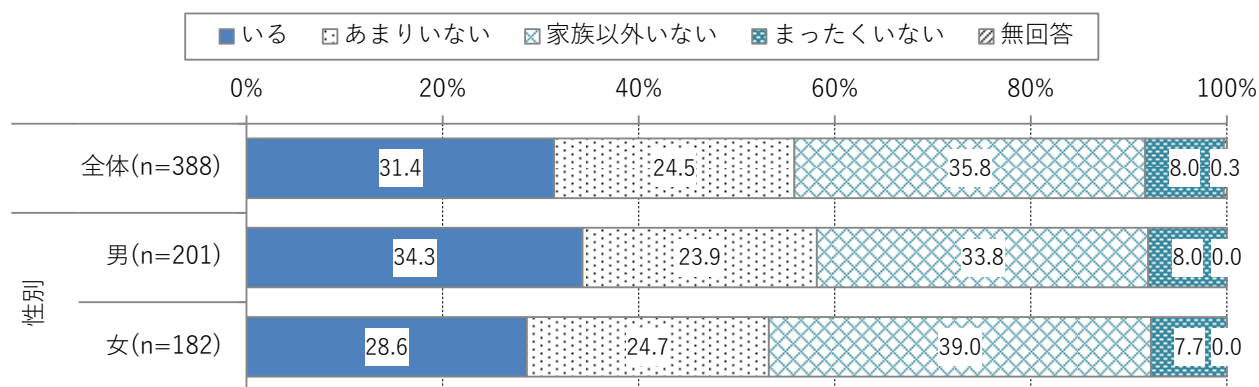
(3) 属性を問わない相談支援体制の整備

いわゆる「8050 問題」や「ヤングケアラー」のように、複数の制度に関わる課題が混在する場合、従来は十分な支援ができませんでした。そのため、平成 30 年（2018 年）に施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向け、「分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制」の構築に、市区町村が努めることが規定されました。

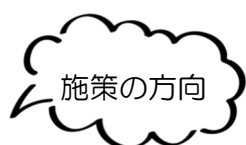


- アンケート調査によると、何か困ったことや心配ごとが生じたときに、住んでいる地域の中で相談できる人がいるかという設問に対し、「家族以外いない」と回答した割合が最も高く、35.8%となっています。
- 不安なことや悩みの相談先として挙げたのは「家族、親戚」（88.9%）「知人、友人、同僚」（51.7%）がほとんどであり、「行政」（8.5%）など、公的な機関や人に気軽に相談できるまでには至っていません。このことは、家族との死別や転居等の生活の変化によって身近に気軽に相談できる人がいなくなってしまう場合、誰にも相談できず途端に地域で孤立してしまうリスクが地域に潜在しているともいえます。
- 何か困ったことや心配ごとが生じたときに、地域ですぐに相談できる人が「まったくいない」と回答した人は 5.0%となっていますが、性別や年齢階層、地域によってもばらつきが生じており、ライフスタイルの変化によって少なからず調査結果に影響を及ぼしている可能性もあります。小さな困りごとでも気軽に相談できる先を複数確保しておくことは、普段の生活でも市民に大きな安心感を与えます。今後もあらゆる機会をとらえつつ、属性を問わずに相談できる窓口に関する広報啓発を継続する必要があります。
- 本市では、平成 28 年度（2016 年度）から各地域（金城、旭、弥栄、三隅）に地域包括支援センターのサブセンターを設置し、高齢者がより身近なところで相談を受けることができるよう、相談支援の強化に努めてきました。また、令和 4 年度（2022 年度）からは、社会福祉協議会に業務を委託し、浜田市高齢者相談センターを設置し、各地域に引き続きサブセンターを設置しています。
- 相談窓口はその課題の内容や性質によって複数存在していますが、特に近年問題として認識されてきた複合的な課題を抱えている人にとっては、対象となる課題毎に設置された窓口の存在は相談しづらい場合もあります。
- 本市では、これまでも、属性を問わず、課題を抱えている人と地域を結び付けたり、生活支援や公的支援制度の活用を調整したりすることで、課題解決の道筋をつける試みを行ってきました。「断らない包括的な支援体制」を通じて、公的なサービスの制度の隙間にある人も含め、すべての市民に光をあて、関わる人や地域、関係機関が丸となって手を差し伸べ課題を解決していくことが求められています。

■ すぐに相談できる人が身近な地域にいるか



地域福祉計画に関するアンケート調査 結果報告書(令和3年度)



軽微な相談であっても属性を問わず、気軽に相談できる支援体制を整備するとともに、その存在を市民に周知します。

① 身近な相談支援員活動の充実

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○身近にいる民生児童委員をはじめとした各種相談支援員を把握します。 ○困った時は抱え込まず、気軽に相談することを心がけます。
地域が連携して取り組むこと	○民生児童委員をはじめとした各種相談支援員は、地域での相談・見守り活動を推進します。 ○各種相談支援員と連携して地域での見守り体制を充実します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○民生児童委員をはじめ、主任児童委員、福祉委員、身体障がい者・知的障がい者相談員といった、市民の身近な相談員について、広く市民に広報するとともに、活動への支援を強化します。

② 各相談窓口を中心とした相談支援体制の強化

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○相談窓口を把握します。 ○困った時は抱え込まず、気軽に相談窓口を利用します。
地域が連携して取り組むこと	○各相談窓口と連携し、一貫した支援を行います。

主体	取組の内容
行政と社協が連携して 取り組むこと	○各相談窓口が中心となって初期相談・情報提供を行い、必要に応じて継続的な支援や専門機関への結びつけを行います。 ○子育て支援では、子育て世代包括支援センターや保育所（園）における相談機能を充実するとともに、乳児全戸訪問等を活用した個々の保護者の状況把握に努め、適切な相談支援の推進に努めます。 ○様々な相談事例に対応できるよう、関係機関との連携強化に努めます。 ○市や社会福祉協議会の相談窓口を気軽に利用できることを市民に周知します。

③ 健康・福祉相談窓口一覧の作成

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○相談窓口を把握します。 ○困った時は抱え込まず、気軽に相談窓口を利用します。
地域が連携して取り組むこと	○各相談窓口について知り、困っている人などに窓口を紹介します。
行政と社協が連携して 取り組むこと	○健康、福祉に関連する国・県・市などにおける問い合わせ窓口の一覧を作成し、ホームページや紙媒体等での情報発信に努めます。 ○各相談窓口において、必要な相談機関や支援等につなげます。

(4) 保健医療福祉と他分野との連携

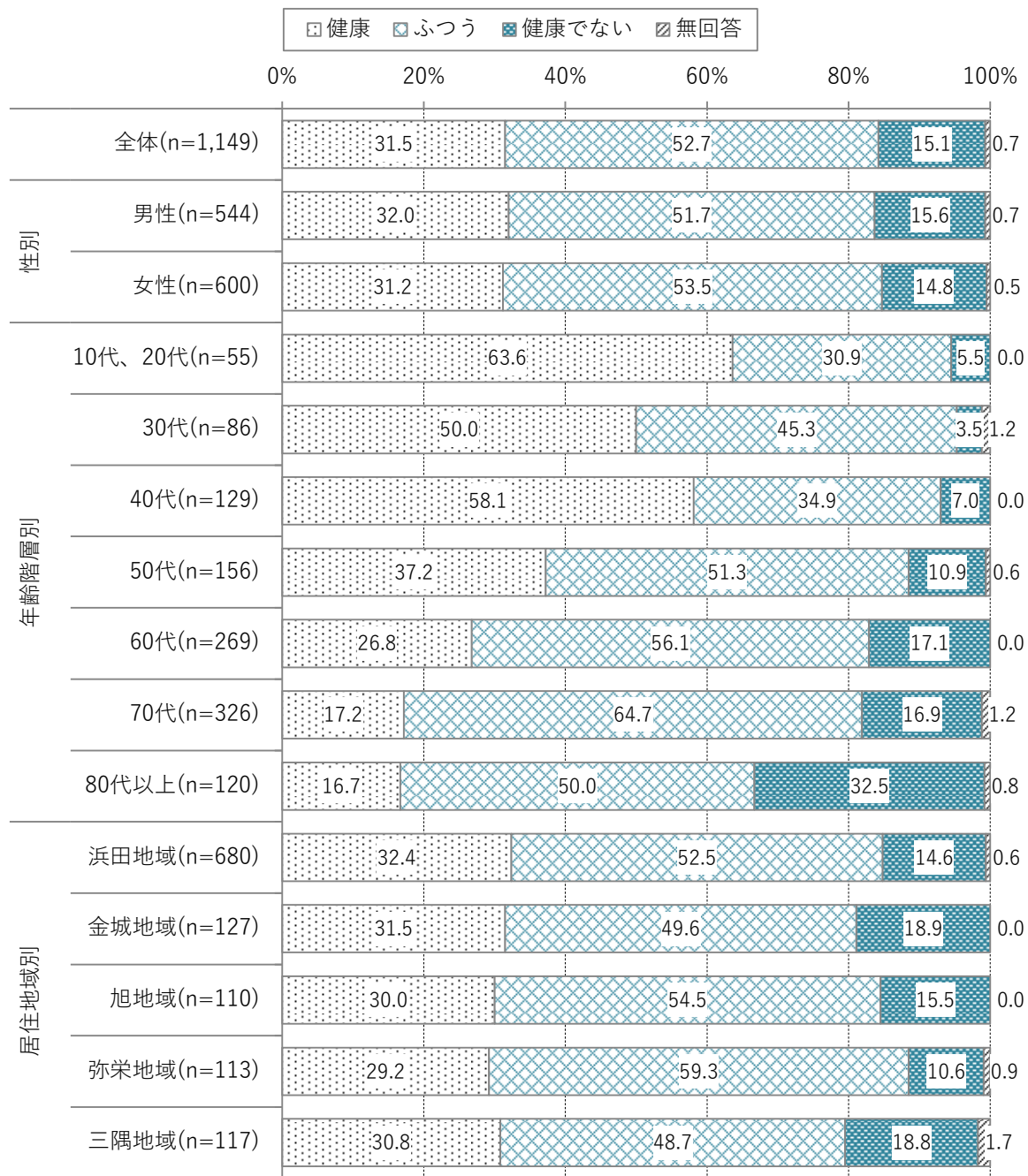
平成 22 年（2010 年）版厚生労働白書では、医療介護福祉雇用、年金等の各制度が相まって一人ひとりが安心して暮らせる社会を構築するための方策として、従来型の社会保障（消費型保護型社会保障）と対比させた参加型社会保障（ポジティブウェルフェア）の概念を示しました。市民一人ひとりのライフステージを通じて適切な支援ができるように、前期計画から引き続き、保健医療福祉及びその他関係する分野の機関が連携し、サービスの提供を総合的に調整する体制整備の充実が必要です。



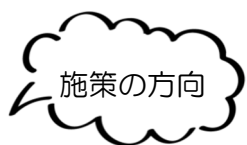
現状と課題

- 日本の平均寿命は、医学の進歩などにより急速に伸び、世界有数の長寿国となっています。しかし、その一方で、がんや心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病が増加しています。さらに、65 歳以上の高齢者の増加により、身体機能の低下や認知症等、介護や周囲の人たちの介助が必要な高齢者も増加しています。
- アンケート調査によると、全体では 31.5%が自らを「健康である」と感じていることが分かりますが、その割合は年齢階層が高くなるに従って減り、「健康でない」と回答する人が増加する傾向にあることが分かります。加齢に伴って高齢者の筋力、神経伝導速度、肺活量、病気に対する抵抗力などが若い頃と比べて徐々に低下していくことは当然のことですが、たとえ生体機能が衰えつつあるとしても自らを健康だと思う主観的健康感の高い人は、そうでない人に比べて要介護状態になるリスクが低くなると言われています。
- 世界保健機構（WHO）では、健康について、「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。」と定義しています。健康とは、心身の健康に限定されるのではなく、仕事や趣味、生きがい、経済的な事項等を広範に含んでいます。

■自らを健康であると思うか



地域福祉計画に関するアンケート調査 結果報告書(令和3年度)



施策の方向

ライフステージを通じて適切な支援ができるように、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係する機関の連携体制を構築します。

① 保健・医療・福祉の連携強化

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○日頃からかかりつけ医を持ち、地域で受診するなど、地域における医療サービスの活用を心がけます。
地域が連携して取り組むこと	○サービス事業者、専門機関は相互に情報交換を積極的に行い、サービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○子育て支援・高齢者福祉・障がい者福祉の分野において、保健・医療・福祉分野のサービス事業者・専門機関の連携を促進し、要支援者に対してサービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。

② 障がい者のライフステージ移行支援

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○地域における見守り活動に参加・協力します。 ○障がいや障がい者に対する理解を深めます。
地域が連携して取り組むこと	○各機関が相互に情報を共有し、一貫した支援体制を構築します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○障がいの発見から乳幼児期・学童期を経て就労、社会参加、余暇活動等、障がい者の各ライフステージにおいて切れ目なく継続的な支援ができるように、保健・医療・福祉・教育・労働の各機関が連携して総合的な支援体制を構築します。

③ 生涯学習・余暇活動における連携

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○まちづくりセンター等で行われる各種講座や事業に参加し、生きがいつくりから福祉の活動につなげていきます。
地域が連携して取り組むこと	○生きがいつくりと福祉が連動した活動を推進します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○生涯学習、余暇活動において、市民の主体的な参画を推進し、福祉と教育の更なる連携強化を図ります。

④ 健康づくりにおける連携

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○地域での健康づくり活動に参加しながら、地域内の交流を深めます。
地域が連携して取り組むこと	○地区組織・団体等による福祉活動と健康づくり活動の連携を推進します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○地域での健康づくりの推進にあたっては、関係機関による福祉活動の連携を推進します。

⑤ 就労における連携

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○障がいや障がい者、就労についての理解を深めます。 ○男女が協力して育児をする意識を持ちます。
地域が連携して取り組むこと	○障がい者の雇用、障がい特性の理解を進めます。 ○男性の育児休業の取得促進等、子育てと仕事の両立に配慮します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○障がい者の就労支援では、福祉・教育・労働の各機関の連携を推進します。 ○従業員の出会い・結婚・出産・子育てを積極的に支援する取組を行う事業所等を「出会い・結婚・出産・子育て応援事業事業所」に認定し、認定事業所を広く市民に周知し、市民の子育て応援意識の向上と子育てしやすい環境づくりを推進します。

すべての市民が安心して暮らせる まちをつくる



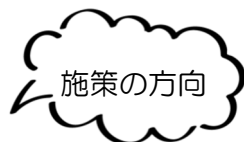
(1) 心のバリアフリーの推進

地域で誰もが分け隔てなく暮らしていくには、お互いを理解することが必要です。市民一人ひとりが、障がいや認知症等への理解を深め、「心のバリア」を解消していけるように、あらゆる機会を通じて相手に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることで、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。



現状と課題

- 本市には、男性、女性、性的少数者、子どもや高齢者、障がい者、外国人など、さまざまな人が暮らしており、すべての市民があらゆる人を分け隔てなく受け入れ尊重することが求められています。
- 近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」等の法律や条例が整備されています。
- 本市では、平成 20 年に「浜田市人権尊重都市宣言」により、市民がお互いに人権を尊重する心豊かな住みよいまちを築くことを宣言し、啓発を推進しています。
- 福祉に関する分野でも、健康や福祉に関する行事や講演会（健康福祉フェスティバルほか）を開催しているほか、各団体の活動の支援を行うことで福祉に関する意識の醸成を図っています。
- 今後も、次代を担う青少年に対して、障がいや認知症等への理解を深める取組を推進します。



施策の方向

バリアフリーについての普及啓発活動など、市民一人ひとりの心のバリアフリーを推進するためのソフト施策を充実させるとともに、継続的に実施できるよう市民と協働したまちづくりをめざします。

① 各種行事の開催 【再掲】

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○健康や福祉に関する行事や講演会、地域の行事へ積極的に参加します。
地域が連携して取り組むこと	○健康や福祉に関する行事や講演会の開催、あるいは開催に協力します。 ○市民の交流と福祉への意識を高められる行事を実施します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○健康や福祉に関する行事や講演会を開催します。 ○「障害者週間（毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日）」、「人権週間（毎年 12 月 4 日から 12 月 10 日）」等の機会に、市民が交流し理解を深める行事の開催を支援します。

② 人権尊重意識の向上

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○障がいや認知症に対する理解を深めます。 ○障がい者と接する場に参加します。 ○男女共同参画に対する理解を深めます。
地域が連携して取り組むこと	○市民の障がいや認知症に関する理解を促進するため、講演会や当事者と接する場を提供します。 ○発達障がい等、市民の理解の進んでいない障がいに対する理解促進を図ります。 ○男女共同参画の視点のもと、性別による固定的な役割分担を見直します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○広報・市ホームページ等を活用し、市民の障がいや認知症に関する理解の促進と人権尊重意識の向上を図ります。 ○障がいの有無に関わらず、子どもの交流を積極的に推進します。 ○学習障がい（LD）や注意欠陥・多動性障がい（AD/HD）、自閉症スペクトラム等の発達障がいなど、市民の理解が進んでいない障がいについて、周知・啓発に努めます。 ○男女共同参画社会の実践と、意識啓発を推進します。

(2) 防災防犯活動の推進

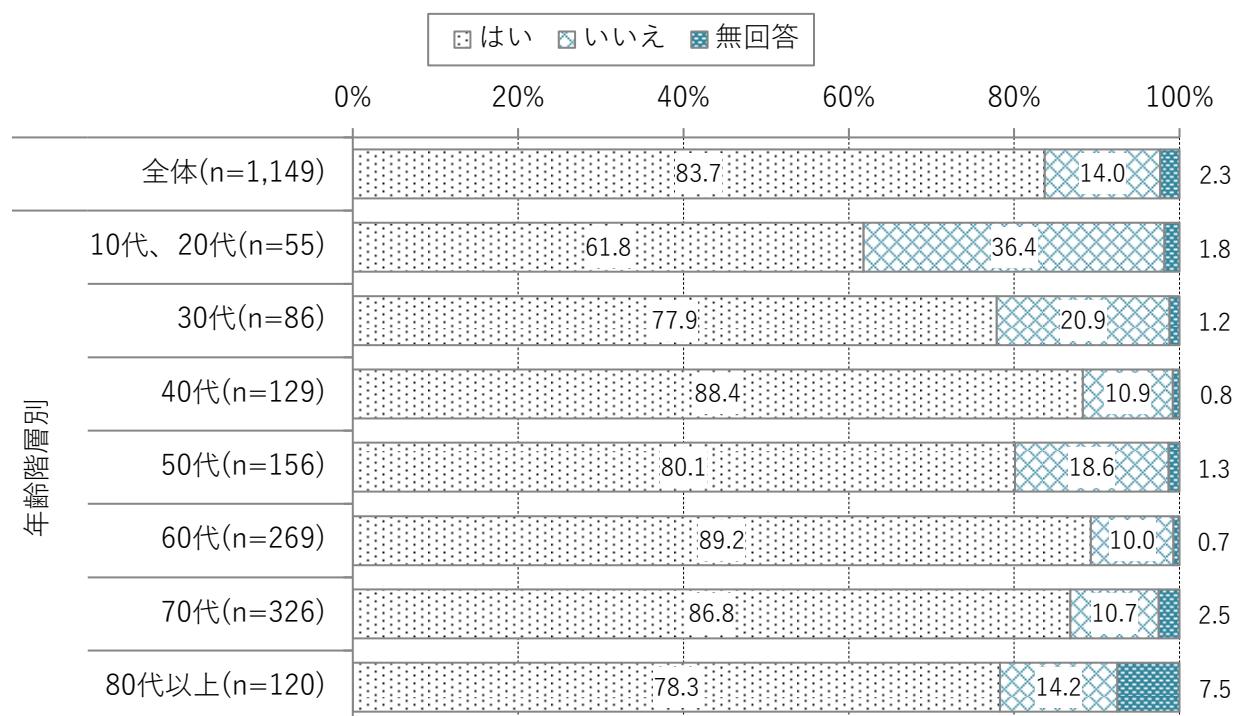
高齢化や核家族化の進行により、家庭の機能が低下しています。市民の安全を守るため、地域での防災防犯体制を整備するとともに、特に一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、障がい者や乳幼児のいる世帯などの支援が必要な人たちに対して地域内のつながりを強化し、安心して暮らせる地域づくりを進めることが必要となっています。



- 本市で発生した 1983 年（昭和 58 年）7 月の豪雨は、未曾有の被害をもたらしました。この経験から得た教訓を活かし、市及び市内の防災関係諸機関をはじめ、市民一人ひとりが暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等について防災意識を高め、災害への備えを充実強化してきました。
- 地域福祉ヒアリング結果からは、地区まちづくり推進委員会との事業協力等により、平常時からの防災意識の向上及び地域の支え合いに向けたつながりづくりがなされるなど、各団体による様々な取組がなされていることが分かります。その結果、8割以上（83.7%）の市民が災害時の避難場所を知っていると回答し、防災に関する意識は高まっていることがわかります。
- しかし、災害など緊急時のために、非常食の備蓄や家族で避難方法を話し合うなど、事前の準備をしていると回答した市民は 35.1%に留まっており、事前準備に関して具体的な行動までには至っていません。1983 年（昭和 58 年）7 月の豪雨災害以降に多くが出生した 40 歳未満の年齢階層では、8割以上が安全安心だと感じながら日常生活を過ごしている一方、避難場所の認知度が他の年齢階層に比べて低い傾向がみられます。
- 災害発生時には、特に高齢者や障がい者、妊産婦など、避難に特別な支援を必要としている要配慮者に対する支援が課題となっていることから、避難行動要支援者が日頃から孤立しないよう、名簿への登録や、地域との情報共有を進めています。また、個別の避難支援計画を作成する場合には、誰が、何を、どのようにするかなど、より具体的に作成するよう地域の支援者と連携していく必要があります。また、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時にあわてることがないように、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておく「マイ・タイムライン」を家族と一緒に日常的に考えることも大切です。
- また、近年これまでにない新たな手口や形態の犯罪が次々と発生しています。地域のつながりが強いほど、住民が普段と変わったことに気がつきやすく、声かけなどをすることで犯罪を未然に防ぐことができる可能性が高まります。普段からの住民一人ひとりの心がけで、地域の防犯力は飛躍的に高まると考えています。

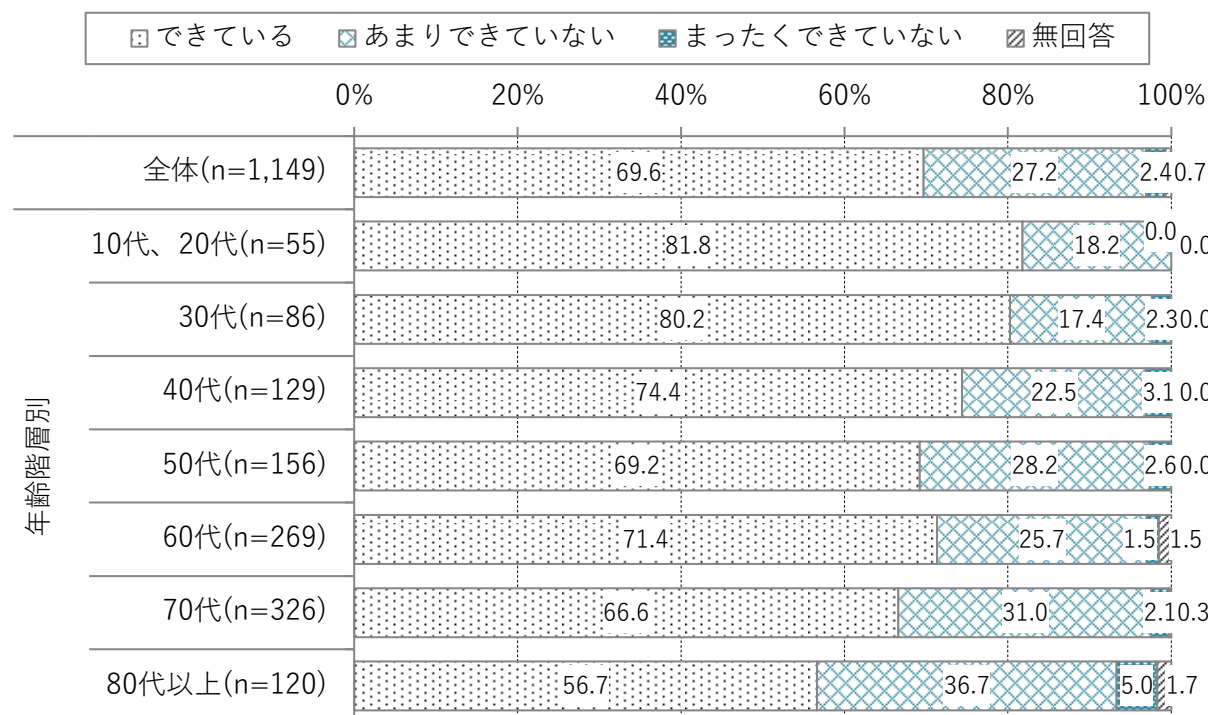
- 少子高齢化社会は地域コミュニティの低下を招き、犯罪者にとって狙いやすい環境が醸成されつつあるといえます。本市の高齢者を含む世帯、特に高齢者の独居世帯、高齢者の夫婦のみ世帯の数は年々増加しており、いわゆる「オレオレ詐欺」などの振り込め詐欺や、悪徳リフォーム、年金詐欺など、高齢者を狙った犯罪に遭うリスクが高まっています。
- さらには、近年、高齢者のかかわる交通事故が増加しています。本市では事故防止への意識啓発を行っています。引き続き、交通安全対策として、交通ルールや交通マナーを高めるための啓発指導を継続していく必要があります。

■災害時の避難場所を知っているか



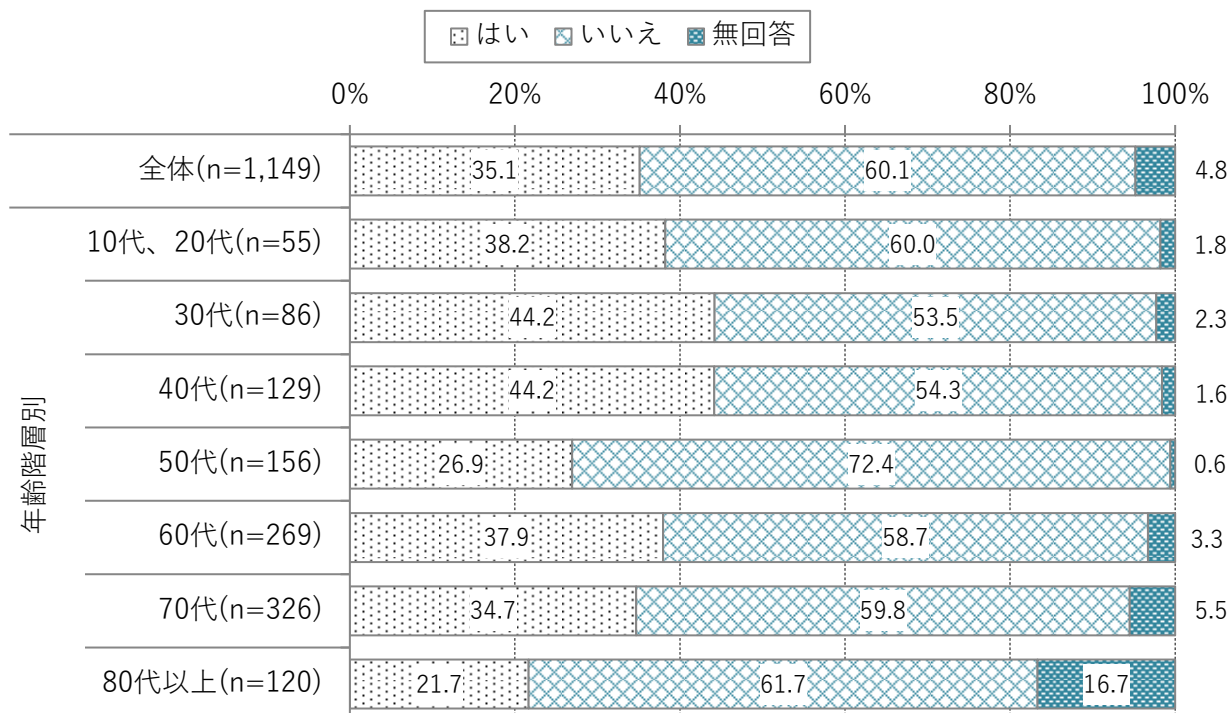
地域福祉計画に関するアンケート調査 結果報告書(令和3年度)

■安全安心な生活を営むことができるか

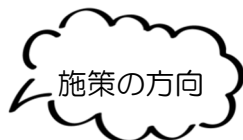


地域福祉計画に関するアンケート調査 結果報告書(令和3年度)

■災害など緊急時のために事前の準備をしているか



地域福祉計画に関するアンケート調査 結果報告書(令和3年度)



施策の方向

学校と連携し、中学生からの防災に関する啓発活動を通じて将来を担う人材を育成するとともに、地域の防災活動の活性化を促進し、災害時の要支援者に対する支援体制を構築します。また、市民を犯罪から守る活動を推進します。

① 地域の防災活動の推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○日頃から災害時の危険箇所、避難場所を確認します。 ○防災訓練に積極的に参加します。 ○市の防災防犯メール等に登録し、情報を入手します。 ○自分や家族の「マイ・タイムライン」を作成し、台風や大雨の被害に備えます。
地域が連携して取り組むこと	○消防団への加入を促進し、訓練に努めます。 ○自主防災組織を結成します。 ○防災訓練を実施します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○消防団活動の強化に努めます。 ○自主防災組織の役割と必要性を啓発し、結成を働きかけます。 ○避難所・避難経路等の周知を図ります。 ○地域への防災出前講座等を通じて、防災活動への取組を啓発します。 ○情報の収集手段・活用方法の周知を行います。 ○防災ハザードマップの活用方法の周知を行います。

② 避難行動要支援者に対する支援体制の構築

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○隣近所にどのような人が住んでいるのか、日頃から把握に努めます。 ○万が一の災害時には、隣近所の安否確認をし、必要に応じて適切な機関に知らせます。 ○個人情報保護について理解を深め、情報提供に協力します。 ○避難に支援が必要と感ずる場合、避難行動要支援者名簿への登録について相談し、個別避難計画の作成に協力します。
地域が連携して取り組むこと	○避難行動要支援者の状況把握に努めます。 ○自主防災組織、民生児童委員等の避難支援等関係者は、見守り活動、サロン活動等、日常的な活動の中で避難行動要支援者を地域で見守る体制を構築します。 ○避難行動要支援者に災害時の支援体制、対応方法を説明します。 ○自主防災組織、民生児童委員等の避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を災害時にも活用します。

	○災害時における避難支援等関係者の連携体制を構築します。
行政と社協が連携して 取り組むこと	○避難行動要支援者に対して効率的・効果的な支援を行うため、 避難支援等関係者と適切な方法により情報を共有します。 ○避難行動要支援者に災害時の支援体制、対応方法を説明します。 ○福祉専門職等と連携し、個別避難計画の作成を推進します。

③ 災害時の関係機関・ボランティアとの連携

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○自主防災組織や防災訓練等の活動に参加するよう努めます。 ○災害時ボランティア活動などについて知り、また、参加できるよう努めます。
地域が連携して取り組むこと	○自主防災組織等と協力し、支援体制や対応方法について共通認識を持ちます。 ○避難をはじめとする支援を必要とする人の把握に努めます。
行政と社協が連携して 取り組むこと	○避難行動要支援者の支援にあたって、避難所での介助の確保を図るため、ボランティア、NPOなどとの連携に努めます。 ○関係機関や民間企業と災害時応援協定を締結し、災害発生時の連携確保に努めます。 ○緊急時において迅速な対応ができるように、医療機関や福祉施設との連携により、避難行動要支援者の受け入れ体制の充実に努めます。 ○災害ボランティアセンターの運営体制の整備及びコーディネーターの設置を推進します。

④ 地域の防犯活動の推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○幼児期から「自分の身は自分で守る」という意識を持つように心がけます。 ○地域の防犯活動に積極的に参加します。 ○地域の安全に関する情報に敏感になるよう心がけます。 ○消費者被害などについて意識を高め、被害に遭わないようにします。 ○市の防災防犯メール等に登録し、情報を入手します。
地域が連携して取り組むこと	○子どもの見守り活動等、地域の防犯活動に参加・協力します。 ○地域であいさつ等の声かけ運動を進めます。

主体	取組の内容
行政と社協が連携して 取り組むこと	○児童生徒を不審者などの危険から守るため、浜田子ども安全センター指導員の配置、学校・警察・関係機関の連携による取組の強化、児童生徒危機対応訓練等の取組を推進します。 ○市民の安全を守るため、警察等の関係機関と連携するとともに、市内で災害や事件・事故が起きた際に市民に情報提供を行います。 ○広報やホームページを活用し、消費生活に関する情報を提供します。 ○地域への防犯出前講座等を通じて、防犯活動への取組を啓発します。 ○様々な媒体による情報の収集手段、活用方法の周知を行い、防犯意識の向上を図ります。

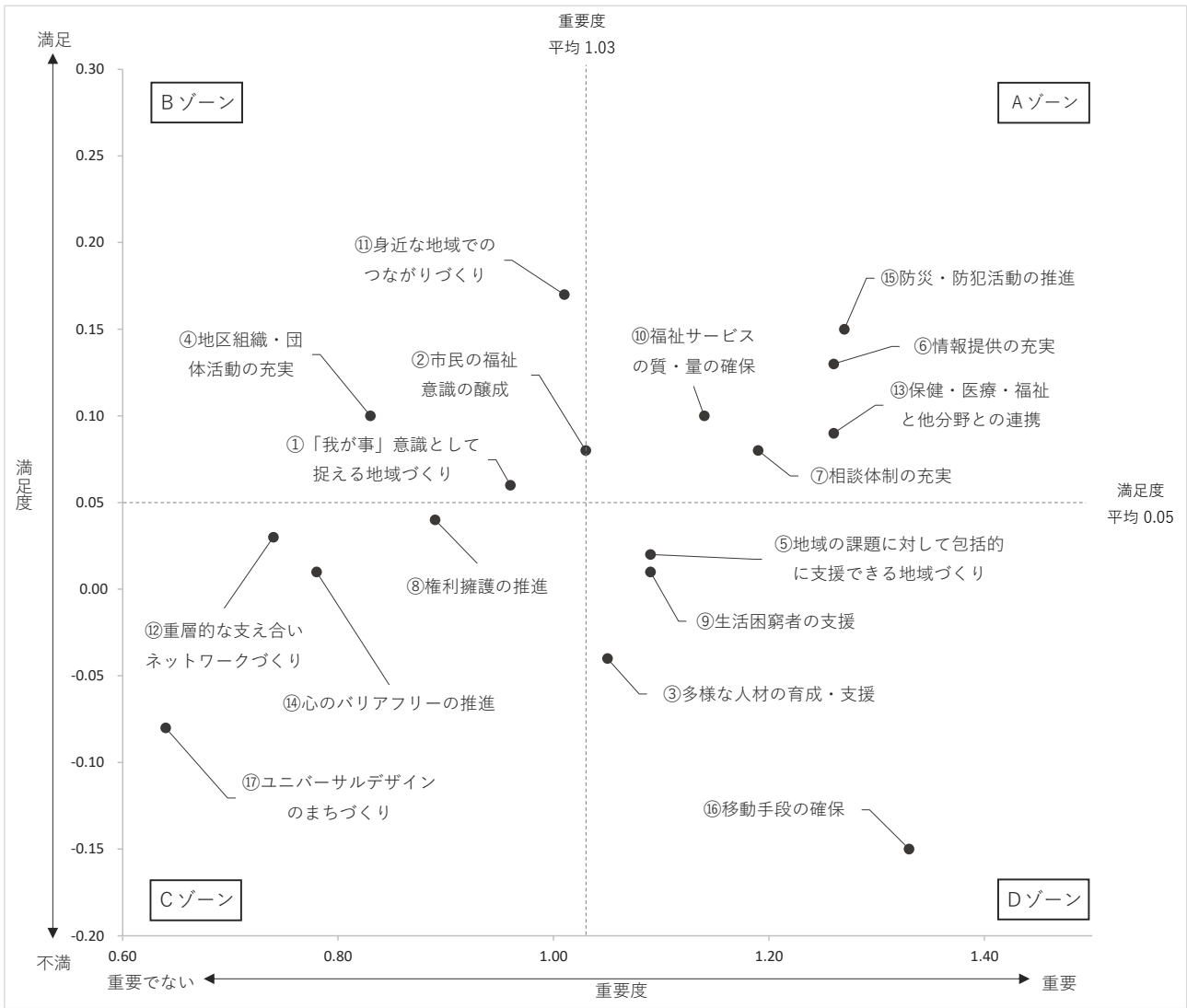
(3) 移動手段の確保

本市は中山間地域が大部分を占め、公共交通の利用が不便な地域が多く存在しており、高齢化の進展に伴い、移動手段の確保は地域福祉の向上にあたって課題となっています。

現状と課題

- 平成 25 年（2013 年）12 月、交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定めた交通政策基本法が施行されました。また、平成 26 年（2014 年）5 月には、交通政策基本法の基本理念に則り、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が一部改正（平成 26 年（2014 年）11 月 20 日施行）され、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築する方針が示されました。さらに、令和 2 年（2020 年）11 月に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、原則としてすべての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる計画（地域公共交通計画）を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を行うこととされました。
- 本市では、平成 31 年（2019 年）3 月に策定した「第 2 次浜田市地域公共交通再編計画」に基づき、路線・ダイヤの見直し、公共交通空白地域の縮減、敬老乗車券交付事業等の施策を進め、利便性を確保しながらも、公共交通体系のより効果的・効率的な運行を図っています。また、令和 3 年（2021 年）10 月からは、あいのりタクシー等運行支援事業を開始し、高齢者や中山間地域に暮らす住民にとってニーズの高いドア・トゥ・ドア型の移動手段を確保する取組を行っています。
- 本市の高齢者が公共交通を利用する目的の多くは「通院」と「買物」であり、一度の外出で通院と買物の両方を済ませたいというニーズが高くなっています。そうしたニーズを踏まえ、市生活路線バスや市予約型乗合タクシーについては、地域内の主要目的地である医療機関だけでなく商業施設にも行くことができる通院や買物を考慮した運行ルートやダイヤとしています。高年齢者一人ひとりの生活スタイルや要望に合わせることができず、利用しにくいものとなっていることから、高齢者のニーズに応じた見直しや、あいのりタクシー等運行支援事業への転換などを検討する必要があります。
- アンケート調査では、浜田市が実施している施策のうち、「移動手段の確保」は最も重要度が高くなっている一方で、最も満足度が低いという結果になっています。今後も、地域の特性や高齢化の状況、市民のニーズを把握しながら、より柔軟に移動手段の確保をしていく必要があります。今後、「地域公共交通計画」（令和 5 年度策定予定）において、施策の総合的な見直しを行うこととしており、この中で、高齢者にとって利便性の高い、より有効的な移動手段の確保に向けた検討を行う予定としています。

■浜田市の施策に関する重要度と満足度（再掲）



地域福祉計画に関するアンケート調査 結果報告書(令和 3 年度)



民間交通事業者と連携し、地域における移動サービスの量と質の確保に努めます。

① 高齢者等の移動支援

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○隣近所において、移動の手助けを気軽に頼めるような人間関係を築くように努めます。 ○民間バス、市生活路線バス等の公共交通サービスを積極的に利用します。

主体	取組の内容
地域が連携して取り組むこと	○地域の高齢者、障がい者の移送ニーズを把握し、必要に応じて地域の助け合いによる移送について検討します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○民間路線バスの維持確保に向け、交通事業者に対する支援を行います。 ○公共交通空白地域等における住民等の移動手段確保のため、市生活路線バスや市予約型乗合タクシーを運行します。 ○低床バス車両の導入を進めるとともに、民間バス事業者に対しても要請していきます。 ○利用状況に応じた生活交通体系の維持確保、再構築に努めます。 ○敬老福祉乗車券の交付やあいのりタクシー等運行支援の実施により、高齢者等が移動しやすい環境をつくります。 ○児童生徒の登下校、校外活動におけるスクールバスを必要に応じて運行します。

② 障がい者の移動支援

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○制度・サービスを適切に利用します。
地域が連携して取り組むこと	○行動援護、移動支援事業を実施します。 ○移動支援に関する制度・サービスを周知します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○同行援護・行動援護や移動支援事業といったサービスにより、外出時の支援を行います。 ○タクシーまたはバスの利用料金の一部助成を行います。 ○敬老福祉乗車券を交付し、移動しやすい環境をつくります。

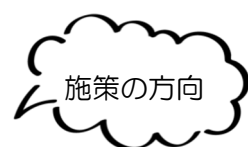
(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、すべての人が快適に暮らせる、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの推進が必要となっています。



現状と課題

- 高齢者や障がい者等が安心して快適に生活できる環境は、あらゆる人にとって、安全性や利便性、快適性が確保されているということでもあります。
- 本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー法）や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、公共施設や道路のユニバーサルデザインやバリアフリー化に取り組んでいます。
- 今後もユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、自力で外出することが困難な人への外出支援の輪を広げていきます。



施策の方向

施設や交通環境の整備の際には、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づき、安全で安心な生活環境づくりに努めます。

① 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○公共施設等を利用した際に不便があれば情報提供をします。
地域が連携して取り組むこと	○ユニバーサルデザインに配慮した建物の建設を推進します。
行政と社協が連携して取り組むこと	○誰もが使いやすいようにスロープの設置や思いやり駐車場の確保等、既存の公共施設の整備・改修に努めます。 ○新たに市の施設を建設する際には、設計段階から高齢者や障がいのある人などの意見を参考にした整備に努めます。 ○民間による施設の建設や既存施設の改修において、ユニバーサルデザインに配慮した整備を促進します。

② 交通バリアフリーのまちづくりの推進

主体	取組の内容
一人ひとりができること	○違法・迷惑となる駐車・駐輪をしないように心がけます。
地域が連携して取り組むこと	○道路の清掃・整理や放置自転車等の通行障害物の排除等を行います。
行政と社協が連携して取り組むこと	○歩道の拡幅や段差・傾斜の解消等、すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備に努めます。 ○「浜田市自転車等の放置防止条例」に基づき、放置自転車を取締まるとともに、交通マナーの意識向上を図ります。 ○無人駅のバリアフリー化やホームの改築について要請していきます。

第 5 章 地域ごとの現状と課題及び今後の展望



1

浜田地域

浜田地域は、本市の中心機能を有した経済・文化交流地域です。

令和4年（2022年）4月1日現在の人口（住民基本台帳）は37,763人で、うち15歳から64歳の生産年齢人口は20,000人（53.0%）となっています。平成27年（2015年）4月と比較すると人口は41,765人から4,002人減少し、生産年齢人口は23,180人（55.5%）から3,180人（2.5ポイント）減少しています。

■地域福祉ヒアリングから寄せられた地域の課題

(1) 住民の意識に関する課題

- 地域のことに對して他人事、無関心な人が以前に比べると増えてきた。困っている人を見かけても手を差し伸べようとしない。また、ボランティア活動をしようとしても、積極的に参画する人が少ない。
- 隣近所の見守りやおすそ分けなど、地域で暮らす住民同士のお互い様の心が希薄になってきた。世代間の交流が減少しており、困りごとの相談相手、話すことのお機創出に対するニーズが増えている。
- 町内会に加入しない住民が増えており、若い世代が町内行事に参加しない。特に、新規住宅入居、転居者（個人住宅、アパート）の町内会等への未加入及び町内会、自治会活動不参加等により、同地区内での住民同士の対話不足が生じ、お互いの情報も少なく現状の把握が困難。各町内の役員選出等にも影響が出ている。

(2) 少子高齢化や人口減少等、自然動態を起因とする課題

- 老老介護の世帯を含め、介護者がいる世帯が増え、生活に不安を感じる市民が増加している。
- 子どもが同居しておらず、かつ遠方に居住している場合、面倒を見てくれる人がいない。
- 独居高齢者に拒否されることで、連絡先を把握することが困難になってきた。そうでなくても、妄想の症状が見られるようになると地域の人とその家に寄り付かなくなりがちであり、ますます孤立してしまう。独居高齢者の孤独死が心配。
- 免許返納等により、移動手段が減った。一人では通院、買物ができず、ごみ出しすら困難である。
- 人口減少に伴い、特に中山間部ではサル、カラスなどの鳥獣被害に悩まされている。
- 高齢者は、集まる場所がなく話す機会が得られず孤独。

(3) その他外的要因による課題

- コロナ禍でショートステイ、デイサービス等の回数が少なくなった。
- コロナ禍での一斉PCR検査、学年閉鎖による、子どもの早退や休みに対応する親は大変。
- 子どもたちが安心して遊べる自宅周辺のスペースがない。集うことがなくなり、近所でも顔を合わすことが減った。
- 生湯町地域はバス路線が無く、交通の便が悪い。買物等に困っている。
- 災害時に避難所が開設されても地区によっては避難所までの距離があるため、実際に避難する住民が少ないという課題がある。

金城地域は貴重な歴史文化資源や多様な体験交流施設を有しています。
令和4年（2022年）4月1日現在の人口（住民基本台帳）は3,967人（高齢化率42.9%）で、合併時の平成17年（2005年）10月の5,170人（高齢化率31.7%）と比較すると、1,203人が減少し、高齢化率は11.2ポイント上昇しています。

■地域福祉ヒアリングから寄せられた地域の課題

（1）住民の意識に関する課題

- 町内のまとまりが以前に比べて薄れてきた。

（2）少子高齢化や人口減少等、自然動態を起因とする課題

- 高齢化に伴い、運転免許を返納する人が増加しているが、返納後の対応が後手にまわっている。
- 農業の担い手が減少することで耕作放棄地が増えた。
- 人口減少により空き家が増えてきた。
- 草刈り、雪かきの負担が大きい。
- 増大するニーズを満たす医療サービス（介護保険も含む。）が不十分。

旭地域は、水稻や赤梨をはじめとする農業を中心とした典型的な中山間地域です。令和4年（2022年）4月1日現在の人口（住民基本台帳）は2,570人（高齢化率43.3%）で、合併時の平成17年（2005年）10月の3,088人（高齢化率41.5%）と比較すると、518人が減少し、高齢化率は1.8ポイント上昇しています。

■地域福祉ヒアリングから寄せられた地域の課題

（1）少子高齢化や人口減少等、自然動態を起因とする課題

- 高齢化が進み、担い手不足が深刻である。自治会に除雪機があってもオペレーターがいない、耕作放棄地の増加。

（2）交通に関する課題

- 移動手段がないために、買物に行きたいときに行けない。
- 年々バスの便がなくなり、交通手段がますます困難な状態になっている。市予約型乗合タクシーを利用しても、他のバスとの時間の連結が出来ておらず不便。
- 買物、通院などで敬老福祉乗車券を利用しても、旧浜田市内まで往復10,000円かかる地域もあり、すぐに使い切ってしまう。
- 移動販売車などで買物についてはなんとかになっているが、十分とはいえない。

（3）その他外的要因による課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響がある。
- ガソリン代、灯油代の高騰（ガソリンスタンドも町外れにしかない）。
- 地理的な問題でごみ出しに困っている。

弥栄地域は、自然環境に恵まれており、四季折々の豊かな自然を活かした農林業を主幹産業としている農村地域です。

令和4年（2022年）4月1日現在の人口（住民基本台帳）は1,139人（高齢化率51.2%）で、合併時の平成17（2005）年10月の1,694人（高齢化率41.1%）と比較すると、555人が減少し、高齢化率は10.1ポイント上昇しています。

■地域福祉ヒアリングから寄せられた地域の課題

（1）少子高齢化や人口減少等、自然動態を起因とする課題

- 子どもが遠方にいたり、独居高齢者、高齢者夫婦のみの世帯が増加したりすることによって、家族介護力が低下している。
- 平均寿命が延び、後期高齢者が増加することで認知症の発症者が増加している。地域には認知症を原因とする心配ごとや困りごとが増えており、認知症発症者の見守り体制の充実が必要。
- 見守りの中での対応は、今後の集落での付き合いもあることから、踏み込んだ対応をすることが難しい部分もある。
- 車の免許返納等で買物や出かけることが困難となっている。逆に、不便さから危険と理解していても返納できない場合もある。
- 出生率の低下により子どものふれあう機会が減少している。
- 地域全体の人口減少と高齢化によって空き家が増え、地域でのコミュニティを維持することが難しくなっている集落がある。

（2）その他外的要因による課題

- ごみ出しや買物など、ちょっとしたことで日常的に不便を感じている人が増加している。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域内活動が自粛されるようになり、外出が減ると共に、人との繋がりが薄くなった。それに伴って、引きこもり家庭が増加している。

三隅地域には、ユネスコ無形文化遺産に登録された石州半紙や西条柿等の地元特産があります。

令和4年（2022年）4月1日現在の人口（住民基本台帳）は5,618人（高齢化率44.4%）で、合併時の平成17（2005）年10月の7,574人（高齢化率33.0%）と比較すると、1,956人が減少し、高齢化率は11.4ポイント上昇しています。

■地域福祉ヒアリングから寄せられた地域の課題

（1）住民の意識に関する課題

- 高齢者自身が楽しいことを自ら考え、みんなで共有することが無くなった。

（2）少子高齢化や人口減少等、自然動態を起因とする課題

- 人口減少、高齢化の進展による支え合うマンパワー不足。ヘルパーや介護職員の担い手が圧倒的に不足している。
- 空き家が目立つようになってきており、昔から付き合いのある家同士は声かけして、助け合いながらなんとか生活しているが、段々と近所付き合いがなくなり、集落が維持していけなくなるのではないかと不安に思う。たとえ二世代の家庭でも、後期高齢者になると周りの家族のことは考えなくなり孤立してしまう。
- 健康への不安があることで、日常生活（買物、自炊、通院）がままならない。また、話し相手がいない。
- 子どもが地域に見られなくなったので、気持ちまでも老けてくる。

（3）その他外的要因による課題

- コロナ禍が続いている中、親族とも会えないので、一層孤独になっている。

浜田・金城・旭・弥栄・三隅の各地域は、人口や気候、地理的な条件なども異なるため、地域が抱える課題は様々です。

今後も、浜田市全体での地域福祉の推進を進めるとともに、各地域の課題をヒアリング等により把握し、地域の実情に応じた取組を行う必要があります。

■今後の展望（浜田市総合振興計画後期基本計画に掲げる主な取組）

（1）地域の支え合い活動の推進と支援

- 暮らしにおける人と人のつながりが弱まらないよう、近所同士や地域内での助けあい、支え合う関係を築く取組を支援し、地域の多世代（子どもから高齢者まで）がいつでも集え、交流を深めることができる場所づくりや、地域の見守り活動を推進します。
- 一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が増えている中、地域から孤立する人が出ないように、困った時に気軽に相談できる人・場所を身近な地域につくる等の支援を行います。

[主な事業・取組]

- 地域福祉まるごと支援事業
- 社会福祉協議会助成事業
- 民生委員活動費助成事業

（2）地域での自立した生活への支援

- 生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や生活に困っている人からの相談全般に応じ、相談者の気持ちに寄り添いながら、関係機関と連携して、自立した生活へ向けた支援（自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援）を行います。

[主な事業・取組]

- 地域福祉まるごと支援事業
- 社会福祉協議会助成事業
- 民生委員活動費助成事業

(3) 避難行動要支援者への支援体制の充実

- 地域での防災体制を整備するとともに、特に、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、障がい者や乳幼児のいる世帯等、支援が必要な人たちに対して、地域における見守りや声かけ等で日頃から地域のつながりを強化し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 避難行動要支援者名簿を本人の同意を得た上で地域の関係者へ提供し、地域における互助・共助が行える体制づくりや地域の防災力を高める支援を行います。

[主な事業・取組]

○避難行動要支援者名簿の管理

[数値目標]

目 標	現 状 値	目 標 値
「避難行動要支援名簿」の提供受ける地域の関係団体数の増加	119 団体	155 団体

※ 現状値は令和2年度(2020 年度)、目標値は令和7年度(2025 年度)。

第6章 計画の推進体制

1

計画の進捗管理

市の健康福祉部を中心に、関連する部署の連携・協力のもとに、本計画の総合的な推進を図ります。また、幅広い市民の参画のもとに地域福祉を推進するため、浜田市保健医療福祉協議会において必要事項の調査・審議をするとともに、計画の進捗状況の点検及び見直しを行い、必要に応じて地域福祉専門部会を開催します。

2

市民・関係団体・関係機関・行政の役割

本計画の施策を実現するためには、行政の取組に加えて、市民・関係団体・関係機関等、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員であることを自覚し、自分が住む地域や福祉に対する関心を持つことが重要です。地域で起こっている問題について考え、解決していくための取組を話し合うとともに、日頃から地域の人たちが、あいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知り以上の関係を築いていくことが求められています。

また、ボランティア等の社会貢献活動や、福祉団体への寄附等助け合いの活動に理解を示し、可能な範囲で協力することも大切です。

(2) 地域コミュニティ組織（町内会・自治会等）の役割

町内会・自治会といった地域コミュニティ組織は、市民同士を結びつける基盤であり、積極的な加入活動の展開や活動内容の充実を行うことで、地域の絆づくりを図っていくことが求められます。

また、市民が地域の中に抱く課題を発見・共有するとともに、それを地域課題として捉え、地域の中で解決していくことが期待されています。

（３）関係団体・ＮＰＯ・事業者などの役割

民生児童委員をはじめとする関係団体は市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本とし、地域福祉活動の担い手となることが期待されています。

また、ＮＰＯやボランティアは活動内容の充実とサービスの多様化を図り、多様化する福祉ニーズに対応していくことが求められています。

社会福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供と公開、新しいサービスの創出が求められています。さらに、地域の一員として、社会貢献活動等の実践による福祉のまちづくりへの参加に努めることが求められています。

（４）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に基づき、福祉活動や福祉サービスの実施主体としての役割だけではなく、市民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが期待されています。

また、市内 28 地区にある地区社協は、地域においてよりきめ細やかな地域福祉活動の支援を推進するため、住民一人ひとりの課題を地域全体の課題として捉え、地域の実情に応じた事業を効果的に行う地域福祉推進の先導役を果たすことが求められています。

（５）行政の役割

地域の福祉活動を促進させるための支援を推進します。行政内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・労働・建設等の分野を担当する関係各課が相互に連携を図り、市政の様々な分野で地域福祉の視点から施策を見直し、横断的な施策の推進を図ります。

資料編



相談窓口一覧

(1) 地域福祉

◆行政機関

名称	住所	電話番号
浜田市 地域福祉課 地域福祉係	浜田市殿町 1	0855-25-9300 (直通) 0855-22-2612 (代表)
浜田市 金城支所 市民福祉課	浜田市金城町下来原 171	0855-42-1235
浜田市 旭支所 市民福祉課	浜田市旭町今市 637	0855-45-1435
浜田市 弥栄支所 市民福祉課	浜田市弥栄町長安本郷 542-1	0855-48-2656
浜田市 三隅支所 市民福祉課	浜田市三隅町三隅 1434	0855-32-2806

◆社会福祉協議会

名称	住所	電話番号
浜田市社会福祉協議会 本所	浜田市野原町 859-1	0855-22-0094
浜田市社会福祉協議会 金城支所	浜田市金城町下来原 1541-20	0855-42-2300
浜田市社会福祉協議会 旭支所	浜田市旭町今市 637	0855-45-0188
浜田市社会福祉協議会 弥栄支所	浜田市弥栄町木都賀イ 526-4	0855-48-2313
浜田市社会福祉協議会 三隅支所	浜田市三隅町向野田 581	0855-32-0401

(2) 高齢者福祉・介護保険

◆行政機関

名称	住所	電話番号
浜田市 健康医療対策課 高齢者福祉係	浜田市殿町 1	0855-25-9320
浜田市高齢者相談支援センター (地域包括支援センター) (本センター)	浜田市野原町 859-1	0855-22-3900
浜田市高齢者相談支援センター金城 (サブセンター金城)	浜田市金城町下来原 1541-20	0855-42-2301
浜田市高齢者相談支援センター旭 (サブセンター旭)	浜田市旭町今市 637	0855-45-0189
浜田市高齢者相談支援センター弥栄 (サブセンター弥栄)	浜田市弥栄町木都賀イ 526-4	0855-48-2194
浜田市高齢者相談支援センター三隅 (サブセンター三隅)	浜田市三隅町向野田 581	0855-32-1831
浜田市 金城支所 市民福祉課	浜田市金城町下来原 171	0855-42-1235
浜田市 旭支所 市民福祉課	浜田市旭町今市 637	0855-45-1435
浜田市 弥栄支所 市民福祉課	浜田市弥栄町長安本郷 542-1	0855-48-2656
浜田市 三隅支所 市民福祉課	浜田市三隅町三隅 1434	0855-32-2806
浜田地区広域行政組合 介護保険課	浜田市殿町 1	0855-25-1520

◆その他の相談窓口

名称	住所	電話番号
しまね認知症コールセンター	月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く	0853-22-4105 ※相談は無料
若年性認知症コールセンター	月曜日～土曜日 10:00～15:00 ※祝日、年末年始を除く	0800-100-2707 ※通話・相談ともに無料
しまね認知症疾患医療センター 西川病院（地域型）	浜田市港町 293-2 8:30～16:30 ※土日、祝日、年末年始、お盆を除く	0855-28-7324

（３）障がい者（児）福祉

◆行政機関

名称	住所	電話番号
浜田市 地域福祉課 障がい福祉係	浜田市殿町 1	0855-25-9322
浜田市 金城支所 市民福祉課	浜田市金城町下来原 171	0855-42-1235
浜田市 旭支所 市民福祉課	浜田市旭町今市 637	0855-45-1435
浜田市 弥栄支所 市民福祉課	浜田市弥栄町長安本郷 542-1	0855-48-2656
浜田市 三隅支所 市民福祉課	浜田市三隅町三隅 1434	0855-32-2806
浜田保健所 （心の健康相談、難病相談等）	浜田市片庭町 254	0855-29-5550 0855-29-5554
浜田児童相談所	浜田市上府町イ 2591	0855-28-3560

◆相談窓口

名称	住所	電話番号
浜田市基幹相談支援センター	浜田市港町 293-2 （西川病院内）	0855-25-6115
地域生活支援センター らいふ	浜田市殿町 103-1	0855-22-0908
相談支援事業所 ぴゅあサポート	浜田市殿町 21-1	0855-22-8085
相談支援事業所 陽だまり	浜田市港町 292-10、294-11	0855-22-8115
相談支援事業所 島根整肢学園	江津市渡津町 1926	0855-52-2442
島根県高次脳機能障がい者支援事業 浜田圏域相談支援拠点事業所	江津市渡津町 1926 （西部島根医療福祉センター）	0855-52-2442
島根県西部発達障害者支援センター ウィンド	浜田市上府町イ 2589 （こくぶ学園内）	0855-28-0208
浜田障害者就業・生活支援センター レント	浜田市新町 53（2F）	0855-22-4141
島根県西部視聴覚障害者情報センタ ー	浜田市野原町 1826-1 （いわみーる内）	0855-24-9334
浜田養護学校	浜田市国分町 342-2	0855-28-2200
江津清和養護学校	江津市渡津町 772	0855-52-2613
浜田ろう学校	浜田市国分町 342-2	0855-28-0146
盲学校（教育相談室）	松江市西浜佐陀町 468	0852-36-8077
ハローワーク浜田	浜田市殿町 21-6	0855-22-8609
浜田圏域自立支援協議会 住まいのサポートセンター	浜田市港町 292-10 （相談支援事業所陽だまり内）	0855-22-8115

(4) 児童福祉・子育て支援

◆行政機関

名称	住所	電話番号
浜田市 子ども・子育て支援課 子ども政策係	浜田市殿町 1	0855-25-9331
浜田市 子ども・子育て支援課 子ども家庭相談係	浜田市殿町 1	0855-25-9331
浜田市 子ども・子育て支援課 保育所幼稚園係	浜田市殿町 1	0855-25-9330
浜田市 子育て世代包括支援 センター (すくすく)	浜田市野原町 859-1	0855-22-1253
浜田市 金城支所 市民福祉課	浜田市金城町下来原 171	0855-42-1235
浜田市 旭支所 市民福祉課	浜田市旭町今市 637	0855-45-1435
浜田市 弥栄支所 市民福祉課	浜田市弥栄町長安本郷 542-1	0855-48-2656
浜田市 三隅支所 市民福祉課	浜田市三隅町三隅 1434	0855-32-2806
浜田児童相談所	浜田市上府町イ 2591	0855-28-3560

◆保育所(園)・認定こども園

名称	住所	電話番号
ちどり保育所	浜田市松原町 239-1	0855-22-0986
浜田ひかり保育所	浜田市原町 79-4	0855-23-0986
聖バルナバ保育園	浜田市浅井町 260	0855-23-1239
美川保育園	浜州市内村町 809-1	0855-27-3919
周布保育園	浜田市周布町イ 328-2	0855-27-1120
つくし保育園	浜田市佐野町イ 359-5	0855-42-0565
れんげ保育園	浜田市熱田町 566-22	0855-26-1353
あおい保育園	浜田市大辻町 87-1	0855-23-5874
みのり保育園	浜田市相生町 1391-11	0855-23-5686
ちどり第2保育所	浜市長浜町 699-3	0855-24-7311
上府保育園	浜田市上府町イ 2488-5	0855-25-5100
みのり第2保育園	浜田市相生町 3973-5	0855-25-7771
認定こども園 日脚保育園	浜田市日脚町 771	0855-27-1064
今福保育園	浜田市金城町今福 1422-3	0855-42-1769
くもぎ保育園	浜田市金城町七条イ 977-11	0855-42-0009
波佐保育園	浜田市金城町波佐イ 550-4	0855-44-0449
おぐに保育園	浜田市金城町小国イ 142-1	0855-44-0136
安城保育園	浜田市弥栄町長安本郷 552-17	0855-48-2056
杵束保育園	浜田市弥栄町木都賀イ 539-5	0855-48-2613
認定こども園 あさひ子ども園	浜田市旭町丸原 155-15	0855-45-8181
三保保育園	浜田市三隅町湊浦 352	0855-32-0372
三隅保育所	浜田市三隅町向野田 604	0855-32-0044
岡見保育所	浜田市三隅町岡見 515-1	0855-32-1382

◆幼稚園

名称	住所	電話番号
原井幼稚園 ※R5.3.31 統合により閉園	浜田市高田町 65-6	—
石見幼稚園 ※R5.3.31 統合により閉園	浜田市黒川町 3753	0855-22-0493
長浜幼稚園 ※R5.3.31 統合により閉園	浜田市熱田町 820-1	0855-27-0575
美川幼稚園 ※R5.3.31 統合により閉園	浜州市内田町 1117-2	0855-26-0185

名称	住所	電話番号
浜田幼稚園 ※R5.4.1 統合により開園	浜田市熱田町 820-1	0855-27-0575
夕日ヶ丘聖母幼稚園	浜田市殿町 55-1	0855-22-3328

(5) 青少年健全育成

◆行政機関

名称	住所	電話番号
青少年サポートセンター	浜田市殿町 22	相談専用フリーダイヤル 0120-783-419

(6) 各種相談

◆総合相談

会場・時間など	住所	電話番号
総合福祉センター 毎週月曜日 10:00～15:00	浜田市野原町 859-1	0855-22-0068

◆成年後見

会場	住所	電話番号
松江家庭裁判所 浜田支部	浜田市殿町 980	0855-22-0678
石見成年後見センター	江津市渡津町 290-1 (相談支援センター えん)	0855-52-7107

◆法律相談

会場・時間など	住所	電話番号
石見法律相談センター 毎週金曜日 10:00～16:00 ※予約受付 月曜日～金曜日 9:00～17:00	浜田市田町 116-12 市役所田町分室内	0855-22-4514
法テラス浜田 (要予約) 法トラブルに関する法律相談 月曜日～金曜日 9:00～17:00	浜田市浅井町 1580 第二龍河ビル 6F	050-3383-0026

(7) 電話相談

◆子どもや子育ての悩み

名称	時間など	電話番号
子どもと家庭電話相談室	9:00～21:30 ※祝日、年末年始を除く	0120-258-641

◆女性の悩み（女性相談ダイヤル）

名称	時間など	電話番号
女性相談センター西部分室 (あすてらす女性相談室)	月曜日～金曜日 8:30～17:00 ※祝日、年末年始を除く	0854-84-5661

◆こころの健康

名称	時間など	電話番号
心のダイヤル (島根県立心と体の相談センター)	月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※祝日、年末年始を除く	0852-21-2885

名称	時間など	電話番号
島根いのちの電話 (社会福祉法人島根いのちの電話)	月曜日～金曜日 9:00～22:00 土曜日 9:00～日曜日 22:00 ※年中無休	0852-26-7575

(8) ひきこもり相談

◆行政機関

名称	住所	電話番号
島根県立心と体の相談センター (島根県ひきこもり支援センター)	松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2 階	0852-21-2045
浜田保健所 健康増進課	浜田市片庭町 254	0855-29-5550
浜田市 健康医療対策課 健康づくり係	浜田市殿町 1	0855-25-9311
浜田市 金城支所 市民福祉課	浜田市金城町下来原 1541-20	0855-42-2300
浜田市 旭支所 市民福祉課	浜田市旭町今市 637	0855-45-0188
浜田市 弥栄支所 市民福祉課	浜田市弥栄町長安本郷 542-1	0855-48-2313
浜田市 三隅支所 市民福祉課	浜田市三隅町三隅 1434	0855-32-0401

開催日	内容
令和3年10月20日（水）	○令和3年度第1回浜田市保健医療福祉協議会 ・令和4年度改定予定の福祉関連計画に係るアンケート調査について
11月26日（金）～ 12月23日（木）	○一般対象アンケート調査
12月10日（金）～ 12月24日（金）	○中学生対象アンケート調査
令和4年2月21日（月）～ 3月25日（金）	○関係団体調査（社協・民生児童委員協議会・NPO法人等）
6月22日（水）	○令和4年度第1回浜田市保健医療福祉協議会 ・各種計画の改定及び専門部会の設置について
11月14日（月）	○第1回地域福祉専門部会 ・浜田市地域福祉計画（素案）について
12月12日（月）	○第2回地域福祉専門部会 ・浜田市地域福祉計画（素案）について
12月26日（月）	○第2回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市地域福祉計画（素案）について
令和5年1月5日（木）～ 2月3日（金）	○パブリックコメント

※「浜田市地域福祉計画」に関する部分のみ

平成 17 年 12 月 22 日

規則第 241 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）第 3 条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第 2 条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前 3 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(平 20 規則 5・一部改正)

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	会長	笠田 守	
浜田市社会福祉協議会	会長	中島 良二	会長
島根県立大学	准教授	角 能	
リハビリテーションカレッジ島根	学校長	吉村 安郎	
浜田江津歯科医師会	会長	長野 悦郎	
浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	飯田 博	
浜田市民生児童委員協議会	理事	佐々木 喜弘	副会長
浜田市保育連盟	会長	山崎 央輝	
浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	布施 賢司	
浜田保健所	所長	村下 伯	
浜田警察署	生活安全課長	近江 隆允	
浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	
浜田市校長会	会長	齋藤 祥文	
浜田地域協議会	委員	宮木 竜一	
金城地域協議会	委員	三浦 兼浩	
旭地域協議会	委員	大屋 美根子	
弥栄地域協議会	委員	三浦 寿紀	
三隅地域協議会	委員	松原 芳樹	

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田女性ネットワーク	会員	金本 妙子	
浜田市保育連盟	波佐保育園園長	白川 直美	
特定非営利活動法人 はとぽっぽ	理事長	棧敷 学	
社会福祉法人 いわみ福祉会	桑の木園支援課長	松原 由佳	
浜田市民生児童委員協議会	石見地区会長	後藤 敏雄	副部会長
浜田市民生児童委員協議会	金城地区副会長	西川 美高	
浜田市民生児童委員協議会	旭地区委員	村武 謙司	
浜田市民生児童委員協議会	弥栄地区会長	徳田 マスエ	部会長
浜田市民生児童委員協議会	三隅地区会長	三浦 幸則	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	布施 賢司	
浜田市身体障害者福祉協会	事務局長	津野 章	
浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	田邨 真紀夫	

浜田市地域福祉計画

発行年月：令和5（2023）年3月

発行・編集：発行・編集：浜田市 健康福祉部 地域福祉課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

T e l : 0 8 5 5 - 2 5 - 9 3 0 0

F a x : 0 8 5 5 - 2 2 - 9 7 3 3

浜田市障がい者計画

令和 5 年（2023 年）3 月
島根県 浜田市

目 次

第1章 障がい者計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間	2
4 対象とする障がい者	3
(1) 障がい者の概念	3
(2) 計画の対象.....	3
5 計画の策定体制.....	4
(1) 組織体制.....	4
(2) アンケート調査の実施.....	5
(3) 関係団体調査の実施.....	5
第2章 計画の基本的方向	6
1 障がいのある人等の状況.....	6
(1) 人口の推移.....	6
(2) 身体障がい.....	7
(3) 知的障がい.....	9
(4) 精神障がい.....	10
(5) 障がい支援区分認定者の状況	11
(6) 特別支援学級の就学者の状況	12
(7) 特別支援学校の就学者の状況	12
2 計画の基本的考え方	13
(1) 基本理念.....	13
(2) 本計画とSDGsとの関連.....	13
(3) 計画の基本的視点	14
第3章 施策の内容.....	15
施策体系図.....	15
1 差別解消及び権利擁護の推進.....	15
(1) 啓発・広報.....	16
(2) 権利擁護と虐待防止.....	19
(3) 福祉教育.....	22
2 地域における生活支援体制の充実	24
(1) 相談支援体制	24
(2) 地域生活.....	26
(3) 日中活動の場.....	29
(4) 保健・医療サービス.....	31
3 教育及び生涯学習の充実.....	33
(1) 療育支援.....	33

(2) 保育・教育.....	35
(3) 生涯学習.....	39
(4) 情報・コミュニケーション	41
4 障がいのある人の自立の支援.....	44
(1) 自立への支援.....	44
(2) 雇用・就労.....	46
5 安全・安心な福祉のまちづくりの実現.....	50
(1) 生活環境.....	50
(2) 防犯・防災体制	53
(3) 地域福祉.....	56
(4) 福祉サービス	58
第4章 計画の推進.....	60
1 計画の進捗管理.....	60
2 市民参画の推進.....	60
3 関係機関の連携.....	60
資料編	61
1 浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例.....	61
2 策定経過	64
3 浜田市保健医療福祉協議会規則	65
4 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿	66
5 障がい者福祉専門部会委員名簿	67

第 1 章 障がい者計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

浜田市では、平成 30 年（2018 年）3 月に「浜田市障がい者計画」を改正・策定し、同年 3 月に制定、7 月に施行した「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」の理念の下で、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。また、令和 3 年（2021 年）3 月には、「浜田市障がい福祉計画（第 6 期）・浜田市障がい児福祉計画（第 2 期）」を策定し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」に基づく障がい福祉サービス等の提供体制の確保や推進のための取組を進めてきました。

国においては、平成 19 年（2007 年）に日本が署名した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法整備の一環として、平成 23 年（2011 年）に「障害者基本法」が大幅に改正され、障がい者の定義が見直されるとともに、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられ、共生社会の実現が理念として掲げられました。

以降、平成 23 年（2011 年）の「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）、平成 24 年（2012 年）の「障害者総合支援法」（「障害者自立支援法」の改正法）、平成 25 年（2013 年）の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の制定や「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正など、障がいのある人の権利擁護、生活支援、差別解消、雇用等の幅広い分野での法整備が進み、平成 26 年（2014 年）1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、同年 2 月から発効となりました。

近年も、目まぐるしい変化を遂げる社会と、障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応し、障がいのある人の生活がより豊かなものとなるよう支援するため、各種法律が制定され、様々な施策が推進されています。

このような国の障がい者施策の改正に対応するとともに、これまでの取組の成果と課題や市民ニーズ等を踏まえて、令和 5 年度（2023 年度）からの新たな「浜田市障がい者計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

浜田市における「障害」表記の取扱いについて

○ 原則として「障がい」とひらがな表記にしています。

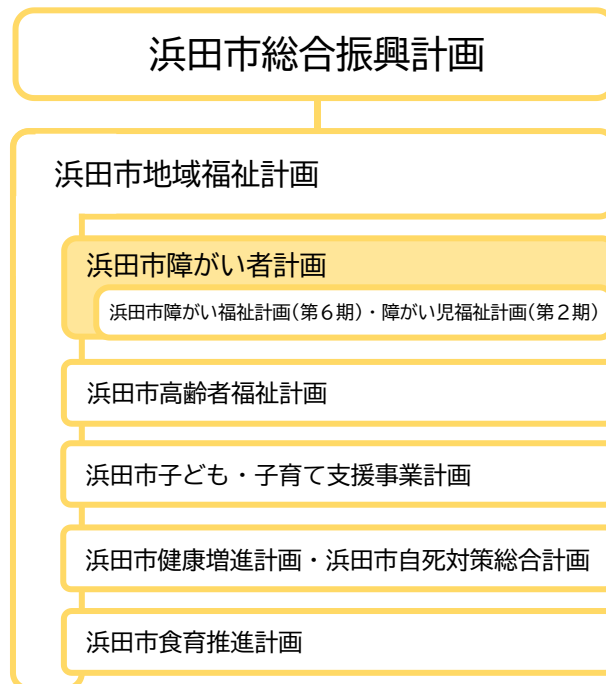
なお、法令及び団体施設等の固有名詞等については、「障害」と表記しています。

○ 平成 23 年（2011 年）4 月 1 日以降浜田市が作成する公文書を対象としており、本計画についても上記の取扱いにより表記しています。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。市における障がいのある人のための施策の、最も基本的な考え方などを定める、中長期の計画となります。

また、「浜田市総合振興計画」の障がい福祉に関する具体的な部門別計画として位置付け、「浜田市地域福祉計画」等の各種計画との整合性を図りながら、策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

なお、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)
障がい者計画	前期計画		障がい者計画					次期計画
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	障がい福祉計画（第6期） 障がい児福祉計画（第2期）		次期計画					

4 対象とする障がい者

(1) 障がい者の概念

本計画における「障がい者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」（「障害者基本法」第2条）を総称することとし、本計画では原則として「障がいのある人」と表記します。

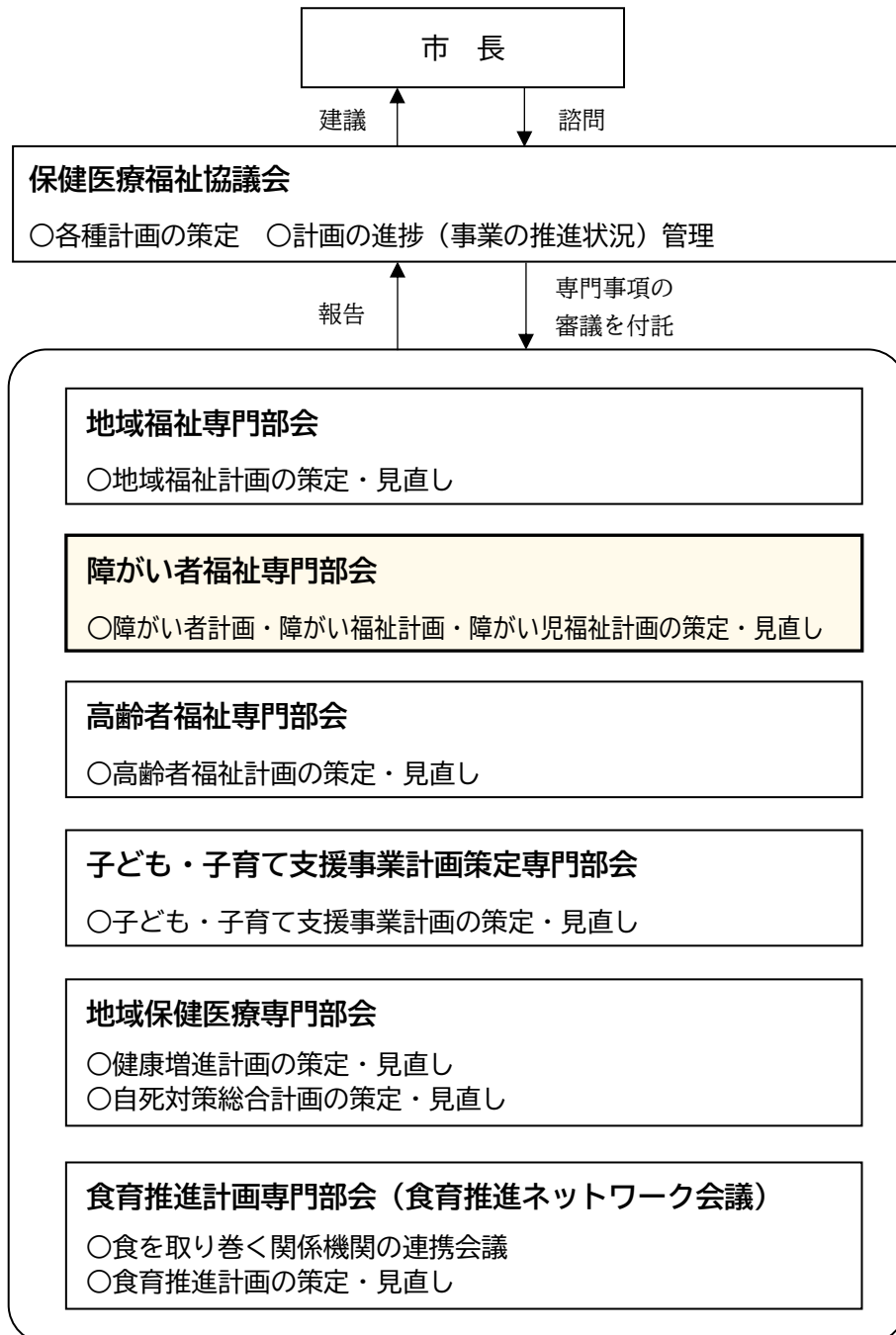
(2) 計画の対象

計画に基づき推進する各施策の対象は、上記「(1) 障がい者の概念」で定義する障がいのある人及びその家族とします。また、「障害者総合支援法」等の関連法を踏まえながら、高次脳機能障がいのある人、難病患者も計画の対象とします。さらに、基本理念の実現のためには、すべての市民の理解と協力が求められることから、障がいの有無にかかわらず、全市民に向けた意識啓発を図るものとします。

5 計画の策定体制

(1) 組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市地域福祉計画を策定することとしており、本計画は障がい者福祉専門部会及び浜田圏域自立支援協議会において審議を行いました。



(2) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい福祉施策をより一層進めていくため、障がいのある人の生活状況や障がい福祉に関する市民の皆様の幅広いお考えをお尋ねし、すべての市民が暮らしやすいまちづくりを進めるための基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象	● 令和3年（2021年）11月1日現在、市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の方
調査数	● 身体・知的障がいのある人 1,800件 ● 精神障がいのある人 200件
調査方法	● 郵送による配布回収
調査期間	● 令和3年（2021年）11月26日～12月23日
回収結果	● 身体・知的障がいのある人 52.3% ● 精神障がいのある人 42.0%

(3) 関係団体調査の実施

障がいのある人の支援をしている障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所等の各種関係機関から、障がいのある人のサービス利用状況や生活実態等の課題を把握する目的で関係団体調査を実施しました。

調査対象	● 障がい福祉サービス事業所をはじめ、障がいのある人を支援している関係機関等
調査方法	● 市内サービス提供事業所等への電子メールによる調査票の配付回収（一部紙での回収有）
調査期間	● 令和4年（2022年）6月16日～7月8日
調査数・回収結果	● 配布数 67件 ● 回収数（回収率） 41件（61.2%）

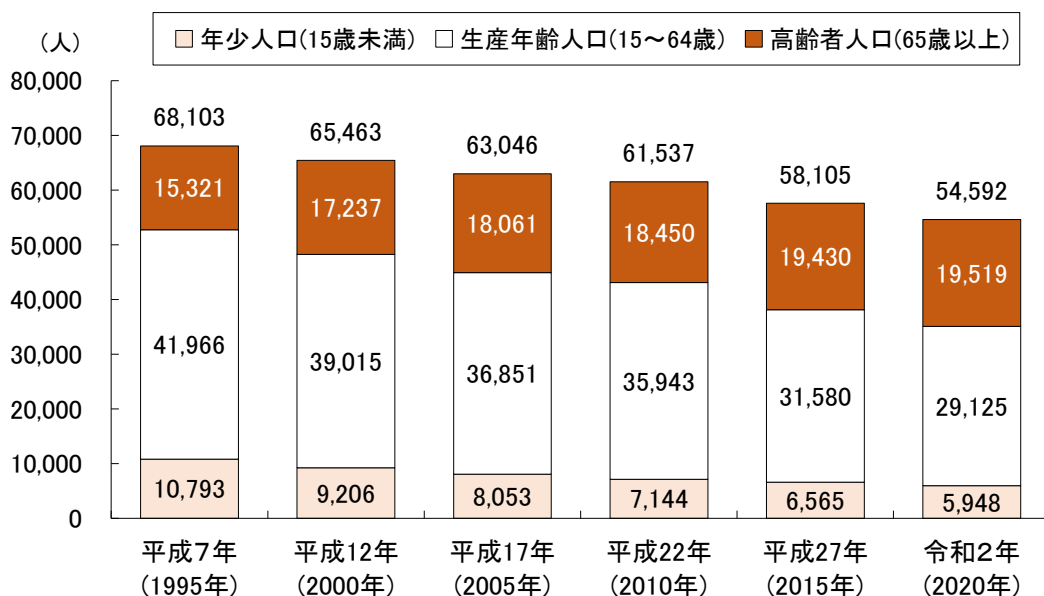
第2章 計画の基本的方向

1 障がいのある人等の状況

(1) 人口の推移

総人口は平成7年（1995年）以降、年々減少しています。人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が年々減少している一方で、高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

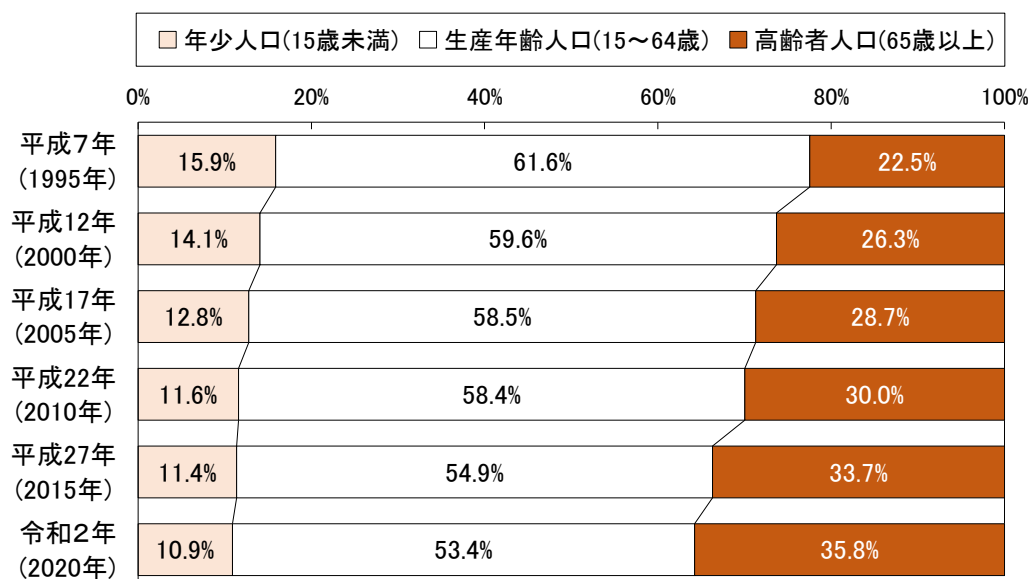
■総人口の推移



資料：国勢調査

※総人口は年齢不詳を含む

■年齢3区分別比率の推移



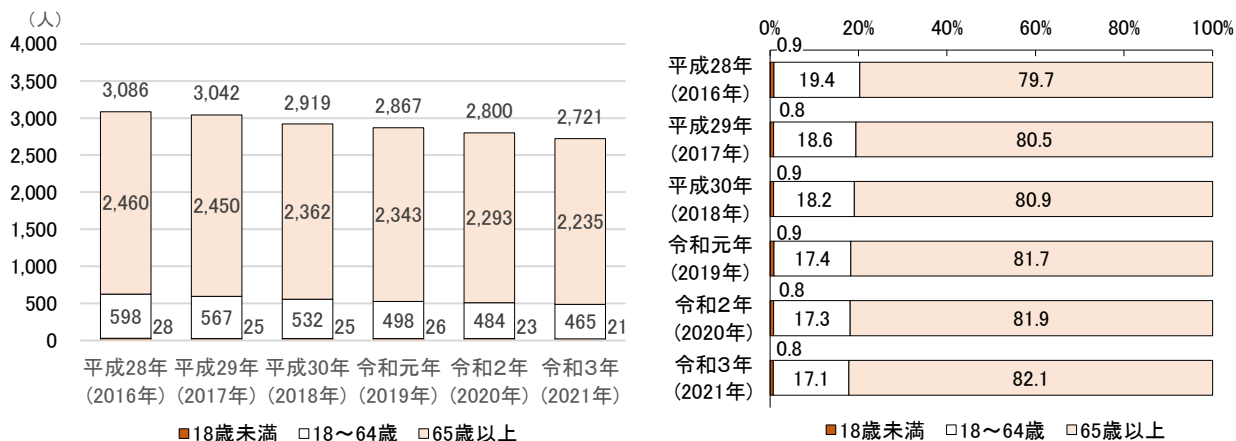
資料：国勢調査

(2) 身体障がい

①身体障害者手帳所持者数の年齢別推移

身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しています。構成比をみると、65歳以上所持者の割合は年々上昇し、令和3年（2021年）は82.1%となっています。

■身体障害者手帳所持者数及び構成比の推移（年齢別）

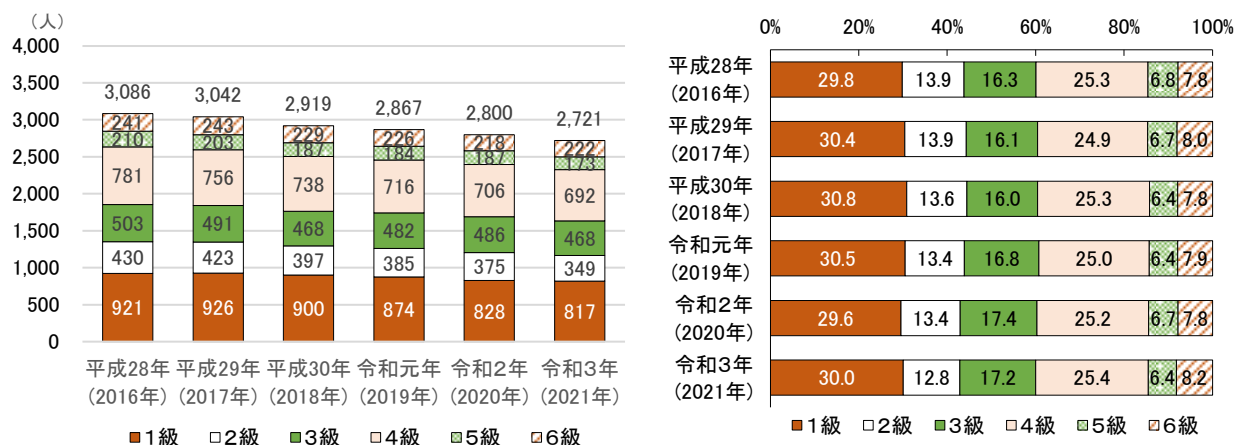


資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

②身体障害者手帳所持者数の等級別推移

等級別推移でもすべての等級で減少傾向がみられます。令和3年（2021年）の構成比をみると、1・2級を合わせた重度の割合が42.8%となっています。

■身体障害者手帳所持者数及び構成比の推移（等級別）

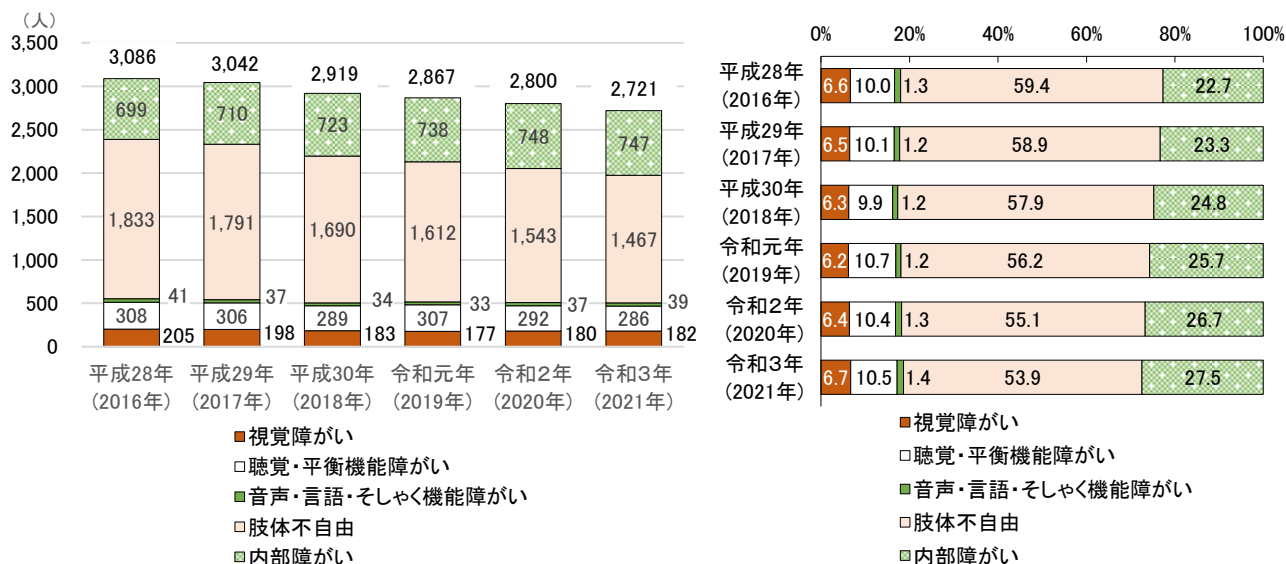


資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

③身体障害者手帳所持者数の種類別推移

内部障がいが増加傾向、音声・言語・そしゃく機能障がいは横ばい、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、肢体不自由は減少傾向となっています。構成比をみると、肢体不自由の割合は低下しつつも令和3年（2021年）が53.9%と過半数を占めています。次いで、内部障がいの割合は27.5%となっており、年々上昇しています。

■障がいの種類別人数及び構成比の推移



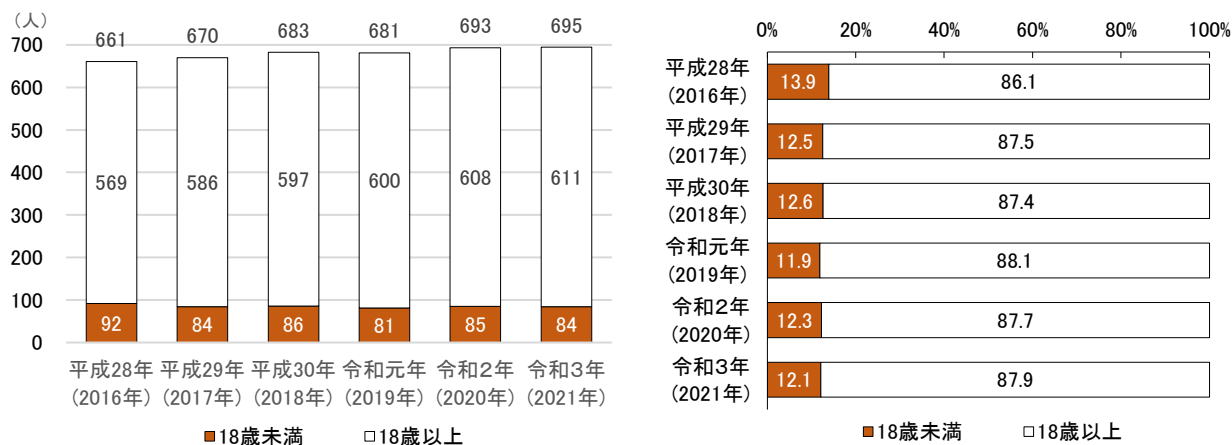
資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

(3) 知的障がい

①療育手帳所持者数の年齢別推移

療育手帳所持者数は増加で推移しています。構成比をみると、18歳以上所持者の割合が年々上昇し、令和3年（2021年）は87.9%となっています。

■療育手帳所持者数及び構成比の推移（年齢別）

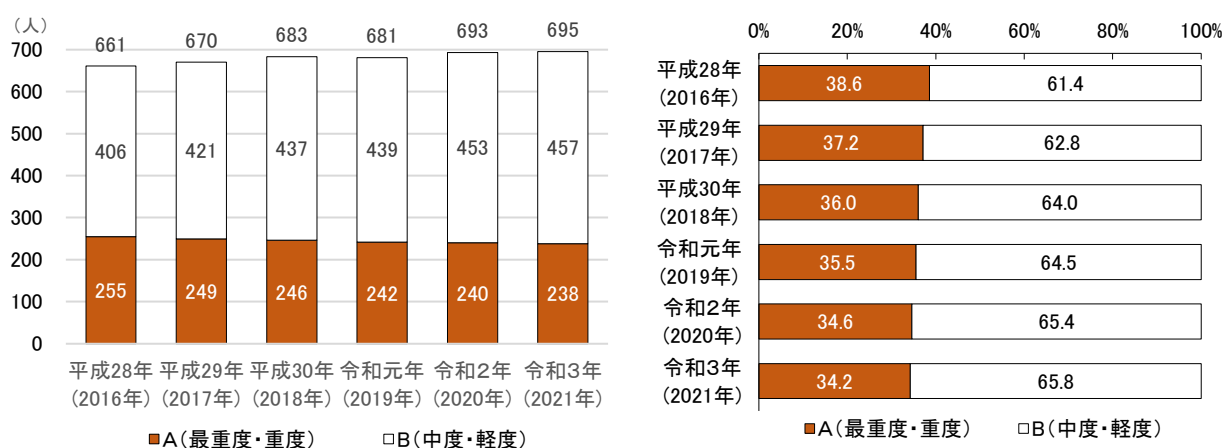


資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

②療育手帳所持者数の障がいの程度別推移

B（中度・軽度）は増加傾向にある一方、A（最重度・重度）は減少傾向にあります。構成比をみると、B（中度・軽度）の割合は上昇しており、令和3年（2021年）では65.8%となっています。

■療育手帳所持者数及び構成比の推移（障がいの程度別）



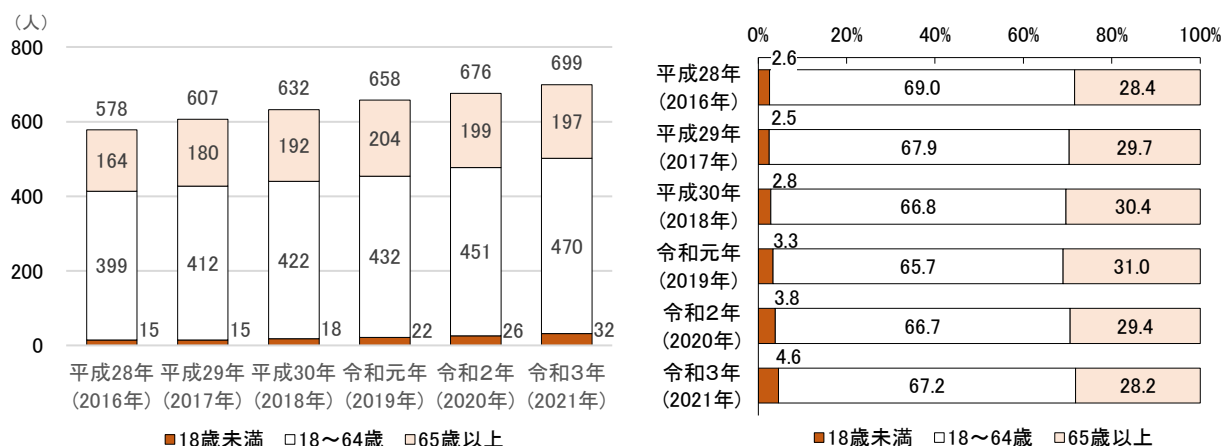
資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

(4) 精神障がい

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、身体障害者手帳・療育手帳と比べても大きく増加しています。構成比をみると、18歳未満所持者の割合が増加傾向にあり、令和3年（2021年）は4.6%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び構成比の推移（年齢別）

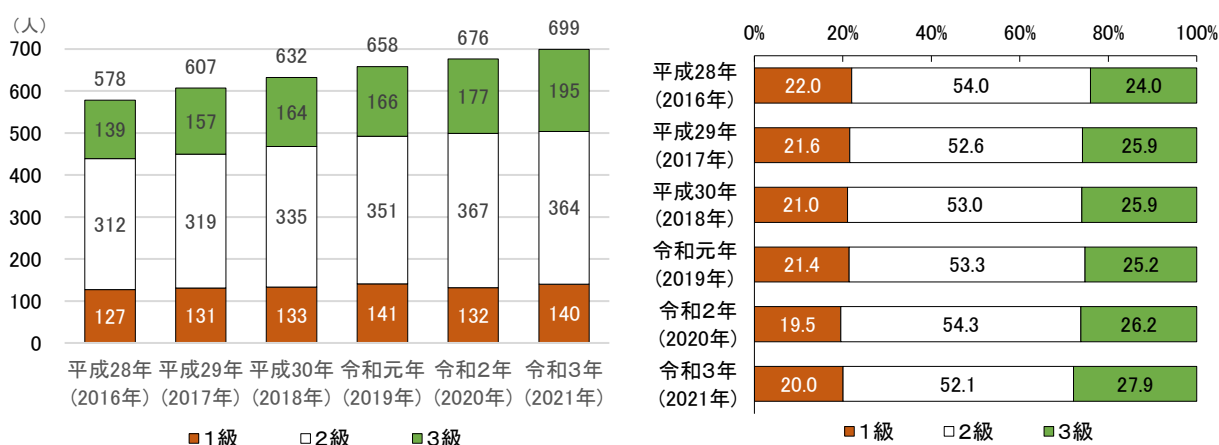


資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

②精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

いずれの等級も増加傾向にあります。構成比をみると、令和3年（2021年）では2級が52.1%と最も高く、次いで3級が27.9%、1級が20.0%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び構成比の推移（等級別）

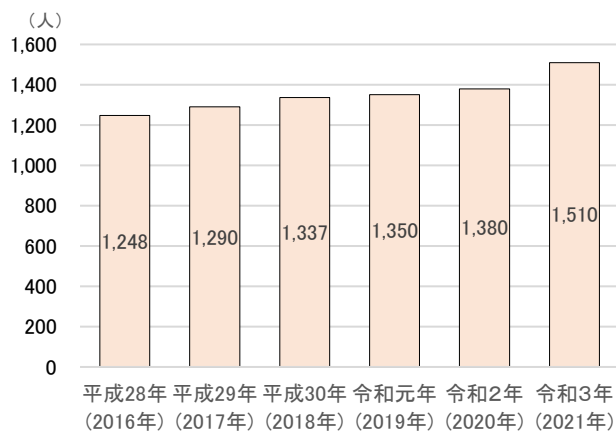


資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

③自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数も年々増加し、令和3年（2021年）では1,510人となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

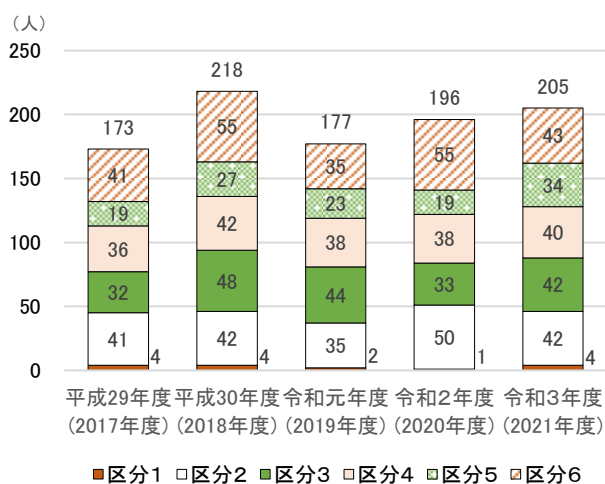


資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

（5）障がい支援区分認定者の状況

障がい支援区分認定者は、増減を繰り返しており、令和3年度（2021年度）では205人となっています。区分別でみると「区分6」が43人で最も多く、次いで「区分2」、「区分3」が共に42人、「区分4」が40人となっています。

■障がい支援区分認定者数の推移



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

(6) 特別支援学級の就学者の状況

特別支援学級の就学者について、小学校では年々増加傾向で推移しており、令和4年度（2022年度）では117人となっています。中学校でも増加傾向で推移しており、令和4年度（2022年度）では51人となっています。

■特別支援学級の就学者数の推移

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
小学校	児童数(人)	73	87	86	94	107	117
	学級数	27	28	27	30	29	32
	学校数	13	14	15	16	14	14
中学校	生徒数(人)	28	30	35	42	47	51
	学級数	13	14	15	16	17	18
	学校数	8	8	9	9	8	9
合計	児童・生徒数(人)	101	117	121	136	154	168
	学級数	40	42	42	46	46	50
	学校数	21	22	24	25	22	23

資料：浜田市教育委員会（各年5月1日現在）

(7) 特別支援学校の就学者の状況

特別支援学校の就学者について、島根県立浜田養護学校では概ね増加傾向で推移しており、令和4年度（2022年度）では105人となっています。島根県立浜田ろう学校では減少傾向で推移しており、令和4年度（2022年度）では6人となっています。

■島根県立浜田養護学校就学者の推移

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
小学部児童数	6	11	16	19	20	25
中学部生徒数	25	24	22	22	23	25
高等部生徒数	52	58	64	63	56	55
合計	83	93	102	104	99	105

資料：島根県立浜田養護学校（各年5月1日現在）

■島根県立浜田ろう学校就学者の推移

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
小学部児童数	6	5	4	4	2	1
中学部生徒数	1	2	1	2	3	4
高等部生徒数	2	1	2	1	2	1
合計	9	8	7	7	7	6

資料：島根県立浜田ろう学校（各年5月1日現在）

2 計画の基本的考え方

(1) 基本理念

本市では、障がい者施策において重要な理念となる「ノーマライゼーション¹」と「リハビリテーション²」の考え方のもと、障がい者計画に基づき、障がいのある人の生活を支援するため、保健・医療・福祉及び教育、就労、生活環境等の各種施策の充実に取り組んできました。

平成30年（2018年）7月には、「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることが出来るまちづくり条例」を施行し、社会的障壁の除去を推進するとともに、障がいのある人もない人も、乳幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージにおいて必要な支援を受けながら、その持てる力を最大限に活かし、共に安心して暮らすことのできるまちを目指して、共生社会の実現に向けた取組を推進しています。

しかしながら、依然として障がいのある人が、周囲の理解不足、誤解、偏見などによって不利益な扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で生きづらさを感じたりする様子が見受けられます。

そのため、本計画では、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指し、前回策定した計画から引き続いて、以下の基本理念を掲げます。

(基本理念)

一人ひとりがいきいきと輝き、
共に安心して暮らせるまち

(2) 本計画とSDGsとの関連

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された2030年（令和12年）を期限とする17のゴール（目標）と169のターゲット（目標のために実現させること、取組）、232の指標から構成されるものです。

本計画においても、各基本目標に関連するSDGsのアイコンを明示することで、計画の内容がSDGsのどの分野に該当するのかが分かりやすくなるよう配慮しました。



¹ ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

² リハビリテーション：障がいのある人の機能回復や維持にとどまらず、人間としての尊厳を維持し、障がいのある人の自立と参加を目的としたノーマライゼーションを目指す理念。

(3) 計画の基本的視点

「一人ひとりがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち」の実現に向けて、以下の5点を本計画の基本的な視点とします。

①障がいのある人への差別の解消の推進

「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての人がその人らしく豊かに生きることができるよう、また、障がいのある人に対する偏見や不当な差別的取扱いといった社会的障壁が取り除かれるよう、相互理解と合理的配慮の推進に取り組みます。

②障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の主体的な選択や決定を尊重し、障がいのある人が地域社会の一員として、それぞれの能力を発揮し、自立した社会生活を送ることができるように意思決定を支援します。

③障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

障がいのある人一人ひとりが能力を最大限に発揮でき、あらゆる分野の活動に参加する機会を確保するとともに、乳幼児期から障がいの早期発見・早期療育、教育、就労へと、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

④誰もが住みよいバリアフリーの社会づくり

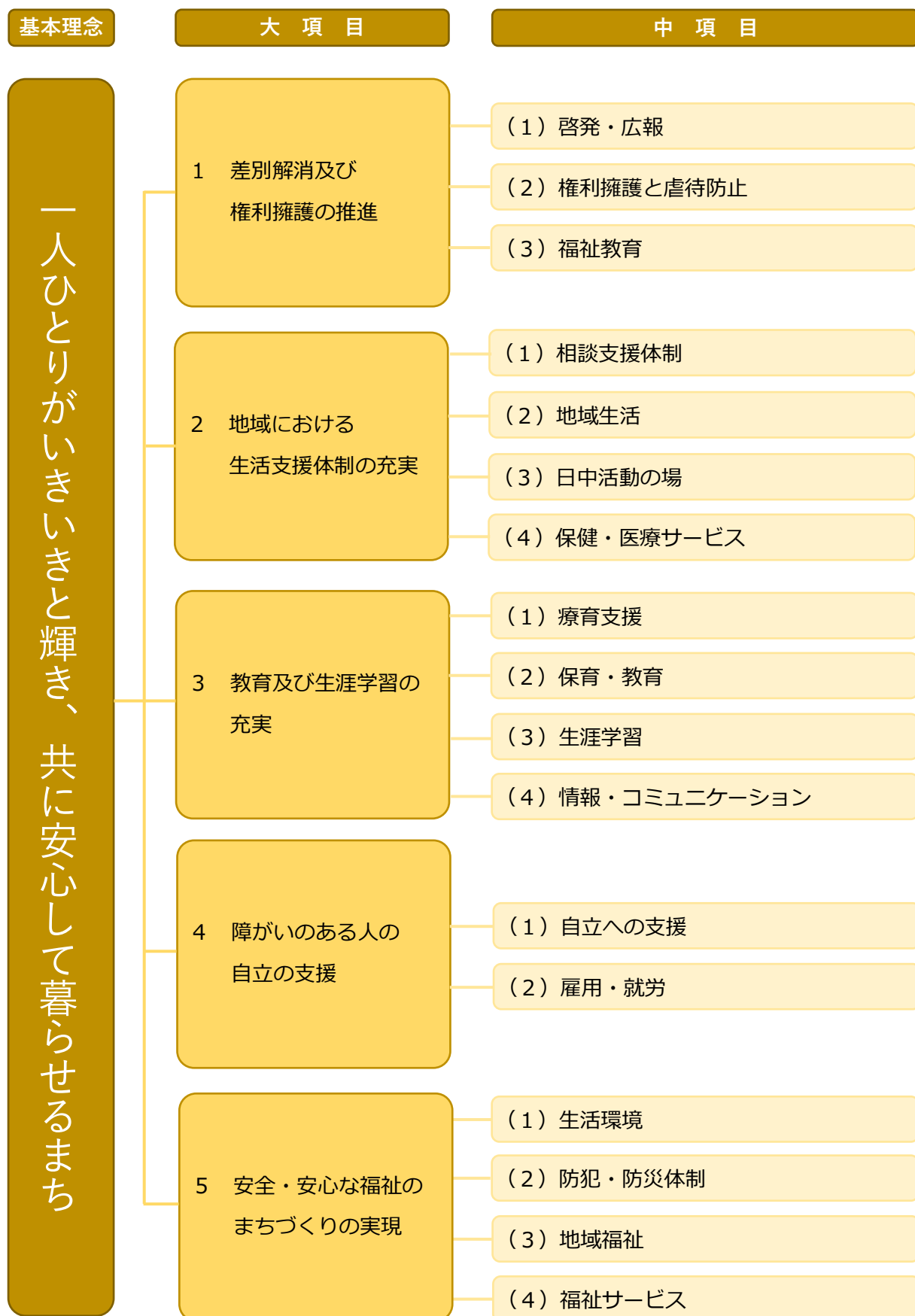
生活の中にある、地域における市民一人ひとりの「心のバリア」、住まいや移動等の「環境のバリア」、「情報のバリア」等、障がいのある人を取り巻くあらゆる「バリア（障壁）」を解消し、障がいのある人の基本的人権が尊重され、障がいのある人もない人も互いに理解し合い、共に生きる社会の実現を目指します。

⑤住民が参加する地域福祉の推進

地域の住民が、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成するため、住民一人ひとりの共通課題として福祉への積極的な参加を促し、地域社会を支えるネットワークを強化して、住民と共に地域福祉を推進します。

第3章 施策の内容

施策体系図



1 差別解消及び権利擁護の推進

【関連する SDGs の開発目標】

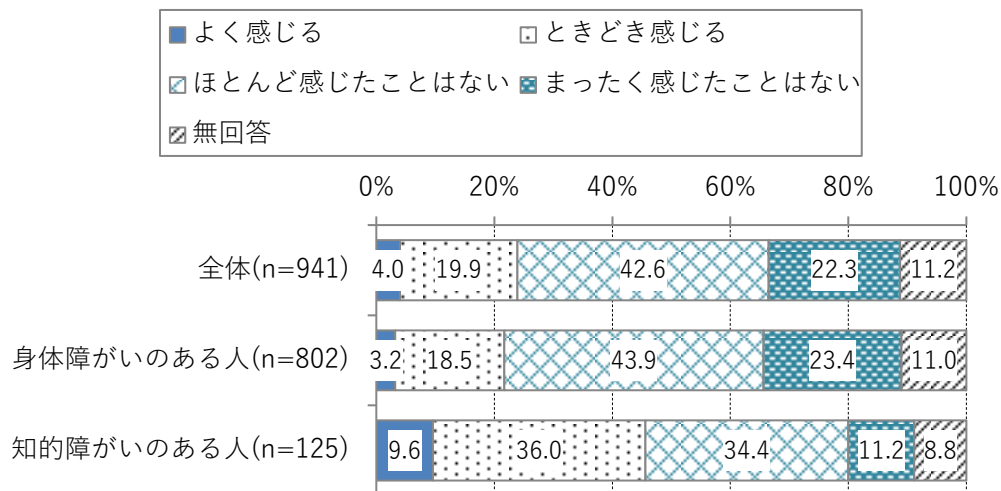


(1) 啓発・広報

現状と課題

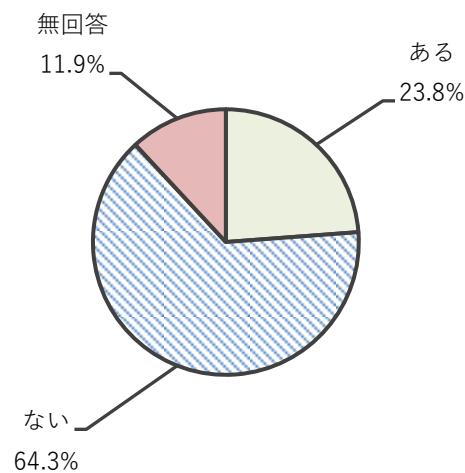
- 「一人ひとりがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち」を実現するためには、障がい及び障がいのある人に対する市民一人ひとりの理解を深め、「心のバリア」を取り除くことが重要です。
- 平成 28 年（2016 年）4 月に施行された「障害者差別解消法」を受け、本市では、平成 30 年（2018 年）3 月に「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」を制定し、同年 7 月から施行しました。同条例に基づき、「浜田市障がい者差別解消推進委員会」を設置して、講演会の開催など障がいを理由とした差別の解消を推進するための取組を実施しています。しかしながら、アンケート調査では、同条例について「名前も内容も知らない」と回答した割合が最も高く、障がい当事者にも認知が進んでいないという現状があります。
- アンケート調査では、身体障がいのある人の 21.7%、知的障がいのある人の 45.6% が日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時がある、精神障がいのある人の 23.8% が差別を受けたり、いやな思いをしたりしたことがあると回答しています。また、差別や偏見、疎外感を感じる場面の多くは、普段の人間関係や街角での人の視線といった日常生活の中にあることが示されており、障がいのある人に対する理解や配慮は十分ではないことが分かります。そのため、市民の障がいへの理解を深めるための広報活動等の充実や、障がいのある人と自然な交流ができる機会の設定などの取組を進めていく必要があります。

■日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時があるか
(身体・知的障がいのある人)



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■障がいのため差別や、いやな思いをした経験があるか（精神障がいのある人）



(n=84)

障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■どのようなときに差別や偏見、疎外感を感じたか（身体・知的障がいのある人）

(%)	仕事や収入	教育の場	人間関係	冠婚葬祭	スポーツ・趣味の活動	地区の行事・集まり	街角での人の視線	店などでの対応・態度	市役所職員の対応・態度	交通機関の利用	その他	無回答
全体 (n=225)	17.8	4.9	43.1	8.0	7.1	22.2	29.8	20.0	8.9	15.6	3.6	4.4
身体障がいのある人 (n=174)	15.5	2.3	43.1	8.0	6.3	22.4	29.3	17.2	8.0	15.5	4.6	4.6
知的障がいのある人 (n=57)	22.8	14.0	43.9	8.8	12.3	21.1	43.9	29.8	10.5	15.8	0.0	3.5

障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 障がい者差別解消の推進

市民や事業者へ、「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」の周知を図るとともに、講演会の開催等を通じて、障がい及び障がいのある人への理解が深まるように啓発します。

また、令和３年５月の「障害者差別解消法」の一部改正により、これまでは努力義務とされていた事業者における合理的配慮の提供について、行政機関等と同様に、法的義務となりました。改正法は、公布日（令和３年６月４日）から起算して３年を超えない範囲内において施行されますので、事業者へ周知を図り、理解促進に努めます。

② 人権尊重意識の啓発

市民の障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の醸成を図るため、「広報はまだ」や市ホームページを積極的に活用し、障がいをテーマにした人権講演会等の開催を支援します。また、引き続き、学校、家庭、地域、事業所及び関係機関との連携を深め、障がいのある人もない人も参加して交流を深める行事の開催を支援するなど、人権教育・啓発の推進に努めます。

③ 「障害者週間」等を中心とした啓発・広報

「障害者週間」（１２月３日～１２月９日）、「人権週間」（１２月４日～１２月１０日）及び「発達障害啓発週間」（４月２日～４月８日）の周知を図るとともに、障がいへの理解を深める行事の開催を支援します。

④ 様々な障がいに対する理解の促進

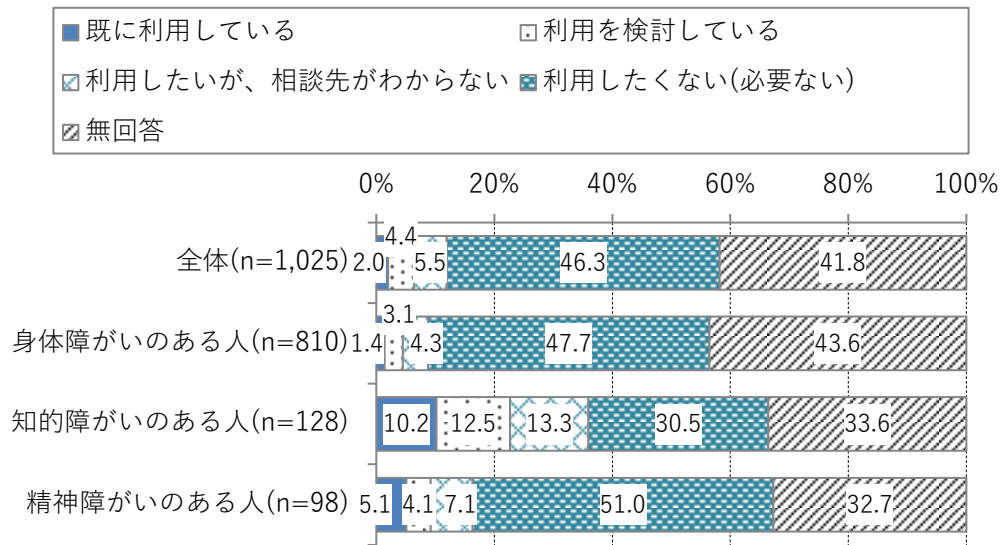
音声・言語機能障がいや、学習障がい（ＬＤ）、注意欠如・多動性障がい（ＡＤ／ＨＤ）、自閉症スペクトラム障がい（ＡＳＤ）等の発達障がいなど、市民の理解が進んでいない障がいについて、周知・啓発に努めます。また、障がいのある人の理解を促進する「あいサポート」運動について、あいサポートメッセンジャー及びあいサポーターの増加を目指して、より一層取組を推進します。

(2) 権利擁護と虐待防止

現状と課題

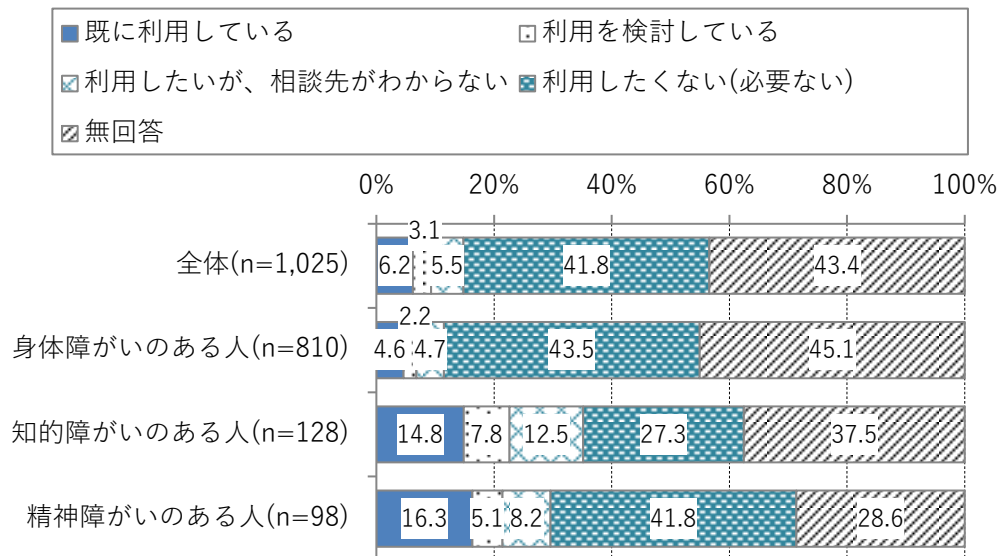
- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がいのある人とその家族の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据えた取組が必要で、その一つとして権利擁護の施策を推進していくことが求められています。
- 権利擁護サービスの制度として、判断能力が低下した人の財産管理や契約等の支援を行う「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」があります。アンケート調査によると、制度を「既に利用している」と回答した人は成年後見制度で2.0%、日常生活自立支援事業で6.2%にとどまりますが、「利用を検討している」又は「利用したいが、相談先がわからない」といった制度の利用意向がある人の割合は「成年後見制度」で9.9%、「日常生活自立支援事業」で8.6%となっています。また、障がい種別にみると、特に知的障がいのある人の利用意向の割合が高くなっています。制度そのものの認知度を高めるとともに、制度利用のための手続き方法を周知し、利用を促進する必要があります。
- 障がいのある人への虐待を禁じる「障害者虐待防止法」が、平成24年（2012年）10月に施行されたことを受け、本市でも浜田市障がい者虐待防止センターを設置し、虐待に関する相談等に応じていますが、令和3年度（2021年度）には障がいのある人に対する虐待の相談が3件あり、虐待の根絶には至っていません。また、浜田圏域自立支援協議会や島根県障がい者権利擁護センター、障がい者虐待対応専門チーム等と連携を図りながら、虐待防止、早期介入の体制を整えていますが、今後も引き続き、虐待防止のための取組を進めていく必要があります。

■成年後見制度の利用意向



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■日常生活自立支援事業の利用意向



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 権利擁護の推進

障がいのある人の基本的人権が尊重され、障がいのある人が自らの意思決定に基づいて生活を送ることができるよう、権利擁護の取組を推進します。取組の一環として、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発に努め、相談支援事業所やサービス提供事業所職員のスキルアップを図りながら、制度利用を促進します。さらに、判断能力の低下や身寄りがないなどの理由から成年後見制度を利用することが難しい障がいのある人に対して、市長申し立て等の制度利用支援を行い、権利擁護を推進します。

② 障がいのある人への虐待の防止

浜田圏域自立支援協議会を活用し、関係団体や専門機関との連携を強化し、障がいのある人に対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待が発生した場合に対応するため、虐待対応専門チームを中心に迅速かつ適切な対応、養護者への支援を行う体制の構築を図ります。

また、市民の虐待に対する認識を深め、人権意識の高揚を図るよう関係機関とも連携して広報・啓発を行います。

③ 浜田圏域自立支援協議会における対応

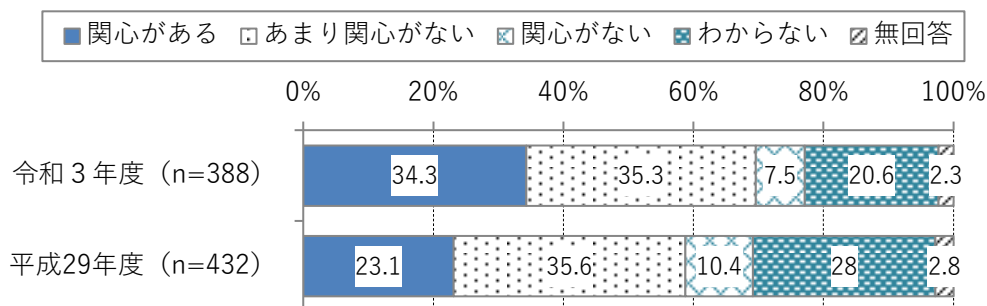
相談支援事業所の運営評価や困難事例への対応のあり方の協議等を行う浜田圏域自立支援協議会を通じて、各相談支援事業所の相談援助に関するスキルに格差が生じないように、相談支援体制の強化を推進します。さらに地域の実情に応じ、障がい児・者及び保護者・介護者などの必要な支援を中立・公平な立場で提供するため、事業所、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者のネットワークの強化を推進します。

(3) 福祉教育

現状と課題

- 障がいのある人もない人も共にお互いに支え合い、自分らしく生きていくことができる社会を実現するためには、市民一人ひとりが、福祉や人権に対して当事者として関心を持ち、理解を深める必要があります。そのためには、学校教育だけでなく、生涯を通じて福祉教育を推進する必要があります。
- 本市では、小学校・中学校における授業や、特別支援学校や障がい者施設等との交流を通じて、福祉や人権について学ぶ機会を設けています。そうした地道な取組の成果もあり、中学生を対象としたアンケート調査から、地域福祉に対する関心度が高まっていることが見て取れます。今後も、子どもの頃から障がいや障がいのある人について学ぶ機会を提供し、関心や知識を育んでいけるよう取り組んでいく必要があります。
- 地域住民に対しては、まちづくりセンター等で開催する講座や人権学習、イベント等を通じて、福祉や人権について学ぶ機会を提供していますが、アンケート調査で差別や偏見等を感じると回答している障がいのある人の割合も依然として高いことから、地域住民への理解促進を図るための福祉教育を引き続き進めていく必要があります。

■地域福祉に対する関心度



地域福祉計画中学生対象アンケート結果（令和3年度（2021年度）、平成29年度（2017年度））

施策の方向

① 学校における福祉教育の推進

小学校・中学校において、福祉に対する理解を深めるための各種福祉体験活動の実施を、教育委員会や社会福祉協議会と連携して推進します。

② 交流教育の推進

障がいのある子どもとない子どもの交流を積極的に進めていくとともに、市内の小学校・中学校と特別支援学校や障がい者施設等との交流を推進します。

③ 福祉教育の機会の充実

まちづくりセンター等で実施している生涯学習事業の一環として、障がい及び障がいのある人への理解を深めるための講座やイベント等の開催を支援し、市民を対象とした福祉教育の機会の充実に努めます。

④ 地域と事業所の交流の場の確保

市民の障がい及び障がいのある人への理解を深めるため、行事やイベント等を活用して、障がい福祉サービス事業所と地域住民との交流が持てる機会の増加を促進します。

2 地域における生活支援体制の充実

【関連する SDGs の開発目標】



(1) 相談支援体制

現状と課題

- 障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、障がいのある人やその家族の生活実態やニーズに応じたきめ細かな相談支援体制の構築が必要となります。
- 本市では、地域の身近な相談相手として、民生児童委員をはじめ、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員による相談支援を行っています。また、浜田圏域の相談支援事業所へ一般相談を委託しており、困難ケースの対応については浜田圏域自立支援協議会で個別検討し、情報の共有を図っています。
- これまで圏域での設置となっていた基幹相談支援センターを、令和 3 年（2021 年）4 月に「浜田市基幹相談支援センター」として市単独で設置しました。基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人等の相談支援や相談支援事業所間の連携支援などの業務を行っています。
- アンケート調査によると、障がいのある人の 69.6%は何らかの困りごとや不安を抱えながら生活していることが分かります。困りごとや不安の内訳を見ると、自身や介護者の健康への不安、交通機関の利用の不便さが上位になっていますが、他にも、収入面や就労、将来的な住まいの確保、人間関係や結婚など非常に多岐にわたる項目が挙がっています。また、アンケート調査の自由記述欄では、保健・医療・福祉サービス、保育や教育、仕事、公共交通機関・住環境等について、様々な悩みごとや困りごとについてのご意見がありました。
- 関係団体調査では、「事業所における相談支援専門員が不足している」という意見が多数あり、マンパワーの不足が大きな課題となっています。今後は、相談支援専門員の人数を確保するとともに、個々の状況に応じた適切な助言、情報提供が可能となるよう各種相談員の資質の向上が求められています。

施策の方向

① 相談支援の充実

福祉担当課において情報提供、相談対応の充実に努めるとともに、相談窓口の周知を図るため、各種団体のパンフレット等を活用します。また、相談支援事業所と連携し、福祉サービスの利用支援や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介等、相談支援の充実に努めます。

発達障がいのある人については、島根県西部発達障害者支援センターウィンドと連携し、支援体制の充実に努めます。

相談支援専門員の養成については、島根県が実施主体となっており、県と連携を図りながら相談支援専門員の数や質の確保に努めていきます。

② 地域における相談活動の推進

身近な相談相手として、民生児童委員をはじめ、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の周知に努めます。また、相談員等に対して、個人情報の保護に留意しながら、必要な情報提供等の支援を行って相談活動の充実に努めるとともに、民生児童委員に対しては、基礎情報として担当地区の住民情報（氏名、住所等の５項目）を提供し、地域の支え合いのさらなる促進を図ります。

また、地域における相談活動の充実に努めるため、専門機関との連携を強化するとともに、研修への参加を促進し、相談員等の資質の向上を図ります。

③ 基幹相談支援センターの周知及び機能強化

障がいのある人やそのご家族をはじめとするすべての市民に、「浜田市基幹相談支援センター」の周知を図るとともに、相談支援事業所や各種関係機関との連携を密にし、機能の強化を図ります。

④ 浜田圏域自立支援協議会の運営の充実

浜田圏域自立支援協議会の運営の充実に努め、事業所や県関係機関などと連携して、障がいのある人を支援する上での課題の解決や支援の方策について検討できるようにします。また、各事業所間の情報交換を密にし、課題の共有だけでなく、それぞれの長所を活かした総合的な障がい者支援につながる仕組みづくりに努めます。

(2) 地域生活

現状と課題

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、必要なサービスを必要なだけ受けられるサービス提供体制を構築することが重要で、特に在宅生活を送る上で必要な居宅介護（ホームヘルプ）等の訪問系サービスの充実が求められています。しかしながら、地域においては事業所数や従事者数に限りがあり、重度障がいのある人に対応できるサービス提供事業所も少なく、障がいのある人の地域生活への移行を進めるに当たって課題となっています。
- 国は、障がいのある人の生活の場について、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することを基本方針としています。本市でも、グループホームの整備が進み、グループホームや公営住宅で自立した生活を送る障がいのある人が増加しています。
- 精神障がいのある人の地域生活への移行については、自立した生活を送れるようになるまで長い期間が必要であり、在宅生活をトータルに支える仕組みのさらなる充実が必要です。本市でも、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んでいます。
- アンケート調査では、地域移行の受け皿となるグループホームへの入居を希望する人は多く、介護者の高齢化、「親亡き後」の生活も見据えて、今後とも継続して計画的な整備が求められます。整備に当たっては、障がい特性への配慮も必要になってきています。
- 障がいのある人の地域生活がより豊かなものとなるためには、社会参加を促進することが重要です。障がいのある人が外出しやすくなるように、移動手段の確保や外出支援サービスの充実が必要とされています。
- 障がいのある人の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据え、障がいのある人やその家族の生活を地域全体で支える体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備が進められています。本市では、既存の社会資源を活用して、浜田市基幹相談支援センターを中心に複数の事業者が連携して必要な機能を確保する面的整備型で整備を進めていますが、今後は機能の充実を図る必要があります。

施策の方向

① 訪問系サービスの充実

「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」等の訪問系サービスを確保、充実させるため、事業者への情報提供や参入促進、ホームヘルパーに対して研修への参加を促進するなど、専門性の確保と質の向上を図ります。また、地域で生活する障がいのある人に対し、ニーズに応じて一貫したきめ細かなサービスの提供を図るため、相談支援事業所等、関係機関との連携を強化し、在宅生活の支援体制の確立に努めます。

さらに同行援護従事者、行動援護従事者の研修への参加促進を図り、障がいのある人の外出を支援する体制の充実に努めます。

② 外出支援の充実

タクシー等利用料金の助成や有料道路の通行料金割引など、移動・交通に係るサービスや各種助成制度の周知を図り、利用を促進します。

③ 補装具、日常生活用具等の給付

障がいのある人の日常生活を容易にするための支援として、補装具や日常生活用具の給付に努めるとともに、ニーズを把握することで、対象種目等の充実に努めます。

④ 難病患者、高次脳機能障がいのある人の在宅生活支援の充実

難病患者等の在宅生活支援について、居宅介護サービスや日常生活用具の給付事業などの充実に努めます。また、患者や家族の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消に努めます。高次脳機能障がいについては、国や県の施策の動向を踏まえて、援助の方策と支援の充実に努めます。

⑤ 地域生活への移行支援

「地域移行支援」の支給等により、施設入所者や長期入院者等が、地域生活に円滑に移行できるよう支援します。さらに、「地域定着支援」や「自立生活援助」の支給等により、地域生活に移行し、地域生活を安定させるための必要な支援を継続的に行っていきます。

⑥ 生活の場の確保

事業者の参入促進等を行い、必要なグループホームの整備の支援に努めます。また、地域生活希望者に対して、住居や就労、各種サービスに関する情報提供を積極的に行うなど、日常生活に必要な適切な支援を行います。

⑦ 住宅入居支援の推進

公営住宅、民間賃貸住宅への入居の際に支援が必要な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等を行い、地域生活の支援を行うとともに、民間の賃貸物件の登録や保証人に関する課題について関係機関と協議し、入居支援を推進します。

また、入居及び入居後に必要な支援を受けられるよう「島根県あんしん賃貸支援事業」や「浜田圏域住まいのサポートセンター」の周知を図ります。

⑧ 地域生活支援拠点等の充実

地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討し、面的な支援を行う体制の整備を推進します。

また、緊急時に支援が見込めない世帯において、事前に対象者の情報を把握・登録した上で、緊急事態があった場合に、浜田市基幹相談支援センターや相談支援事業所などが連携し、緊急一時的な宿泊の場を提供する浜田市安心生活支援事業を実施します。

(3) 日中活動の場

現状と課題

- 障がいのある人やその家族が地域で生活していく上で、障がいのある人の生活を充実させ、介護者のレスパイト（休息）を確保するために、日中活動の場を確保することが重要です。特に、重症心身障がいや強度行動障がいなどを含めた重度障がいのある人の受入れ先の充実が必要となっています。また、医療的ケアを必要とする障がいのある人が、安心して地域生活を送ることができるよう医療的ケアに対応できる日中活動の場の整備も求められています。
- アンケート調査によると、継続又は新規で利用したい日中活動系サービスについて、「生活介護」と回答する人の割合が最も高く、特に知的障がいのある人の割合が22.7%と高くなっています。また、地域生活支援事業などのサービスについては、知的障がいのある人の14.1%が日中一時支援事業を、精神障がいのある人の12.2%が地域活動支援センターを継続又は新規で利用したいと回答しており、日中活動の場として必要とされていることが分かります。
- アンケート調査では、「生活介護」に次いで「短期入所」を継続又は新規で利用したいと回答する人の割合が高く、短期入所サービスに対して一定のニーズがありますが、短期入所サービスを提供する事業所が少なく、緊急時の利用に対応することが困難な状況となっています。

施策の方向

① 重度障がいのある人の日中活動事業所の整備促進

重症心身障がいや強度行動障がいなどを含めた重度障がいのある人が、主に利用する生活介護事業所について、関係機関や事業所と連携して受入れ先の充実に努めます。

医療的ケアを必要とする障がいのある人が、安心して日中活動を楽しめる環境のある通所施設を整備するための支援を図ります。

② 発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人の日中活動の場の整備促進

発達障がいのある人の日中活動については、関係機関と調整を図りながら、障がい特性に合った活動の場の確保と支援の充実に努めます。

高次脳機能障がいのある人の日中活動について、障がい特性に合った活動の場の確保を図るとともに、作業療法、言語療法といった個人のリハビリテーションプログラムに沿った個別支援の場の提供と支援の充実に努めます。

③ 短期入所サービス等の充実

障がいのある子どもや障がいのある人、その家族のニーズに対応できる短期入所サービス事業所の整備を行うとともに、重度障がいのある人などの短期入所の受入れ先の確保等に努めます。

また、介護者の負担を軽減するため、日中一時支援事業の充実に努めるとともに、情報提供を行うなどして事業者の参入促進を図ります。

④ 地域活動支援センターの充実

地域活動支援センターについては、障がいのある人の日中活動の支援を行うため、引き続き活動の支援を行い、充実に努めます。

(4) 保健・医療サービス

現状と課題

- 身体障がいのある人の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、アンケート調査でも、「骨・関節疾患」、「心臓疾患」、「その他の病気」、「脳血管疾患」の順になっています。先天的な障がいについても、早期に発見し、適切な治療、療育に結び付けることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。また、精神疾患についても、初期の段階で発見し、早期に治療することで、重症化の防止も可能となります。このため、疾病等の早期発見・早期治療体制を充実させ、障がいの発生の予防又は軽減に取り組む必要があります。
- 本市では、乳幼児健診や、成人に対する生活習慣病予防に向けた各種健診、保健事業を実施し、疾病や障がいの早期発見に努めていますが、受診勧奨等を推進し、早期治療につなげていく必要があります。
- 障がいのある人の体の負担を軽減して、自立を促進するためには、障がいに応じた適切な医療・医学的リハビリテーションが重要となるため、障がいのある人の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。
- 難病患者については、「障害者総合支援法」の対象となる特定疾病が拡大されたことにより、障がい福祉サービスを利用することが可能になっています。
- 精神保健に関しては、精神障がいに対する理解が十分とはいえず、早期対応に結び付いていない現状があります。
- 障がいの悪化防止や改善、あるいは自立生活を促進し、障がいのある人の高齢化に伴う医療ニーズの高まりにも対応するため、保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、障がいのある人が地域で安心して医療・医学的リハビリテーション等が受けられる体制を構築することが必要とされています。

施策の方向

① 疾病の早期発見・早期治療体制の充実

健康増進計画に基づき、市民一人ひとりの心と体の健康づくりを推進するとともに、疾病や障がいの発生の予防、早期発見・早期治療を図ります。また、疾病についての知識の普及啓発、健康診査の受診勧奨を推進し、その後のフォロー体制の充実に努め、早期治療へとつなげていきます。

② 保健サービスの充実

障がいのある人の健康の保持増進を図るため、健康診査やがん検診、各種保健事業等に障がいのある人が参加しやすい体制づくりに努めます。また、団体や施設を通じて保健サービスの周知を行うなど、障がいのある人への情報提供に努めます。

③ 医療・医学的リハビリテーションの充実

浜田市医師会、浜田江津歯科医師会等と連携を図り、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態、生活実態等に応じたニーズを把握しながら、適切な医療・医学的リハビリテーションが受けられるように体制の整備に努めます。

④ 難病患者への支援

難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、島根県・浜田保健所による難病対策を中心に、保健・医療・福祉が連携し、地域の難病対策の充実を図ります。

⑤ 精神保健福祉施策の推進

精神障がいのある人やその家族に対する相談支援体制と家族会等の活動の充実を図るとともに、精神科を有する病院との連携を強化し、精神疾患の早期発見・早期治療につなげ、円滑な社会復帰に向けた支援を推進します。

また、自死防止に向けて、心の健康づくりに関する広報活動による意識啓発や、職域・学校・地域における相談支援体制の整備を図り、相談支援体制の充実に向けた関係機関との連携を強化します。

浜田圏域自立支援協議会において、個別の課題や必要な支援策について協議、検討し、「精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

⑥ 医療費の給付・助成制度の実施

障がいのある人が安心して適切な医療を受けられるよう、自立支援医療や福祉医療の適正な運用による負担軽減に取り組みます。

3 教育及び生涯学習の充実

【関連する SDGs の開発目標】



(1) 療育支援

現状と課題

- 障がいのある子どもがそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育への取組が重要です。
- 本市では、母子保健として、妊産婦・新生児訪問指導や乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、保育所等巡回等を実施しており、母子保健担当課と連携して、発達に心配がある子どもとその家族に対する支援を行い、関係機関との調整も行っています。
- 発達障がい等への理解が進み、健康診査や各種相談等を通じて、障がいの早期発見・早期療育につながっていますが、発達障がいのある子どもが増加するなかで、発達障がいに適切に対応できる医療機関が少ないことが課題となっています。また、進学等の際に、切れ目のない支援を受けることができるよう学校及び関係機関との連携強化が必要とされています。

施策の方向

① 早期発見と相談の充実

障がいの原因となる疾病等を予防するとともに、発達障がいを含めた障がいのある子どもを早期発見するため、妊産婦・新生児訪問指導や乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、訪問指導等の母子保健事業、保育所・幼稚園等巡回訪問の充実を図ります。

また、島根県西部発達障害者支援センターウィンド、島根県立浜田養護学校、島根県立浜田ろう学校等との連携により、健診従事者が行う問診・指導の視点をそろえ、適切な発見、支援へとつなげていきます。

② 保護者に対する支援の充実

障がいのある子どもを持つ保護者に対しては、育児の不安の軽減、障がいへの理解を促進するために、相談支援の充実、関係機関との連携強化を図ります。また、就学等の節目の段階で関わりを持てるように、継続した支援を実施します。

③ 療育支援体制の充実

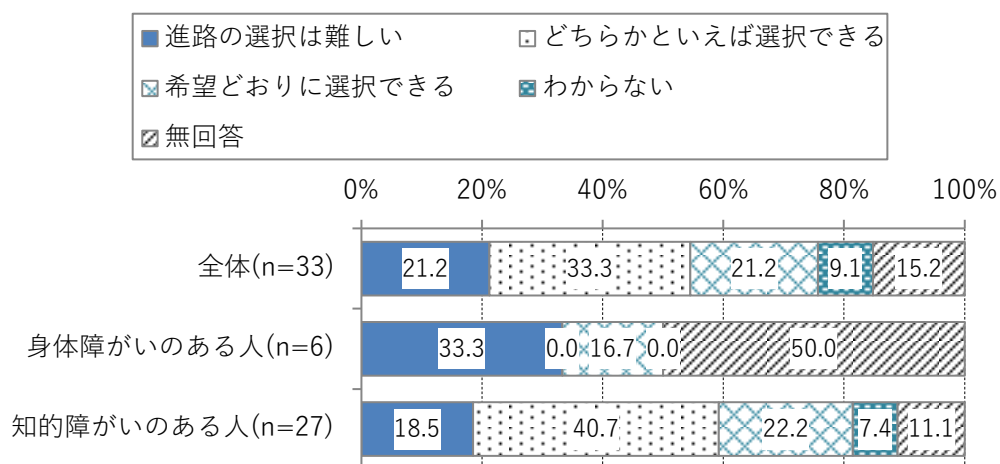
障がいのある子どもやその保護者が、身近な地域で専門的な相談ができるように、相談に対応する職員の知識の向上を図るなど、対応可能な体制づくりに努めます。また、健康診査や相談、訪問指導等から速やかに療育につなげることができるように、関係機関との連携による早期療育支援体制の充実を図ります。

(2) 保育・教育

現状と課題

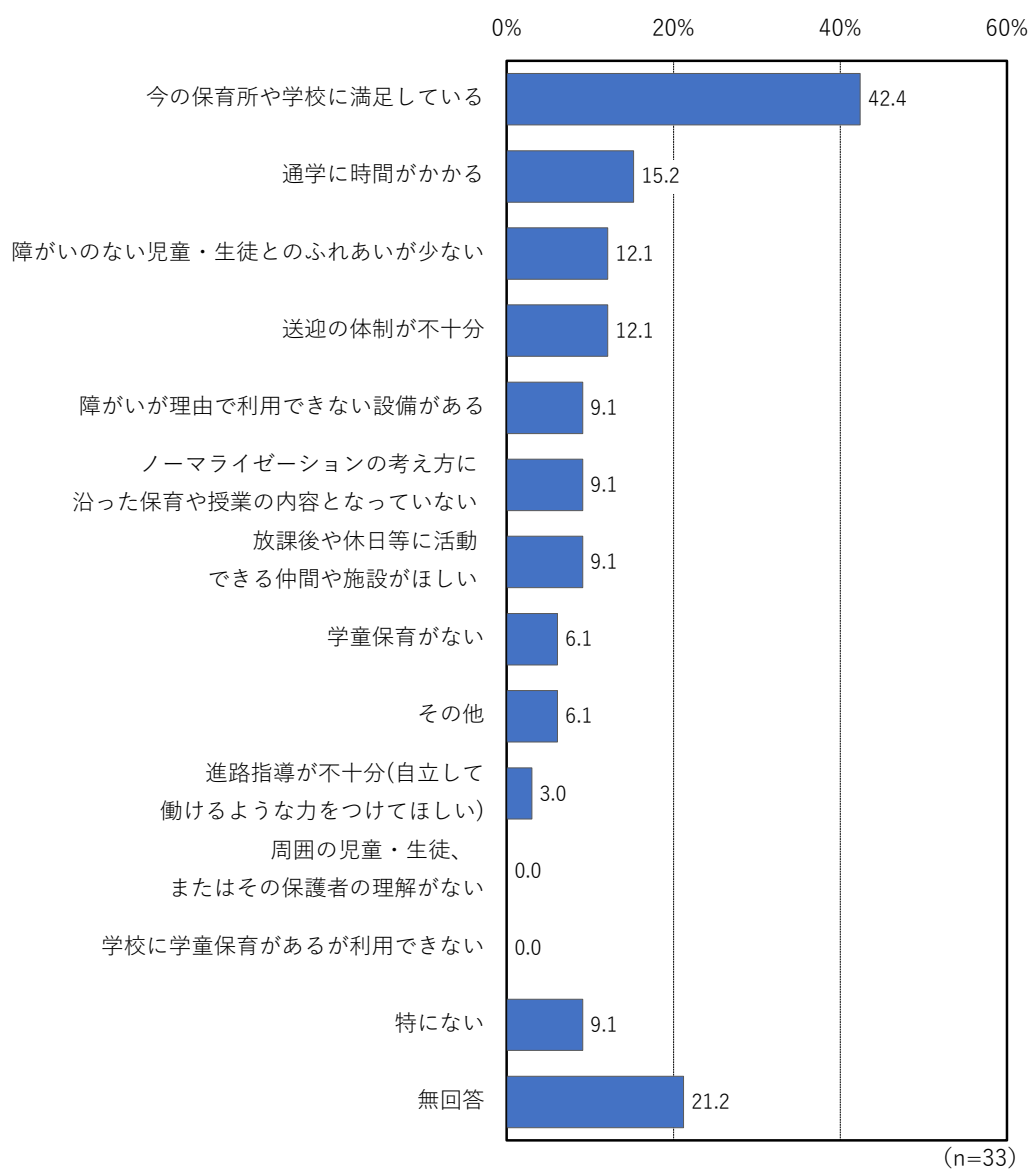
- 障がいの多様化や内容の複雑化、発達障がい等への支援など、障がいのある子どもとその保護者の保育・教育に対するニーズは多様化しており、保育・教育内容や学校教育現場での指導体制の充実が求められています。
- 教育においては、障がいの有無にかかわらず、すべての子ども一人ひとりのニーズに合った方法で学習をしていけるように支援する特別支援教育が行われています。障がいがあるなどの理由で特別な支援を必要とする子どもの支援については、ライフステージに応じて福祉・医療等の関係機関と連携を取りながら教育的支援を行っています。
- アンケート調査では、保育所や学校への入所・入学時の進路について、54.5%が「選択できる」（「希望どおりに選択できる」と「どちらかといえば選択できる」の合計）と回答している一方、21.2%は「進路の選択は難しい」と回答しています。また、「今の保育所や学校に満足している」と感じている障がいのある子どもの保護者が42.4%にのぼる一方、「障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない」、「ノーマライゼーションの考え方に沿った保育や授業の内容となっていない」、「進路指導が不十分(自立して働けるような力をつけてほしい)」といった、保育所・学校等又は保育士・教職員の意識や考え方に対して不満を感じている保護者も一定数います。
- 関係団体調査では、「通級による指導を希望している生徒が増加傾向にあるが、担当者を十分に配置できていない」、「いろいろな障がい種別に対応しなければならないため、専門性を高めるための研修の機会が必要」といった意見があり、今後、質・量共に充実を図る必要があります。
- 関係団体調査では、「障がいによって生じている児童の様々な問題行動への対応において、保護者の障がいに対する理解が進まぬうちに、対応がより困難になるケースがある」という意見もあります。
- 令和3年（2021年）9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。本市では、医療的ケアが必要な子ども及びその家族に必要な情報やサービスを提供できるように、障がい福祉担当課及び母子保健担当課に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しています。今後も、医療的ケアが必要な子どもが、日常生活において医療的ケアやその他の必要な支援を受けることができるよう、医療・保健・福祉・教育の連携を強化して相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 今後も、特別な支援が必要な子ども一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、希望する進路に進むことができるよう、保育士・教職員の障がいに対する理解や指導力の向上を図るとともに、関係機関との連携のもと、保育・教育環境の充実を図ることが必要とされています。

■進路の選択について（身体・知的障がいのある人）



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■通所・通学して感じていること（身体・知的障がいのある人）



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 障がい児保育の推進

市内の各保育所において、家庭や関係機関と連携しながら、一人ひとりの障がいの種類や程度に応じた保育を推進します。また、浜田市巡回訪問事業等の市独自の支援により、各保育所の負担軽減を図り、受入れの促進に努めます。

② 就学指導の充実

障がいのある子ども一人ひとりが、障がいに応じた適切な教育を受けることができるように、保護者に対する就学に関する相談支援を充実します。また、就学前の療育から教育へと一貫した支援が行えるように、情報交換や協力体制づくりを推進し、保健・医療・療育・教育の各分野の連携を強化するとともに、適切な対応ができるような人材育成と資質向上を図ります。

③ 教育相談の充実

子どもの教育に関する保護者の悩みや不安を解消し、障がいのある子ども一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるように、保育所・幼稚園等巡回訪問、就学に向けた助言等を行うとともに、障がいのある児童・生徒、その保護者に対して、十分な情報の提供を行い、医療・教育等の関係者が連携し、相談支援体制の充実を図ります。

④ 特別支援教育の推進

年齢や能力に応じて、その特性を踏まえた十分な教育を受けることができるように、各小学校・中学校において、特別支援教育に関する校内委員会や校内における特別支援教育コーディネーターを配置し、特別支援教育体制の整備を推進します。また、特別な支援が必要な子ども一人ひとりに応じた多様な学びの場を確保し、インクルーシブ教育の実現を目指します。

⑤ 教職員の資質の向上

教職員に対して、特別支援教育に関する各種研修への参加を促進し、教職員の指導力や専門性の向上を図ります。また、医療・教育等関係者による教職員への相談支援を推進します。

⑥ 障がい児通所サービスの充実

発達支援を必要とする障がいのある子どものニーズに的確に対応できるよう、支援の質の向上を図ります。また、新たにサービスの利用を希望する障がいのある子どもが、適切な時期に必要なサービスを受けられるよう必要量の確保を図るとともに、個々の特性に応じた支援が提案できるよう障がい児相談支援についても研修会を実施するなど、質の向上を図ります。

⑦ 進路指導の充実

学校、行政、公共職業安定所、浜田障害者就業・生活支援センターレント、企業等の連携を強化し、障がいのある子どもの能力や希望に応じた進路指導を推進します。

⑧ 学校生活におけるバリアフリーの推進

障がいのある子どもの学習環境を整えるため、施設のバリアフリー化に努めます。また、障がいのある子どもとない子どもが共に学び、交流できる機会を設け、児童・生徒同士の心理的バリアの解消を図ります。

⑨ 医療的ケアが必要な子どもへの支援

医療的ケアが必要な子ども及びその家族が、地域で安心して生活を営むことができるように、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携して相談支援体制を強化し、必要なサービスを必要なだけ受けることができるようサービス提供体制の整備を推進します。

(3) 生涯学習

現状と課題

- 障がいのある人が、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動に参加することは、心身の発達や健康・体力の保持増進、さらには障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るために重要であり、障がいのある人の生涯学習を推進することが必要です。
- 障がいのある人がレクリエーションや文化活動に参加することは、地域住民との交流にもつながり、障がい及び障がいのある人への理解を深める機会としても極めて重要です。
- 令和元年（2019年）6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。本市には、「島根県西部視聴覚障害者情報センター」が設置されており、点字図書、録音図書の貸し出しや各種文書の代読などのサービスが提供されています。読書は、教養や娯楽を得る手段だけでなく、教育や就労を支える重要な活動であることから、視覚障がいのある人等へサービス等の情報を周知する必要があります。
- 令和2年（2020年）7月には、「島根県障がい者文化芸術活動支援センター」が隣接する江津市に開設されました。障がいのある人の文化芸術活動への参加が促進され、展示やイベントを通じて地域住民との交流の場にもなることが期待されています。
- アンケート調査では、余暇時間の過ごし方について「テレビ・ビデオ」、「本・雑誌・新聞を読む」など、家庭内で1人で余暇時間を過ごす活動の割合が高くなっており、障がいのある人の社会参加が進んでいるとは言えない状況にあります。これは、障がいのある人の外出が困難なことも背景にあると思われ、アンケート調査でも「介助者がいないと外出できない」、「公共交通機関の利用が不便」といった回答の割合が高くなっています。
- 障がいのある人の生涯学習を推進するには、どのようなスポーツ活動や文化芸術活動が求められているのか、どのような支援を必要としているかを把握し、ニーズに応じた支援を行う必要があります。

■余暇時間の過ごし方（身体・知的障がいのある人）

(%)	聞本 を・読 む誌・新	動学 を習 行・研 究活	オテ レビ ・ビ デ	ラジ オ	D音 楽鑑 賞（C	な映 画・音 楽会	スポ ーツ活 動	スポ ーツ観 戦	マパ ソコン やス	カラ オケ
全体 (n=941)	34.0	1.7	65.4	5.8	7.7	2.3	3.8	3.3	10.5	1.7
身体障がいのある人 (n=802)	35.3	1.9	65.6	6.0	6.1	2.2	3.2	3.7	9.4	1.9
知的障がいのある人 (n=125)	27.2	0.8	71.2	2.4	25.6	4.0	5.6	1.6	19.2	3.2

(%)	ど囲手 を碁芸 す・将 園棋 芸な・	すゲー ムチ ムン なコ ど・を	ら家 族と のだ ん	の友 だ達 んや 仲間 と	ど買 物外 や飲 食な	ブ旅 行な ど・ド 外ラ イ	動なボ ランの 社会テ ィイ	そ 他	特 に ない	無 回 答
全体 (n=941)	12.8	4.0	16.2	10.4	13.9	5.4	1.7	6.7	4.5	10.4
身体障がいのある人 (n=802)	14.0	3.4	14.8	10.3	13.1	5.0	2.0	6.9	4.7	10.0
知的障がいのある人 (n=125)	6.4	11.2	25.6	8.8	24.8	7.2	0.0	6.4	3.2	4.8

障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① スポーツ教室等の開催

市内団体が実施する水泳、スケート教室など、障がいのある人を対象としたスポーツ教室、浜田市障がい者スポーツ大会の開催を支援するとともに、参加者のニーズを反映した事業を展開し、障がいのある人のスポーツ活動への参加拡大を図ります。

② 文化芸術活動の推進

障がいのある人や団体による作品展の開催など、文化芸術活動への取組を支援します。障がいのある人が市内で開催される講演会や芸術鑑賞等に参加しやすくなるように、手話通訳研修等の周知を行って養成研修参加者を増加させ、手話通訳者派遣の安定化を図るなど、障がいのある人が地域の中で文化芸術活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

③ 団体への活動支援

障がい者団体に取り組む活動の情報発信を行い、団体への加入促進、活動への理解や行事への参加を促進します。団体の主体性を尊重しながら、活動を支援します。

④ 余暇活動の充実

障がいのある人の地域生活が豊かなものとなるよう、各種活動の情報提供やそれらの活動に参加するための移動への支援制度について周知し、余暇活動への参加を促します。

（４）情報・コミュニケーション

現状と課題

- 障がいのある人やその家族が、必要とする障がい福祉サービスや各種制度に関する幅広い情報を得ることができ、支援者等とのコミュニケーションを円滑にとることが可能となるように支援することが求められています。また、障がい福祉サービスに関して、分かりやすくかつ障がい特性に配慮した総合的な情報提供の実施が必要とされています。
- 本市では、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人それぞれについて、利用できるサービスをまとめたパンフレットを作成し、情報提供を行っています。また、手話通訳者を社会福祉協議会に委託して配置するとともに、必要に応じて派遣しています。令和３年（２０２１年）１月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、タブレットを用いて遠隔で手話通訳サービスを提供する遠隔手話サービスも開始しました。
- 消防本部への緊急通報については、聴覚障がい、音声又は言語機能障がいのある人を対象に、事前登録をしておけばスマートフォン等を通じて音声電話によらずに緊急通報ができるシステムを令和４年（２０２２年）１月に導入しています。
- 令和４年（２０２２年）５月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ³・コミュニケーション施策推進法」という。）が施行されました。この法律に基づき、すべての障がいのある人が社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加するために、その必要な情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が可能となるよう施策を推進する必要があります。
- アンケート調査では、サービスに関する情報の入手先について、知的障がいのある人は、「サービスを受けているところの職員」（３７．６％）や「障がい者相談支援事業所」（３１．２％）といった回答が多くなっており、「人」から情報を得る機会が多いことが分かります。また、身体障がいのある人は「市の広報紙」（２５．７％）と回答した割合が高くなっており、「もの」から情報を得る機会が多いことが分かります。効果的に情報を発信するためにも、障がい種別ごとに情報入手先の特徴を把握する必要があります。

³ 情報アクセシビリティ：情報通信機器、ソフトウェア及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作又は利用できる機能を備えることにより、障がいのある人等が円滑に情報を取得及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにすること。

■サービスに関する情報の入手先（身体・知的障がいのある人）

(%)	障がい者（児）の団体	雑誌・テレビ・ラジオ・新聞・	市の広報紙	家族・親戚	友人・知人	保育所・幼稚園・学校	いわみーる	病院	市役所の福祉担当課	さろの職員を受けていると	保健師	社会福祉協議会
全体 (n=941)	2.3	15.3	22.7	23.2	11.7	1.2	0.6	14.0	13.9	21.7	1.4	6.2
身体障がいのある人 (n=802)	1.7	16.5	25.7	24.6	12.5	0.1	0.5	14.7	14.5	20.1	1.5	6.5
知的障がいのある人 (n=125)	9.6	8.8	6.4	14.4	7.2	8.0	2.4	10.4	12.8	37.6	0.8	4.0

※障がい者相談支援事業所…陽だまり、びゅあサポート、らいふ、あかり、結い、Luce、玄季な夢来、えみふる、こくぶ学園、MYPLAN、リベる

(%)	地域生活支援センター	障がい者相談支援事業所	障害者（児）就労・生活支援センター（レント）	発達障害者支援センター（ウイインド）	民生委員・児童委員	身体障がい者・知的障がい者相談員	ホームヘルパー	インターネット	特にない	その他	無回答
全体 (n=941)	3.3	5.5	2.7	1.2	2.6	1.1	5.3	3.9	12.5	3.5	17.5
身体障がいのある人 (n=802)	3.0	2.5	0.9	0.1	3.0	0.9	5.4	3.7	11.8	3.5	17.7
知的障がいのある人 (n=125)	4.8	31.2	15.2	8.8	0.8	3.2	3.2	4.8	12.0	4.8	9.6

障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 各種広報媒体の活用

「広報はまだ」、ホームページ、ケーブルテレビ、パンフレット等の各種広報媒体を活用して、障がい者施策に関する情報を、分かりやすく伝えることができるように内容の充実に努めます。情報を提供する際には、障がいのある人の利用が多い広報媒体を重点的に活用します。

② 障がいの特性に配慮した情報伝達の推進

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がいのある人が障がいのない人と同様にあらゆる情報を取得できるようにするため、障がいの種類や程度に応じた取得手段を提供できるよう環境の整備を推進します。

障がいのある人が、円滑に情報を取得できるように手話通訳者を配置するとともに、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣や、点字・録音等の支援を行うなど、それぞれの障がいに応じた支援ができるよう、利用者のニーズの把握と情報伝達の充実に努めます。

また、災害時等の緊急時に障がいのある人の安全を確保するため、必要な情報を迅速かつ的確に伝えられるように支援の仕組みの構築を図ります。

③ インターネットを活用した情報取得支援の推進

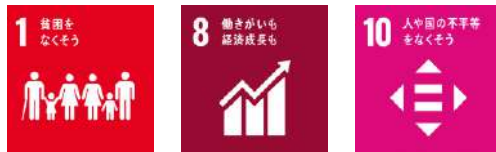
市のホームページから障がい者施策に関する情報を取得できるように、ホームページの内容充実を図ります。また、情報の掲載に当たっては、総務省が示しているウェブアクセシビリティ基準に対応した運用管理を行い、バリアフリーなウェブサイトを目指します。

④ 在宅における社会参加支援の推進

重度の障がいのある人などが、在宅でも社会と関わっていけるように、インターネット等を活用した社会参加のための支援に努めます。また、視覚障がいのある人が情報を把握しやすいインフラの構築を推進するため、島根県西部視聴覚障害者情報センターと連携して取り組みます。

4 障がいのある人の自立の支援

【関連する SDGs の開発目標】

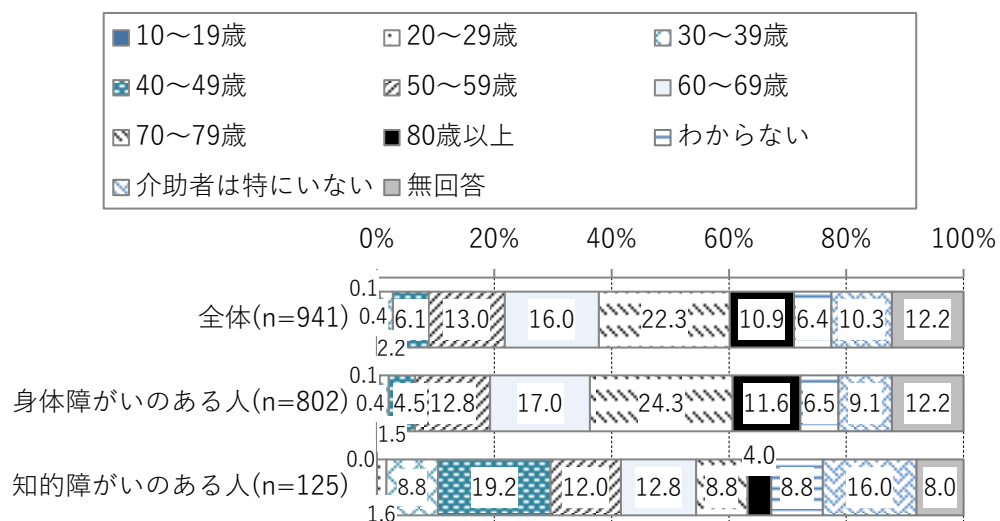


(1) 自立への支援

現状と課題

- 障がいのある人が、自らの意思決定に基づいて主体的に生活を営み、自身の能力を社会活動で活かすことは当然の権利であり、自立へ向けた支援が必要とされています。
- アンケート調査では、主な介助者の年齢について、約半数の 49.2%が 60 歳以上と回答しており、介助者の高齢化が顕著となっています。介助者が亡くなった後も、障がいのある人が生活支援や財産管理などの必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して生活できる体制を構築する必要があります。
- アンケート調査では、現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「生活に十分な収入が得られない」、「家族など介護者の健康状態が不安」、「一人での外出が不安」などの回答が上位にあり、自立した生活を送る上で不安を抱えている人が多いことが分かります。

■主な介助者の年齢（身体・知的障がいのある人）



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■現在の生活で困っていることや不安に思っていること

(%)	いを身の回りの介助や支援	親友・友人がいらない	結婚できない、結婚生活が続けられない	しーい・暮らしなのでさみ	働くところがない	生活に十分な収入が得られない	趣味や楽しみを持てない	生活をするうえで必要な情報を得られない	信自分の健康や体力に自信がない	が生きていく目的・生きがいが見つからない	家族など介護者の健康状態が不安
全体 (n=1,025)	5.0	7.1	2.6	7.0	3.7	14.2	6.2	1.8	38.0	6.4	20.0
身体障がいのある人 (n=810)	4.7	4.9	1.1	7.4	3.3	12.5	6.3	1.5	40.6	6.0	20.4
知的障がいのある人 (n=128)	1.6	12.5	6.3	1.6	2.3	14.1	4.7	1.6	17.2	2.3	25.8
精神障がいのある人 (n=98)	10.2	19.4	13.3	11.2	9.2	32.7	8.2	4.1	41.8	19.4	20.4

(%)	一人での外出が不安	交通機関の利用が不便	が街中や交差点で交通機関で案内	日中の居場所がない	不安同居の家族との関係が	安隣人などの関係が不	ない療必要—なび保健が・福祉・医療	かい、将来的には生活するにあ	ない特に困っていることは	その他	無回答
全体 (n=1,025)	19.0	20.0	3.1	1.0	4.2	3.3	1.5	13.9	20.9	3.6	9.5
身体障がいのある人 (n=810)	19.5	21.4	2.7	1.1	4.0	2.5	1.4	12.0	21.1	2.8	9.0
知的障がいのある人 (n=128)	18.8	14.1	6.3	1.6	4.7	5.5	3.1	23.4	27.3	7.0	8.6
精神障がいのある人 (n=98)	16.3	15.3	4.1	1.0	6.1	8.2	2.0	22.4	9.2	13.3	10.2

障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 障がい福祉サービスにおける支援の推進

日常生活を送るために必要な能力や身体の機能向上を図るための「生活訓練」や「機能訓練」を推進します。また、一般企業への就職を希望する人に対しては「就労移行支援」、を、一般企業への就労が困難な人に対しては働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援」を推進し、継続的な就労支援を行います。

② 自立生活援助等の利用支援

障がいのある人が安心して住み慣れた地域で自分らしく一人でも生活することができるよう、定期的な巡回訪問や相談等の支援を行う「自立生活援助」等の利用を推進します。

③ 特別支援学校卒業後の進路先の確保

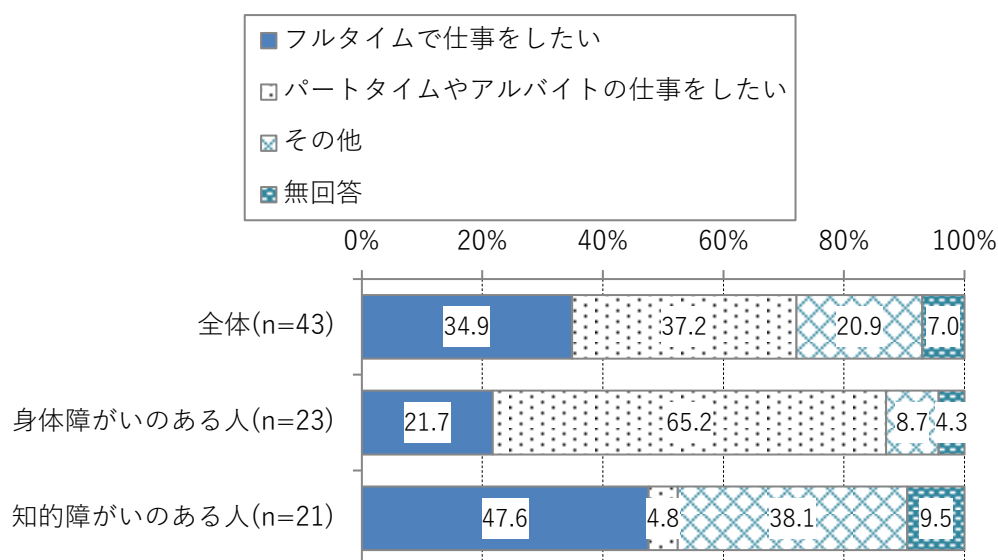
生活介護事業所や就労継続支援事業所と就労移行支援事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所等が連携して、特別支援学校を卒業する人などの個々の利用者のニーズに合った訓練や就労の場、余暇活動の場などの提供を連続して行えるよう、浜田圏域自立支援協議会の中で調整、連携を図っていきます。

(2) 雇用・就労

現状と課題

- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労の場を確保することが重要な柱となります。
- 国では平成 25 年（2013 年）に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、官公庁における物品や役務等を障がい福祉サービス事業所等に優先的に発注、拡大するよう努めることが示されており、本市においても、同年度から「浜田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しています。
- 平成 28 年（2016 年）4 月には、「障害者雇用促進法」が改正され、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務など職場環境の整備が進められました。また、平成 30 年（2018 年）4 月からは、法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が含まれるようになり、障がいのある人の就業促進への取組が一層重要となっています。
- アンケート調査では、学校へ通ったり、仕事を探したりしている身体・知的障がいのある人の 72.1%が、フルタイムやパートタイム、アルバイトで仕事をしたいと回答しており、就労に対する意欲の高さがうかがえます。一方、既にフルタイムやパートタイム、アルバイトで仕事をしている身体・知的障がいのある人の 46.6%が働くときに何らかの不安や困り事があると回答しており、その内訳は、収入面や健康面、人間関係の問題が多くなっています。
- アンケート調査では、知的障がいのある人について、就労継続支援（A 型・B 型）で仕事をしていると回答した割合は 56.1%となっています。また、知的障がいのある人で仕事をしていない人についても、33.3%が就労希望先として就労継続支援（A 型・B 型）を挙げており、今後もサービスの質・量の充実を図る必要があります。
- 関係団体調査では、障がいのある人の就労について、「事業所の障がいに対する理解が不足している」との意見もあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受け、受注や売上が下がったため、本来のサービスが提供できないなどの影響が出ているといった意見が多数ありました。
- 障がいのある人の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件の多様化を図るとともに、職場や従業員が障がいのある人を理解する必要があります。特に、仕事内容や勤務条件の多様化については企業の理解と協力に負うところが大きいこともあり、企業に対して理解の促進を働きかけていくことが大切です。障がいのある人が、希望する仕事に就いて働き続けられる社会をつくるために、社会全体で労働環境を整備し、意識を高めていく必要があります。

■学校へ通ったり、仕事を探したりしている人が希望する就労形態
(身体・知的障がいのある人)



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■既に働いている人が仕事で感じている不安や困り事（身体・知的障がいのある人）

(%)	収入が 少ない	働く 時間が 長い	難しい 体調を 維持する のが	職場の 設備が 不便（ト イ	交通 手段が なく、 通勤が	仕事を 教えて くれる 人が	困った 時に 相談で きる人	障がい に 対する 職場の 理
全体 (n=148)	23.0	4.7	18.2	5.4	4.7	0.0	4.7	6.1
身体障がいのある人 (n=108)	23.1	3.7	21.3	4.6	1.9	0.0	3.7	5.6
知的障がいのある人 (n=41)	24.4	7.3	12.2	4.9	9.8	0.0	9.8	7.3

(%)	仕事 面で 認め て もら え な い	人間 関係 が う ま く い か な い	仕事 の 内容 が 自 分 に あ わ な い	やり が い が 感 じ ら れ な い	特に 困 っ て い る こ と は な い	そ の 他	無 回 答
全体 (n=148)	2.0	9.5	3.4	6.1	41.9	2.7	11.5
身体障がいのある人 (n=108)	1.9	4.6	0.9	3.7	46.3	1.9	12.0
知的障がいのある人 (n=41)	2.4	24.4	9.8	9.8	26.8	4.9	14.6

障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 「障害者雇用支援月間」の啓発

毎年9月の「障害者雇用支援月間」を中心に、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動を行います。今後も、関係機関と連携しながら、「広報はまだ」やホームページを通じた啓発を図ります。

② 各種支援制度の普及・啓発

公共職業安定所との連携のもと、企業に対して障がいのある人の雇用促進や各種支援制度の周知と活用の促進を図ります。

③ 相談・助言体制の充実

公共職業安定所や浜田障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、障がいのある人の就職前から就職後の支援まで、一貫した適切な相談・助言を行います。また、企業に対して、障がいのある人の雇用に関する相談支援、雇用の確保に向けた協力体制の構築を行います。

④ 雇用の機会の場の提供

公共職業安定所や浜田障害者就業・生活支援センター、障がい福祉サービス事業所などの関係機関との連携を図り、委託訓練制度や障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）、職場適応訓練を活用することで、多様な就労の場の確保、雇用の促進に努めます。また、市役所において、障がいのある人の優先雇用等に努めます。

⑤ 職場への定着支援

浜田障害者就業・生活支援センターと連携し、職場適応援助者（ジョブコーチ）等を活用し、障がいのある人の職場適応への必要な助言等を行い、職場への定着を支援します。また、障がいのある人が、就職した後も、長く安心して働くことができるように「就労定着支援」の利用を促進します。さらに、就職後の職場定着率向上のため、浜田障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等と連携を図り、障がいのある人の職場定着に向けて支援します。

⑥ 関係機関の連携の強化

浜田障害者就業・生活支援センターを中心として、サービス事業所、公共職業安定所、企業、その他市内の福祉・労働・教育等の関係機関による就労支援ネットワークを活かし、関係機関の連携を強化していきます。

⑦ 浜田市障がい者就労施設等からの物品等の調達の強化

「障害者優先調達推進法」に基づき、市内の障がい者就労施設等からの優先調達に努めます。

5 安全・安心な福祉のまちづくりの実現

【関連する SDGs の開発目標】

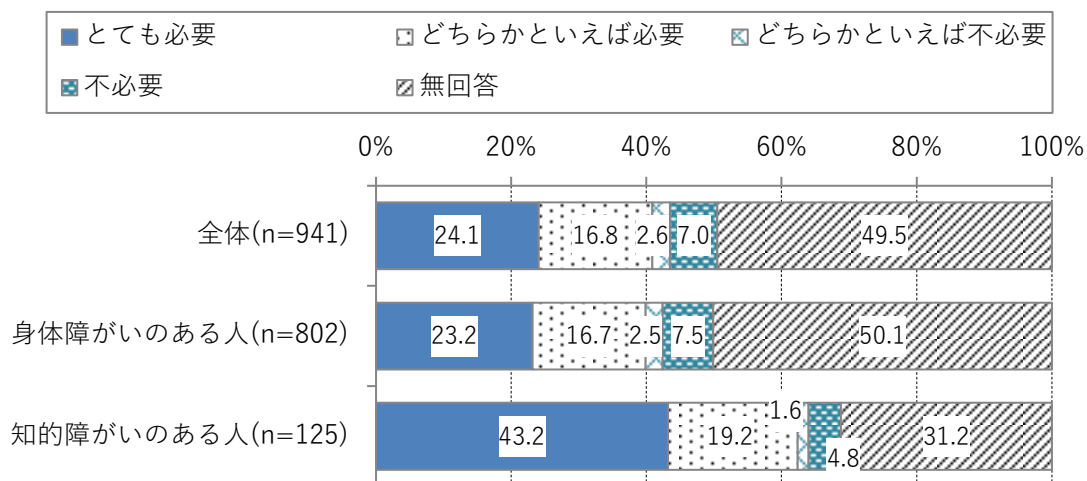


(1) 生活環境

現状と課題

- 障がいのある人や高齢者が安心して快適に生活できる環境は、あらゆる人において、安全性、利便性、快適性が確保されていることになります。したがって、そのような生活環境を整備することが求められています。
- 本市では、公共施設等のバリアフリーについて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、国・県と一体となった取組を進めていますが、今後も公共施設等の大規模改修や更新の際は、利用者の性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もが安全・安心で快適に利用できるようユニバーサルデザインに対応する必要があります。
- アンケート調査では、道路や公共交通など通勤時におけるバリアの解消が必要と考えている人は 40.9%（「とても必要」と「どちらかといえば必要」の合計）となっており、不必要と考えている人の 9.6%（「不必要」と「どちらかといえば不必要」の合計）を大きく上回っています。
- アンケート調査では、将来の生活の場について、「今のまま生活したい」と考えている人が最も多くなっているものの、グループホームの利用者が将来は家を借りたいと考えていたり、自宅に住んでいる人が将来はグループホーム等を利用したいと考えていたり、現状と異なる生活を希望する回答も一定数あります。
- 関係団体調査では、「賃貸物件を所有する方々への障がいに対する理解促進が課題」との意見があり、障がいのある人の民間賃貸住宅への入居には未だ課題があることが分かれます。
- 障がいのある人一人ひとりが、希望に応じた場所で自分らしい生活を営むためには、グループホームの充実や公営賃貸住宅への入居の促進、民間賃貸住宅への入居の円滑化など、様々な取組が必要とされています。

■通勤におけるバリア(道路や公共交通など)の解消の必要性
(身体・知的障がいのある人)



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 公共施設等の整備・改善

公共施設等の障がい者用トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を進めるとともに、思いやり駐車場の確保に努めます。障がいのある人などが利用しやすいように、整備済みの施設や思いやり駐車場制度の周知に努めます。

公営住宅等については、バリアフリー化公営住宅の整備を図ります。

民間による施設の建設や既存施設の改修においても、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいて、条例に示された整備基準を遵守するように指導・助言を行います。

② 道路・移動環境等の整備

安全な歩行空間が確保できるように、歩道と車道の段差の解消や、路面の点字ブロックの修繕等、道路の維持管理に努めます。障がいのある人に限らず、すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備、設備の改善を促進するためにユニバーサルデザイン化を推進します。

また、移動が安全かつ容易にできるように、低床バス（ノンステップバス）やリフト付きバス・タクシーの導入を働きかけます。あわせて、無人駅のバリアフリー化やホームの改築についての要請を行います。

③ 地域における住まいの確保

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援するため、住宅の確保に特に配慮を要する人に対して市営住宅の入居優遇等の配慮を行うとともに、賃貸住宅への円滑な入居ができるよう、浜田圏域自立支援協議会居住支援部会において、具体的な支援策を検討します。また、必要なグループホーム等の整備の支援や入所施設の確保に努めます。

④ 選挙等における配慮

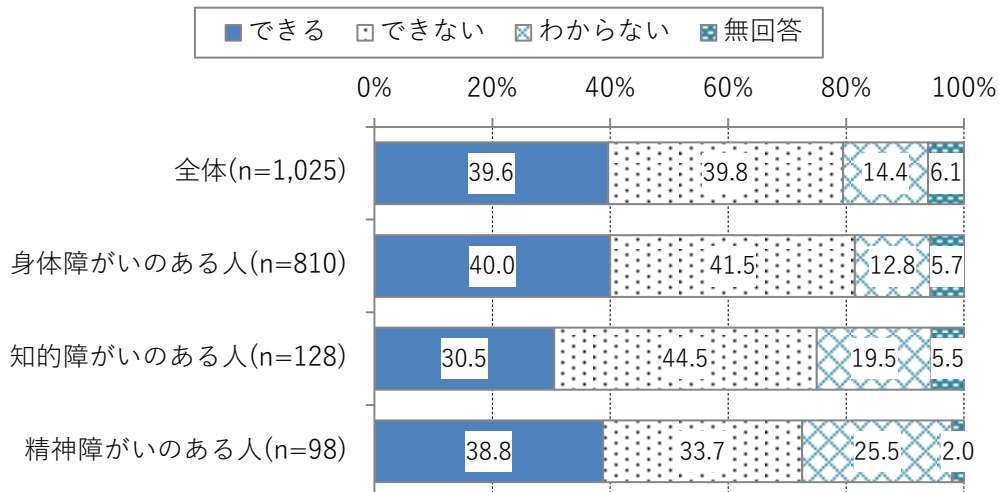
障がいのある人が、選挙等において円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備等の配慮を行います。

(2) 防犯・防災体制

現状と課題

- 防災については、東日本大震災以降も全国各地で地震、台風、線状降水帯による豪雨など、様々な自然災害による被害が後を絶たず、そのたびに障がいのある人の避難や、避難所での生活に関する支援等が課題として挙げられています。
- アンケート調査結果によると、災害時に一人で避難が「できない」、またはできるか「わからない」と回答した人の割合が54.2%となっています。また、避難する際に困ることとして、「避難場所までいけない」という回答が65.2%と最も多くなっています。
- アンケート調査では、災害が起きた時のための事前準備について、「準備していない」と回答した人の割合は69.0%となっており、多くの障がいのある人が不安を持ちながらも、具体的な行動ができていないことが分かります。
- 本市では、災害時の避難行動に支援が必要な障がいのある人や高齢者について、避難行動要支援者名簿の作成をするとともに、同意が得られた人については地域へ情報提供をし、個別計画の策定にも取り組んでいます。また、平成25年(2013年)には、障がいのある人及び支援者向けに、災害時のための準備品や避難所の場所、避難所での生活の注意点などを掲載した「障がいのある方の防災マニュアル」を策定しました。
- 障がいのある人及びその家族が、その障がいのために避難ができないような状況が生じないように、避難行動の支援を行うとともに、障がい特性に応じた配慮ができるよう避難所の設備や運営方法について検討し、災害時の避難支援体制を確立していくことが必要です。
- 障がいのある人を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がいのある人自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることができるよう広報・啓発活動が必要です。また、警察署や消費者センターとの情報交換や地域住民による防犯活動を推進し、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

■災害時に一人で避難できるか



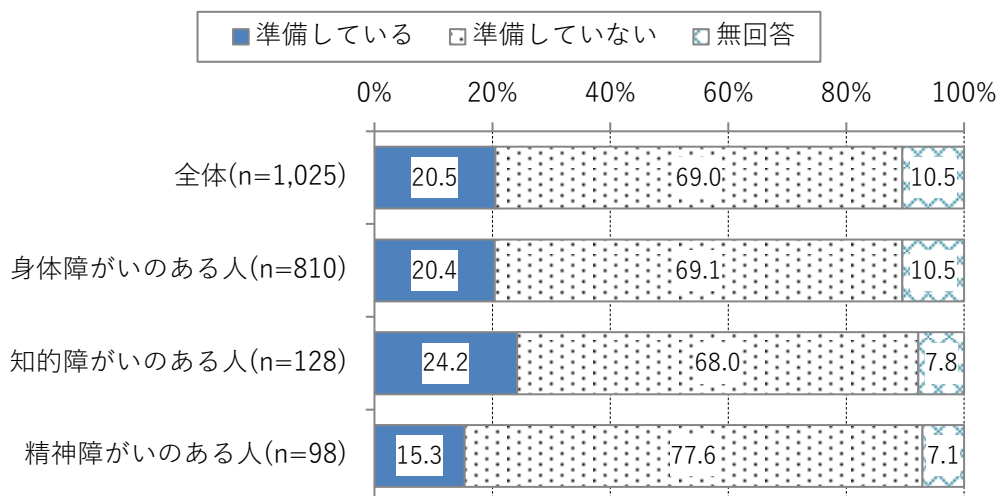
障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■避難するのに困ること

(%)	難（避難場所や階段などが遠いなど、避難しにくい）	い緊急時の介護者がいない	介齢介護が病弱者にできない緊急時の介護	なで近隣の助けを求められない	い法・災害時の連絡先がわからない	災を害する時の情報が入手しにくい	その他	無回答
全体 (n=408)	65.2	18.9	15.2	9.3	20.8	14.2	13.5	9.3
身体障がいのある人 (n=336)	69.3	21.1	16.7	8.9	19.3	13.4	11.3	9.2
知的障がいのある人 (n=57)	38.6	8.8	5.3	8.8	33.3	26.3	29.8	8.8
精神障がいのある人 (n=33)	48.5	6.1	3.0	21.2	21.2	15.2	39.4	3.0

障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■災害が起きたときのための事前準備状況



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 地域における防犯・防災体制の強化

防災訓練等を通じて障がいのある人を含め、地域住民の防災意識の向上を図ります。また、地域の実情に合った自主防災組織の設立促進や防災出前講座の開催を促進し、地域の防災体制の強化を図るとともに、関係機関との連携体制を強化し、犯罪や災害に強い地域づくりを推進します。

② 緊急時における支援体制の整備

災害時要援護者支援制度により、避難行動要支援者の情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制の整備を図るとともに、障がいのある人などの対象者に対して登録を勧奨し、制度利用者の増加を図ります。また、地域と連携して個別避難計画の作成を推進します。

災害時の避難所における障がいのある人への配慮等について、障がい特性に合わせた対応マニュアルを作成し、関係機関と連携しながら充実を図ります。障がいのある人などで特別な配慮を必要とする人のための福祉避難所は、多目的トイレなどが整備されたバリアフリー対応の市内 11 か所の施設に、一般の避難所とは別に開設します。

③ 消費生活トラブルの防止

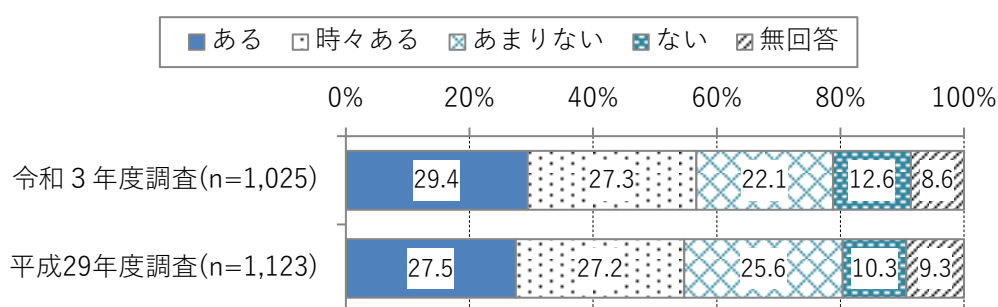
障がいのある人が消費者として不利益を受けることがないように、消費生活センターと連携し、悪徳商法に関する情報提供や消費者教育に取り組むとともに、消費生活相談窓口を設置し、苦情等に対する相談の充実に努めます。また、「広報はまだ」及びケーブルテレビ、チラシ等を活用して、より一層の情報提供や消費者教育の取組を推進します。

(3) 地域福祉

現状と課題

- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、日頃から地域住民の障がいに対する理解と支え合いが欠かせません。社会福祉協議会をはじめ、地域福祉活動を行う団体・機関とも連携しながら、福祉ボランティアを養成してボランティア活動を活性化するとともに、地域の見守り・声かけのネットワークを強化・充実することが重要です。
- 近年、核家族化の進展や個人の生活スタイルの変化により、地域での連帯関係が薄れつつあることから、助け合い、支え合いの地域づくりを進めることが必要となっています。また、障がいのある人を介護する家族の高齢化も進んでおり、「親亡き後の問題」も重要な課題となっています。
- アンケート調査では、障がいのある人の地域の人々との接する機会が、平成 29 年度（2017 年度）に比べて令和 3 年度（2021 年度）では減少しています。
- 関係団体調査では、「専門機関につないでいく仕組み等は整ってきたが、地域のゆるやかなつながり作りのために、社会教育施設（まちづくりセンター、NPO 法人、任意団体など）や、町内会などの中に、つなぎ手（キーパーソン）を育成する必要がある」という意見がありました。
- 地域の課題を解決していくためには、協働による地域課題解決のための取組の意義や必要性について市民の関心を高めるとともに、住民同士の新たなつながり方を検討する必要があります。

■地域の人々と接する機会の頻度



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和 3 年度（2021 年度）、平成 29 年度（2017 年度））

施策の方向

① 地域における見守りネットワークづくり

地域で生活している障がいのある人が安心して暮らしていけるように、地域共生社会の理念を浸透させ、民生児童委員や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等と連携しながら、地域において障がいのある人を見守り、ひきこもりや虐待の早期発見、災害時の援助など、必要な支援を行うネットワークづくりを推進します。また、「親亡き後の問題」といった課題についても、障がいのある人や家族に対して事前に様々な制度の周知を図り、安心して地域で生活できるよう支援を行います。

② ボランティア養成講座の開催

手話通訳・要約筆記等の障がい福祉に関するボランティアの養成講座を開催し、幅広い年代が参加できるような体制づくりを推進します。

③ ボランティア活動の活性化

ボランティアセンターと連携しながら、各ボランティア団体の交流や情報交換を促進するなど、ボランティア活動の活性化に向けた支援を行います。

(4) 福祉サービス

現状と課題

- 障がいのある人やその家族が安心して暮らせるためには、必要なサービスを受けられる仕組みを構築するとともに、障がいのある人自身が必要なサービスを選択し、決定することが重要です。また、障がい福祉サービス等の質を向上させることも重要で、サービス提供事業所の従事者を育成するとともに、従事者だけでなく、支給決定に当たる市職員等の研修体制を強化する必要があります。
- 本市では、障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者の状況に応じたサービスを提供するとともに、各種福祉手当の支給や各種助成制度を実施しています。
- 障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険サービスへの円滑な移行のためには、障がい福祉サービス事業所と介護保険事業所との情報共有を図るなどの支援が必要です。

施策の方向

① 各種サービスの提供

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等、各種障がい福祉サービスを必要とする人が利用できるよう、各種相談窓口等を通じて、情報提供を図ります。

② 障がい福祉サービス等従事者の資質の向上への支援

サービスの利用者が必要に応じて適切なサービスが受けられるように、相談支援事業所を中心にケアマネジメントの質の向上とそのための人的確保に努めます。また、障がい福祉サービスの質の向上を図るため、サービス提供者を対象とした各種養成研修について、受講の促進を図ります。

③ サービス支給決定の透明化

障がい支援区分の認定に当たっては、医師を含む各障がいに関する専門的な知見を有する複数の委員からなる審査会を開催し、適正に障がい支援区分の認定を行います。また、障がい者施策に係る市職員について、研修等の受講を促進し、資質の向上を図ります。

④ 各種福祉手当の支給

障がいのある人の所得保障のための障害基礎年金等の公的年金制度や、特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知徹底を図るとともに、これらの制度の適切な運用を進めます。

⑤ 各種助成制度等の実施

経済的な負担の軽減を図るため、バス・タクシー等運賃割引制度や医療費助成、市内公共施設利用料の減免など、制度の継続に努めます。

⑥ 介護保険サービスとの連携

障がいのある人が65歳以上になっても適切な介護保険サービスや障がい福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員と介護支援専門員の連携を強化するとともに、障がいのある人が65歳を迎えるまでに、各種制度の内容について案内を行います。

第4章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、「Plan（計画）→Do（実践）→Check（点検・評価）→Action（改善）」のPDCA サイクルに沿って、各事業の数値目標に対する達成状況及び進捗状況等について調査・分析し、それぞれの状況を的確に評価し、計画の見直し等、施策に反映させていきます。

計画の達成状況の点検及び評価等の進行管理に当たっては、浜田市保健医療福祉協議会が各種施策の実施状況の把握・点検を行います。

2 市民参画の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会、ボランティア団体等による支援や協力が重要となります。障がいのある人一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供するため、障がい福祉に係るボランティア団体の育成に努めるとともに、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して施策を推進していきます。

また、浜田市では、平成30年（2018年）に「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」を制定し、施行しています。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に安心して生きることができるまちの実現をめざします。

3 関係機関の連携

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など様々な分野が関連しています。そのため、市内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、障がいのある人一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

資料編

1 浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 不当な差別的取扱いの禁止（第8条・第9条）

第3章 合理的配慮の推進の取組（第10条・第11条）

第4章 差別等事案を解決するための仕組み（第12条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

全ての市民は、かけがえのない個人として尊重されるものであり、市民一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、その人らしく豊かに生きる権利を有している。

しかしながら、障がいのある人は、周囲の理解不足、誤解、偏見等により不利益な取扱いを受け、また、障がいに対する配慮が十分ではないために日常生活の様々な場面で生きづらさを感じる状況に置かれることがある。

このような状況を踏まえ、私たちには、障がいのある人に対する様々な障壁を取り除き、いかなる不当な差別的取扱いも無くす取組が求められている。

ここに、私たちは、障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して生きることができるようまちの実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がいを理解し、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすことに関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人も障がいのない人も共に安心して生きることができるようまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 合理的配慮 障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合において、障がいのある人が障がいのない人（障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。）と同等の権利の行使又は利益の享受ができるようにするため、その実施が過重な負担とならない範囲で、障がいのある人の意向を尊重しながら行う、必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。

(4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをすること又は合理的配慮を怠ることをいう。

(5) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(6) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 不当な差別的取扱いのない共生社会を実現するため、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられなければならない。

2 社会全体で相互理解の推進と合理的配慮に取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが平等に参加できる社会を作らなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第7条 市は、不当な差別的取扱いを無くすための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 不当な差別的取扱いの禁止

（不当な差別的取扱いの禁止）

第8条 何人も、障がいのある人、その家族等に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（相互理解の推進）

第9条 市、事業者及び市民は、不当な差別的取扱いを無くすため、障がい及び障がいのある人について相互に理解を深めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

第3章 合理的配慮の推進の取組

（合理的配慮の推進の取組）

第10条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、合理的配慮をしなければならない。

- (1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を供用する場合
- (2) 意思疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合
- (3) 労働者の募集、採用又は労働条件を決定する場合
- (4) 教育を行う場合
- (5) 保育を行う場合
- (6) 療育を行う場合
- (7) その他社会的障壁となつて、障がいのある人に対し、日常生活又は社会生活に相当な制限を与えている場合

2 事業者は、前項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めなければならない。

3 市民は、第1項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めるものとする。

（合理的配慮等の評価）

第11条 市は、この条例に基づく相互理解の推進及び合理的配慮の取組状況の評価を行わなければならない。

2 市長は、共生社会の実現に向け、障がい及び障がいのある人に対する理解を広げ、不当な差別的取扱いを無くすため市民の模範となる行為をしたと認める者を表彰することができる。

第4章 差別等事案を解決するための仕組み

（相談）

第12条 障がいのある人、その家族その他関係者は、市に対し、不当な差別的取扱いに該当すると思われる事案（以下「差別等事案」という。）について、相談をすることができる。

2 市は、前項の相談があった場合は、必要に応じ、当該差別等事案に係る次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 事実の確認及び調査
- (2) 必要な助言及び情報提供
- (3) 関係者間の調整

（あっせんの申立て）

第13条 障がいのある人は、差別等事案がある場合は、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要なあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 障がいのある人の家族その他関係者は、前項の規定による申し立てをすることができる。ただし、障がいのある人の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

（調査）

第14条 市長は、前条の規定による申し立てがあった場合は、当該申し立てに係る事実について調査を行うものとする。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

（あっせん）

第 15 条 市長は、第 13 条の規定による申立てがあった場合は、浜田市障がい者差別解消推進委員会に対し、あつせんを行うことの適否について諮問するものとする。

2 浜田市障がい者差別解消推進委員会は、前項のあつせんを行うことの適否の判断を行う場合において、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、浜田市障がい者差別解消推進委員会があつせんを行うことが適当と認めた場合は、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、あつせんを行うものとする。
(勧告)

第 16 条 市長は、前条第 3 項の規定によりあつせんを行った場合において、不当な差別的取扱いをしたと認められる者が、正当な理由なく当該あつせんに従わないときは、当該あつせんに従うよう勧告することができる。
(公表)

第 17 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該公表に係る者に対し、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
(浜田市障がい者差別解消推進委員会の設置)

第 18 条 障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを無くすための取組を効果的かつ円滑に行うため、浜田市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
(委員会の所掌事項)

第 19 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第 15 条第 1 項の規定による諮問に応じ、差別等事案に係るあつせんの申立てについて調査審議し、市長に答申すること。

(2) 第 11 条第 2 項の規定による表彰に係る選考について、市長に意見を述べること。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項及び第 3 項に規定する事務に関すること。
(委員会の委員)

第 20 条 委員会の委員は、10 人以内とする。

2 委員は、障がいのある人、障がいのある人への不当な差別的取扱いに関し優れた識見を有する者その他の市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市保健医療福祉協議会委員の項の次に次のように加える。

浜田市障がい者差別解消推進委員会委員	//	6,000 円
--------------------	----	---------

2 策定経過

日 程	経 過
令和3年（2021年） 11月26日（金）～ 12月23日（木）	○アンケート調査（手帳所持者対象）
令和4年（2022年） 6月22日（水）	○第1回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市障がい者計画の見直しについて
6月16日（木）～ 7月8日（金）	○関係団体調査（障がい福祉サービス事業所等）
11月29日（火）	○第1回障がい者福祉専門部会 ・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査の結果について ・浜田市障がい者計画（素案）について
12月15日（木）	○第2回障がい者福祉専門部会 ・浜田市障がい者計画（素案）について
12月27日（月）	○第2回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市障がい者計画（素案）について
令和5年（2023年） 1月5日（木）～ 2月3日（金）	○パブリックコメント

※「浜田市障がい者計画」に関連する部分のみ

3 浜田市保健医療福祉協議会規則

平成 17 年 12 月 22 日

規則第 241 号

改正平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）第 3 条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第 2 条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前 3 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(平 20 規則 5 ・ 一部改正)

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

4 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

(令和5年(2023年)3月現在)

所 属	職名等	氏 名	備考
浜田市医師会	会長	齋藤 寛治	
浜田市社会福祉協議会	会長	中島 良二	会長
島根県立大学	準教授	角 能	
リハビリテーションカレッジ島根	学校長	吉村 安郎	
浜田江津歯科医師会	会長	長野 悦郎	
浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	飯田 博	
浜田市民生児童委員協議会	理事	佐々木 喜弘	副会長
浜田市保育連盟	会長	山崎 央輝	
浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	布施 賢司	
浜田保健所	所長	村下 伯	
浜田警察署	生活安全課長	近江 隆允	
浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	
浜田市校長会	会長	齋藤 祥文	
浜田地域協議会	委員	宮木 竜一	
金城地域協議会	委員	三浦 兼浩	
旭地域協議会	委員	大屋 美根子	
弥栄地域協議会	委員	三浦 寿紀	
三隅地域協議会	委員	松原 芳樹	

5 障がい者福祉専門部会委員名簿

(令和5年(2023年)3月現在)

所 属	職名等	氏 名	備考
浜田市身体障害者福祉協会	会 長	西田 正行	部会長
浜田市手をつなぐ育成会	副会長	小田 紀代美	
西川病院家族会 いわみ会	会 員	槇本 善子	
特定非営利活動法人 海	管理者	山本 剛志	
社会医療法人清和会 西川病院	せいわ地域連携室 室長代理	地主 礼	副部会長
浜田公共職業安定所	統括職業指導官	川上 豊	
浜田障害者就業・生活支援 センター レント	所 長	佐々木 秀樹	
島根県立浜田養護学校	教 諭	大前 晶子	
浜田保健所	健康増進課長	上野 里美	
浜田児童相談所	判定保護課長	花谷 慶子	
浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	田邨 真紀夫	
島根県西部視聴覚障害者情報 センター	所長	小松 京子	
地域生活支援センター らいふ	課長	濱村 洋介	
社会福祉法人 ひゅあ	管理者	宮家 瑞穂	
特定非営利活動法人 浜っ子作業所	所 長	沖田 和美	

浜田市障がい者計画

発行年月：令和5年（2023年）3月

発行・編集：発行・編集：浜田市 健康福祉部 地域福祉課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

T e l : 0 8 5 5 - 2 5 - 9 3 2 2

F a x : 0 8 5 5 - 2 2 - 9 7 3 3